

令和元年第2回

甲佐町議会 6月定例会会議録

令和元年6月7日～令和元年6月10日

熊本県甲佐町議会

令和元年第2回甲佐町議会（定例会）目次

○6月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 同意第5号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて	5
日程第6 報告第1号 平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6
日程第7 報告第2号 平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	8
日程第8 報告第3号 平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	14
日程第9 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	15
日程第10 議案第30号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第11 議案第31号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	19
日程第12 議案第32号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）	20
日程第13 議案第33号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）	36
日程第14 発議第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について	40
散会	42

○6月10日（第2号）

出席議員	43
欠席議員	43
本会議に職務のために出席した者の職氏名	43
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	43
開議	45
日程第1 一般質問	45
8番 宮本修治議員	45

7 番 荒田 博議員	61
1 番 甲斐良二議員	68
追加日程第 1 発言取消申出書について	79
10 番 井芹しま子議員	79
2 番 甲斐高土議員	95
6 番 佐野安春議員	106
日程第 2 議員派遣について	119
日程第 3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	120
日程第 4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	120
日程第 5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	120
閉会	121

6月7日（金曜日）

令和元年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和元年6月7日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 6月7日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月7日 午後2時04分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 甲 斐 高 士	3番 田 中 孝 義
4番 鳴 瀬 美 善	5番 森 田 精 子	6番 佐 野 安 春
7番 荒 田 博	8番 宮 本 修 治	9番 福 田 謙 二
10番 井 芹 しま子	11番 宮 川 安 明	12番 本 田 新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥 名 克 美	副 町 長 師 富 省 三
会 計 管 理 者 山 本 洋 子	総 務 課 長 一 圓 秋 男
企 画 課 長 北 野 太	地 域 振 興 課 長 北 畑 公 孝
くらし安全推進室長 佐々木 善 平	税 務 課 長 古 閑 敦
環 境 衛 生 課 長 橋 本 良 一	住 民 生 活 課 長 井 上 理 恵
総合保健福祉センター所長 奥 村 伸 二	福 祉 課 長 福 島 明 広
農 政 課 長 井 上 幸 介	建 設 課 長 志 戸 岡 弘
会 計 課 長 山 本 洋 子	町 民 セ ン タ ー 所 長 中 林 健 次
教 育 課 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 一
社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二	農 業 委 員 会 事 務 局 長 井 上 幸 介
選挙管理委員会書記長 一 圓 秋 男	代 表 監 査 委 員 本 田 進

1. 開会 6月7日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 日程第5 同意第5号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて
- 日程第6 報告第1号 平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第7 報告第2号 平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 報告第3号 平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第9 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第10 議案第30号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第31号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第32号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第33号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。これより令和元年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番、福田謙二議員、10番、井芹しま子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） それではご報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました令和元年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る5月27日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日6月7日から10日までの4日間と決定いたしました。

本日は会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、人事案件、報告案件、条例案件、令和元年度甲佐町一般会計補正予算並びに甲佐町介護保険特別会計補正予算について及び意見書提出について。8日及び9日は議案調査のための休会。10日は一般質問、その他、議会提出案件についての審議。

以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましてはよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日6月7日から

10日までの4日間と決定いたしました。

同意第5号、甲佐町監査委員の選任につき同意を求めることについて、報告第1号、平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について、報告第2号、平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号、平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、議案第30号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について、議案第31号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、議案第33号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

（自席より発言する者あり）

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時6分

再開 午前10時15分

○議長（宮川安明君） 時間をとらせて申し訳ございません。今後このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速ではございますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、同意案件が1件、報告案件が3件、同文議決案件が1件、条例案件が2件、補正予算案件が2件、以上合わせて9件となります。

まず、同意案件といたしまして、甲佐町監査委員の選任につき同意を求めることについ

てを、報告案件といたしましては、平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についてほか2件を、同文議決案件といたしまして、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを、条例案件といたしましては、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか1件を提案いたしております。

また、補正予算案件といたしましては、まず、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）において、主なものといたしまして、民生費で乙女高齢者福祉センター法面補強工事費に250万円を増額し、教育費では井戸江峡キャンプ場整備費に5,724万3,000円を増額などを行い、総額で8,530万4,000円を追加補正し、補正後の総額を78億7,073万1,000円といたしております。

次に、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）におきましては、介護保険システム改修事業で65万5,000円を追加補正し、補正後の総額を15億1,579万6,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は各担当課長等に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 同意第5号 甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて

○議長（宮川安明君） 日程第5、同意第5号「甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 同意第5号についてご説明申し上げます。

同意第5号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、豊永康法。生年月日、■■■■■■生まれ。

令和元年6月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、現委員本田進氏が令和元年7月7日で任期満了となるためでございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、選任理由の説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任する監査委員について、改めてご説明を申し上げます。

識見を有する者のうちから選任の現委員本田進氏が令和元年7月7日で任期満了となり

ますので、本議案を提出するものであります。監査委員として提案をいたしております豊永康法氏は、■■■■■■■■■■を卒業後、■■■■年■月に熊本県庁に入庁され、■■■■年■月に■■■■■■■■■■、退職をされるまで38年間もの長きにわたり奉職をされました。その後、甲佐町の文化協会の副会長、人権擁護委員、甲佐町社会教育委員など、さまざまな委員としてご活躍をされております。

このように、氏は行政経験も豊富で卓越した識見は監査委員として適任であると判断し選任をしたいので、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。以上です。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。同意第5号、甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについてでありますけれども、ただいま町長の選任理由の説明にもありましたように、豊永康法氏におかれましては、県職員を38年間経験されたということと、その後さまざまな役職を経験されておまして、監査委員としては適任であると認めまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、同意第5号「甲佐町監査委員の選任に付き同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時25分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 報告第1号 平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第6、報告第1号「平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項で準用する第146条第2項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

説明につきましては、表の款、項、事業名、翌年度繰越額で説明をさせていただきたいと思っております。

款3民生費、項3災害救助費、住宅応急修繕事業430万2,000円。

款7土木費、項2道路橋りょう費、道路新設改良事業3,528万6,000円。項4住宅費、宅地耐震化推進事業1億886万8,000円。

款8消防費、項1消防費、防災公園整備事業5,988万2,000円。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業3,900万9,000円。林業施設災害復旧事業4,326万3,000円。

次ページをお願いします。

項2公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業5,897万1,000円。

合計で、翌年度繰越額は3億4,958万1,000円です。

今回の報告につきましては、平成29年度から平成30年度へ繰り越したしました26事業のうち、平成30年度中に実施できなかった7事業、約3億5,000万円につきましては、令和元年度へ繰り越しをお願いするものでございます。7事業につきましては、全て震災関連事業というものでございます。

令和元年6月7日提出、町長名です。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 災害復旧費ということだそうですが、どこが残っているのか、何カ所残っているのか。どこの工事かということも皆目これではわかりません。民生費、土木費、それから災害復旧費について何カ所の事業で残っているのか。それから、どこがと言われてもあれでしょうけど、何カ所ぐらい残っているのかということぐらいはやはり説明資料をもう少しちょっと詳しく添えていただければ、私たちの理解も早いなどというふうに思います。

数字だけいただいて、これでどうかと言われてもですね、なかなか——時間があつたのでそれぞれの課を回って聞けばいいんでしょうけれども、ほかの皆さんが全てそういうふうに各課を回るといってもいきませんので、今後ですね、こういったものについては資料をもう少し、あと一段ですね、詳しく添えていただきたいということも含めて、何カ

所残っているのかということについてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今回、資料が少し不足すると。これではわかりにくいということでございます。次回につきましては、その箇所数もわかるような資料を添付してもらいたいということでございます。

それにつきましては、……。

すみません。今、箇所数につきましてですが、3月12日に全員協議会があったと思います。その中で、その箇所数についてとか事業の内容とか、そういうものについてはそちらのほうでちょっと配付資料としても説明させていただいております。

改めて、今、事業箇所数だけここで説明させていただきますけれども、1番上の住宅応急修繕事業ですけれども、これは12カ所でございます。それから、その次の道路新設改良事業が2カ所、宅地耐震化推進事業につきましてが2カ所、防災公園整備事業は1カ所、農業用施設災害復旧事業が8カ所、林業施設災害復旧事業が7カ所、それから公共土木施設災害復旧事業が1カ所ということで、合計で7事業で33カ所ということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第1号「平成30年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第7 報告第2号 平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第7、報告第2号「平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 報告第2号についてご説明申し上げます。

報告第2号、平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により下記のとおり報告するものでございます。説明につきましては、表、款、項、事業名、翌年度繰越額で説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、会計年度任用職員制度例規整備等事業199万8,000円。公有地塀補修事業375万円。防犯灯設置事業3,000万円。熊本県議会議員一般選挙用掲示板設置事業44万2,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費、風しんに関する追加的対策事業95万8,000円。項2清掃費、熊本中央一般廃棄物処理施設整備事業5,076万円。

款5農林水産業費、項1農業費、農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金126万9,000円。

担い手確保・経営強化支援事業補助金27万4,000円。暗渠排水整備事業4,290万円。グリーンセンター用地所有権移転等事業394万2,000円。

款6 商工費、項1 商工費、やな場厨房修繕事業336万円。

次ページをお願いいたします。

観光案内看板等設置事業1,800万円。やな場樹木剪定植栽事業90万円。

款7 土木費、項2 道路橋りょう費、道路維持事業2,762万7,000円。道路新設改良事業2億4,996万7,000円。項4 住宅費、住環境の安全性向上事業455万円。子育て支援住宅整備事業3億1,527万1,000円。町営住宅整備事業9,679万7,000円。宅地耐震化推進事業1億4,850万円。被災宅地復旧事業4,518万6,000円。

款8 消防費、項1 消防費、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業147万6,000円。防火水槽整備事業1,953万6,000円。

次ページをお願いいたします。

款9 教育費、項2 小学校費、甲佐小学校ブロック塀等改修事業159万6,000円。項4 社会教育費、井戸江峡キャンプ場整備事業499万4,000円。宮内地区社会教育センター急傾斜地防護施設設置事業3,000万円。項5 保健体育費、安津橋総合運動公園整備事業3億793万8,000円。

款10 災害復旧費、項1 農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業4,817万2,000円。林業施設災害復旧事業3,918万円。項2 公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業4億566万4,000円、町営住宅災害復旧事業990万円。項4 その他公共施設・公用施設災害復旧費、宮内地区水道施設災害復旧事業700万円。グリーンセンター集会用施設災害復旧事業7,555万4,000円。

合計で、翌年度繰越額は、19億9,746万1,000円です。

今回の報告につきましては、平成30年度中にどうしても実施できなかった32事業、約20億円につきまして、令和元年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

令和元年6月7日提出、町長名です。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

4番、鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。すみません、1つお尋ねをいたします。

款の2、項の1、事業名が会計年度任用職員の制度に伴う例規の整備事業ということがありますけれども、会計年度任用職員という制度の中身について、少しお聞かせいただければと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） ご質問の制度の内容ということでございますが、会計年度任用職員制度につきましては、平成29年に地方公務員法、また地方自治法が改正されて、来年度の令和2年4月から自治体の非正規職員——特別職または一般職の非常勤職員、または臨時職員の方が従来の任用、また雇用条件等そういうものが各町村ばらばらでござ

いましたので、それを法で統一するということになりまして、会計年度任用職員という位置づけになるということでございます。

内容につきましては、要は、今回の臨時非常勤職員の——今回は実態調査とか任用の明確化、適正化とか、任用の勤務条件等とか、また今回、9月の条例のほうで出させていたいただきたいと考えておりますけれども、そういう条例、規則の制定とかそういうものが必要になってまいります。

今までは各市町村がばらばらに任用をしていたというものでございまして、実際、今、働き方改革というのがございますけれども、同一労働、同一賃金というふうな制度が、今、働き方改革を改革する必要がありますけれども、その中の一環というものでございます。

今回、その会計年度任用職員になられた場合ですけれども、ボーナスといいますか期末手当とか、それからフルタイムで来られる場合には退職金まで対象になるとか、そういうものでございます。また、任用につきましては従来のような選定の方法ではなくて試験や面接をやるということになります。

任期につきましても、期間を限定するというものではなくて、基本的には1年間という形になります。ただ、フルタイムで勤めたいという方もおられれば、パートでという方も当然おられますので、そのあたりについては、またその中で協議ができますので、それは対応できますけれども、制度的に大幅に非正規職員の方の処遇改善が法で改正され、それが令和2年から始まるというものでございます。

詳しい中身についてはですね、今、内部で条例、規則等の制定をやっているところでございます。9月に出ささせていただきたいと思っておりますので、そのときにまた改めて詳しい内容については説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 1つだけお聞かせください。

任用の基準を統一するということはわかりました。現在、甲佐町役場のほうで非常勤とか臨時職員さんで来られている人数だけおつなぎをお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 臨時職員と一般職の非常勤、また特別職の非常勤ということでおられますけれども、実際、その臨時職員については、現在7名の方がおられます。一般職の非常勤と特別職の非常勤につきましては、人数から言いますと1,305人ぐらい。なぜかと言いますと、特別職の非常勤という方がおられます。いろんな協議会等の方です。もちろん嘱託員さんを初めいろんな選挙に関する——また消防も一緒です。それから、各種委員会についても全てそういうことになります。人数的には、今の段階では1,300人ぐらいはおられる。人数的にはそういう形でですね。今、役場で何人か来られている方が通常非常勤という形だろうということでしょうけど、これは一般の非常勤さんでございまして、特別の非常勤さんというのは1,300人ぐらいおられるということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 鳴瀬です。何か非常にわかりにくかったんですけど、臨時職員さんは7名というのははっきりわかりました。じゃあ、一般の非常勤職員さんは何名おるか、そこを聞きたいです。1,300人という大きな数字の人が新しい基準で採用されたら大変なことになるんで。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 時間をとらせて申し訳ございませんでした。

非常勤につきまして、一般の非常勤職員として現在66名の方を任用しているところがございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。2ページの商工費の中で、観光案内看板に1,800万円計上されておりますけど、できれば具体的な場所とか、こういった看板になるかご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 観光案内看板が今回1,800万円の繰り越しをお願いしているところです。

場所につきましては、まず田口橋、乙女橋、塔ノ木、安津橋、それと役場の北側になりますけれどもJAかみましきさんのガソリンスタンド付近、それと役場南側になりますパムズ付近と、あと甲佐小学校の四差路のところに看板を設置することとしております。

看板につきましては、今回はサイン看板と言いまして幹線道路にいたしますので、どちらの方向にこういった施設があるという形での表示をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） これは30年度なので、私たちがまだわからない部分もあるわけですね、新しいものにとってはですね。宮内地区社会教育センターの急傾斜地の防護施設の設置事業ということで3,000万がそっくりそのまま繰り越しになっておりますけれども、これは、どこら付近の――裏の工事なのか前の工事なのか。そして、宮内のこの施設については幾度となく予算をつけているというふうに思うんですけど、なかなか利活用と

いうのがうまくできていないと思うんですけどこれはもう当然しなくちゃいけないんだろうと施設がある限りは思うんですけども、さまざまな今後の補修とかそういった予算が必要になるかと思いますが、これについての利活用というのは議論をされておられるのかどうか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 宮内社会教育センターの部分は利活用の面だけでいいですかね。前段からずっとという形でご説明させていただきたいと思います。この急傾斜防護柵設置事業につきましては、宮内教育センターが建ってる右側の裏山になりますが、ここに土砂流入のおそれがありますので、ここを指定避難所として指定するには現段階ではレッドゾーンという域になりますので難しいと。そこで、防護柵を設置いたしましてイエローゾーンに変更して、ここを宮内地区社会教育センター内を宮内地区の指定避難所として活用するために、今回、工事を行うわけでございます。

30年度につきましては、そのための用地買収でありますとか測量委託等を行っておりますけれども、工事につきましては、30年度に工事の分だけ繰り越すという形で、今回、計上させていただいているところでございます。

昨年、地震からですね、数回、地震の補修工事を行っておりますけれども、今回は裏山の工事ということで、社会教育センター内じゃなくて裏山の急傾斜防護柵の設置工事ということになります。

それと利活用については、現在、「自然楽舎みやうち」っていうところに管理委託を行っておりますけれども、その中で地域の住民でありますとか、我々とか。そういった形です、利活用についてはいつもお話し合いをしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） あと1点です。防犯灯設置事業の3,000万円ですけれども、まだ事業がなされておられません、これはどこに、どういった距離をされようとしているのか、ちょっとお尋ねをいたします。申し訳ありません。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 防犯灯の関係でお答えいたします。

これは、全体で防犯灯につきましては設置5カ年計画というのがございます。これにつきましては、おおむね約14キロを、ちょっとはつきりとした数字はちょっと忘れましてすけれども150基前後の防犯灯を設置予定で、今、大体半分ぐらい終わっております。これにつきましては、繰り越しなんですけれども29年度のやつが国道並びに県道が災害用の非常用道路になったもんですから、県との打ち合わせが長引きまして、昨年度、国道443号線並びに県道のほうを70基ほど設置させていただきました。町道分が若干残っておるんですけれども、この町道に関しては、稲とかそれと花の生育等に影響が及ぼしてくるもんですから、そこの説明を担当の地区の区長さん方にしなくてはなりません。そこの説明がまだ終わっていないということで繰り越しをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。すいません。教育費の甲佐小学校ブロック塀等改修事業について。

今度、ブロック塀にされるのは、非常に危なくて嬉しいんですけど、あそこに一緒に大木が、かなり木が茂っております。風で葉っぱが舞って道路が滑りやすくなったり、風の強いときに枝の折れる心配もでございます。前、小学校のおやじの会とか、そういうものでもかなり対応をしまいましたが、大きくなって大変だそうで、良かったらこの事業の中にちょっと考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 今、田中議員のご質問についてお答えいたします。

樹木の剪定につきましては、予算化をしておりますので、この前、緑町の区長さんから要望がありましたので、一部は剪定をさせていただいております。また、地域の方の要望等を聞きながら樹木の剪定をしながら、枝等の落としをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 総務費の公有地塀補修事業。この事業の内容がどんなものかということで説明と、既に済んでいるところ、またこれから予定されているところ。そういったところをちょっとご説明いただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えします。

公有地塀の補修事業でございます。375万円でございますが、これにつきましては、御船警察署白旗駐在所のブロック塀の補修工事というものです。これにつきましては、重力式の擁壁工事ということで、実際、施工が今行われており、7月完了を目指して実施されているというところでございます。

ほかに済んでいるところということでございますけれども、公有地でブロック塀処理以外の部分については、今の段階では私のほうではちょっと把握はしておりません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ないかな。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号「平成30年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第8 報告第3号 平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第8、報告第3号「平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により下記のとおり報告いたします。

記。平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

以下の表につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に読み上げさせていただきます。

款、資本的支出、項、建設改良費、田口橋配水管橋梁添架工事1,350万円。同じく県道今吉野甲佐線送配水管連絡工事250万円。

合計の翌年度繰越額でございますが1,600万円です。

令和元年6月7日提出、町長名でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この今吉野線はどこになりますかね。場所は。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 世持配水場というのは、マミコウロードの上り上がったところに設けておりますが、そこから船津の花見山にあります第2配水池のほうへ送水管を伸ばしております。新旧の接続を山口と迫の境の交差点のところで接続工事を行わせていただきました。それと、坊分線、その他支線のつなぎ替え工事を行っております。工事箇所については、船津地内ということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「平成30年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第29号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第29号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和元年8月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更することとするものでございます。

令和元年6月7日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、合志市」を削る。

附則。施行期日。第1項、この規約は、令和元年9月1日から施行する。

経過措置。第2項、改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

今回の共同処理する事務の変更につきましては、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和元年8月31日をもって合志市が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合の規約の一部を変更する必要があるものでございます。

以上で、説明は終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第29号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、ただいま担当課長の説明にあつたとおり、合志市が抜けられるということでの規約変更ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第29号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第30号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第10、議案第30号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第30号についてご説明申し上げます。

議案第30号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとするものでございます。

令和元年6月7日提出、町長名です。

提案理由につきましては、団員数の減少に伴い、消防組織法第19条第2項の規定に基づきこの議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和48年甲佐町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中、460人を448人に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

今回の改正につきましては、毎年お願いしております消防団員の4月1日付の実員数に合わせました定員の改正となっております。

昨年と比較いたしまして、12人の減少となっておりますのでございます。

以上で説明は終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

2番。甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番。甲斐です。今回の一部改正につきましては、ただいま総務課長のほうから説明がありましたように、4月1日時点での現在の団員数に条例の定数を合わせるということで、この件に関しましては何ら異議がございませんけれども、ただいま人口減少が本町も進んでおりまして、団員数も年々減少しております。ただ、減少している中で、甲佐町の面積というのは57.87平方キロメートルで変わらないわけでございます。今後は、少ない人数で広い範囲でカバーしていくというようなこととなりますので、消防団員の確保等についても何らかの対策が必要ではないかと思っておりますけれども、その点に関しまして、今、町のほうで消防団員の確保等について何らかの取り組みがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

今、甲斐議員が言われましたように、消防団員の減少が今続いているというところでございます。

消防団員につきましては、平成26年度に512名という団員数でございました。それから、今回、令和元年度につきましては448ということで、ピークからだんだん減少しているという状況でございます。

町としまして、こういう大きな問題——これは甲佐町だけじゃなくて全国的な問題でもございますけれども、本町としまして、今後、どういうふうにするかということですが、全国的な取り組みとしまして、今、機能別分団という取り組みが行われております。機能別分団制度、または女性消防団員の入団促進、そういうものが全国的に行われている状況でございます。

今、言いました機能別分団でございますけれども、これにつきましては、考え方としましては基本は団員の補充的な目的で組織されるということで、今、消防団員の方がお昼に消防活動をする上において、いろんな職場で勤務されておられます。そういう観点から、なかなか昼間の火災のときには出動できないという状況がございます。そういうことを踏まえまして、昼間の活動ができるような組織をつくってはどうかということで機能別消防団の分団をつくってはどうかというふうな話で全国的になっております。

本町につきましても、平成23年4月から、今、役場消防団というのができておりますけれども、この役場消防団の中で昼間、または昼間の火災にすぐ対応できるようなことで役場の町外出身者がメンバーとなって、それから女性もおりましてその中で昼間の対応をするようにしております。

本町も機能別分団ということで、今取り組んでいるところです。ただ、これだけじゃなくてですね、もう1つは、従来、地域にOBの方がおられますので、そのOBの方に対してまして取り組みについても、消防とかまた内部で団長、副団長を含めてそういう協議がなされているところです。どういうふうにやってOBの方と連携してこの地域を守っていくかというふうな協議がなされているところです。今後、方向性については決まり次第また報告をさせていただきたいと思いますが、現在、そういうことで検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ちょっと補足して、私のほうからのご説明を申し上げておきたいというふうに思います。

議員もご指摘のとおり、非常に今の団員不足というのが町にとっても非常に心配の種というふうになっているような状況です。

そこで、今年度、団員の報酬等についても待遇改善をさせていただいたということが1つあります。

それと、ご承知のとおり分団の統合をすることによって、部どうしの横断的な活動もできるよというふうな配慮もなされたところでもありますので、その点もあわせて改革がなされたということもつけ加えてご報告させていただきます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第30号、甲佐町消防団員の定員、任命、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、先ほど課長の説明にありましたとおり団員数の減少をする条例でありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第30号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第31号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第11、議案第31号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議案第31号についてご説明申し上げます。

議案第31号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出、町長名です。

提案理由としましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、甲佐町介護保険条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正する。以下、第2条の改正でございますが、改正内容につきましては、最後のほうに添付しております計算資料で説明させていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料の低所得者軽減保険料計算資料により説明させていただきます。

まず、改正の概要を申し上げます。

改正の概要としましては、今年の10月から消費税が10%に引き上げられることに伴いまして、低所得者の保険料の軽減強化として第1段階の軽減割合を増加するとともに、軽減対象を第1段階から第3段階までに拡大することとなります。

この表の中の説明をいたします。現在、所得段階が9段階ございます。その中で軽減される第1段階から第3段階までの年額の保険料をご説明いたします。

第1段階の保険料の年額は、軽減前が本来3万9,000円になっておりますけれども、平成27年からの軽減がかかっておりまして、現在では3万5,100円ということで今回の軽減後が2万9,250円となります。

次に、第2段階では、保険料年額におきましては5万8,500円。これから軽減後が4万8,750円と。次の第3段階の保険料年額におきましては、同じく5万8,500円から軽減後が5万6,550円ということになっております。

以上で簡単でございますけれども、議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この適用される軽減は――適用される方は大体全体の何%ぐらいに当たりますか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 人数のほうで今上げておまして、いわゆる対象者全体が30年3月末でありますけれども4,019名。そのうちの第1から第3段階までが1,575人ということです。ちょっと%がわかりませんが、以上でよろしいでしょうか。1,575人です。

（自席より発言する者あり）

○福祉課長（福島明広君） すみません。39%ということで。
お願いします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。
鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） お尋ねします。この所得についての考え方については、個人で考えるといいんですかね。それとも世帯で考える所得だったですかね、これは。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 例えば、第1段階で申しますと、生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給の方で住民税の世帯非課税の方ということと、住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方ということで、世帯を加味したところの金額ということになるところです。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。
これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第31号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま担当課長の説明がありましたとおり、介護保険施行令の一部改正に伴い、本町の低所得者の軽減を図るということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。
これから、議案第31号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第32号 令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第32号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算

(第1号)」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 議案第32号についてご説明申し上げます。

議案第32号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）でございます。

次のページをお願いいたします。

令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,530万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億7,073万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

令和元年6月7日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。まず歳入です。

款15国庫支出金から835万9,000円を減額し、16億6,646万2,000円としております。2の国庫補助金です。

款16県支出金から1,210万6,000円を減額し、8億8,782万1,000円としております。2の県補助金、3の委託金です。

款19繰入金に1,216万9,000円を追加し、4億5,969万4,000円としております。1の基金繰入金です。

款21諸収入から350万円を減額し、5,424万1,000円としております。5の雑入です。

款22町債に9,710万円を追加し、12億7,840万円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額77億8,542万7,000円に補正額8,530万4,000円を追加し、78億7,073万1,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費に353万4,000円を追加し、10億3,594万7,000円としています。1の総務管理費、4の選挙費です。

款3民生費に729万7,000円を追加し、20億1,962万8,000円としています。1の社会福祉費から3の災害救助費です。

款7土木費に120万円を追加し、12億4,855万3,000円としております。1の土木管理費です。4の住宅費は財源内訳変更で補正額はございません。

款8消防費に77万8,000円を追加し、3億814万円としております。1の消防費です。

款9教育費に5,929万5,000円を追加し、11億9,954万5,000円としています。1の教育総務費、3の中学校費、4の社会教育費です。

款10災害復旧費は財源内訳変更で補正額はございません。

款13予備費に1,320万円を追加し、3,320万円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額77億8,542万7,000円に8,530万4,000円を追加し、78億7,073万1,000円といたしております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1、変更です。説明につきましては、起債の目的、補正後の限度額でご説明申し上げます。

過疎対策事業債に6,850万円を追加し、8億2,670万円としております。

緊急防災・減災事業債に1,000万円を追加し、2,880万円としております。

公営住宅建設事業債に800万円を追加し、2億1,910万円としております。

災害復旧事業債に1,060万円を追加し、8,080万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出全部について質疑をお願いいたします。9ページから13ページまでです。9ページから13ページまでです。歳出全部についての質疑をお願いいたします。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番。森田です。9ページの3の民生費の報酬、職員手当等、賃金、臨時職員の賃金。それと課が関連ありますので、10ページの児童福祉の中の、やはり職員手当、賃金について内容のほうをお聞きしたいと思います。

職員手当については、一般職員の手当だと思いますけれども、短時間での業務を必要としなければいけなかったのか。それと、その理由と何人の何時間がについてお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、議員からのご質問ですけれども、まず9ページの3の1の1、報酬、職員手当、賃金についてですけれども、この分につきましては、10月の消費税関係で行われますプレミアム付きの商品券事業ということで、今回、臨時職員の分を組んでおりましたけれども、非常勤職員さんと時間外の勤務ということで割り振っております。

この臨時職員については、臨時職員よりも非常勤職員でも対応ができるだろうということと、時間外勤務手当につきましては、休日窓口の設置を予定してといたしますか考えておりまして、それに伴い必要ではないかということで上げております。

それと10ページの3の2の1でよろしかったですかね。これも時間外手当、臨時職員と需用費、役務費の分でよろしかったでしょうか。これにつきましては、これも10月からの消費税引き上げに伴います保育料の無償化に伴いまして、臨時職員と時間外も必要ではないかということで、事業名としましては幼児教育無償化の円滑化事業ということで必要な

費用として計上させていただいております。

以上でよろしかったでしょうか。

しばらく、すみません。ちょっと休憩よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時45分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） すみません。時間を取らせまして。

まず、9ページのプレミアム事業について。非常勤職員については1名でございます。時間外勤務手当につきましては、福祉課の職員並びに地域振興課と一緒にやっております、その職員に応じて対応したいというふうに思っております。

10ページの保育料の無償化につきまして、これも臨時職員の賃金につきましては1名でする予定でございます。時間外勤務につきましては、福祉課の職員によりまして休日等の時間外を予定しております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 時間外手当のことをお聞きしたわけは、最近、住民の方からもよくお聞きするんですけど、役場の庁舎のほうで10時過ぎても電気が1階も2階もこうこうとついていると。役場ってあぎゃん仕事ばせやんとねっていうような話もよくお聞きしますし、私も数回通ってみたんですけど、やはり10時過ぎに1階も2階も電気がついて仕事をされておりました。

そういう中で、現在、国の働き方改革が進められておりますけれども、成果を出すためには、町でも組織と職員個人の両方が仕事の進め方を工夫して業務や時間の質を高めながら働ける職場環境づくりをつくっていく必要があるのではないかと思います。

そこで、9月の議会でもたお聞きするつもりですが、その資料のために1年間の各課の残業の時間数と人数を資料として後日でよろしいですので提出方をよろしくお願ひしときます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時51分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 森田議員のほうから今後の働き方改革、国のほうもしっかりとその辺の対応を考えておられますので、それに関連したところでのご質問だろうと承りました。

実は、昨年度いろんな考え方の中から、まず、課長は各課の仕事において過度に負担になっている業務とか、特定の個人に対して過度の負担がかかっていないかどうなのか、その辺を把握するためにも残業時間等についてのデータを取ったような状況があります。それと、パソコンがシャットダウンといいますかね、シャットダウンするまでの時間等についての管理等もやってもらっている経緯があります。

ただ、この残業というのがやっぱり個人差もあろうかと思えますし、また、どうしてもその段階で仕上げておかなければ次の業務に差し支えが出てくる。そういった場面もあろうかと思えますので、余りにそのことだけに固執してやった場合には逆に職員のモチベーションが下がってしまうということも考えられます。

したがって、そういうふうな事をやっぱりあわせて考えなくちゃなりませんので、非常に難しいところでもありますけれども、これが職員に対しての何といいますかね、心のケア等につながるようなことにはならないようにはやはり考えていかなくちゃなりませんので、総合的な考え方の中で、課長会議等も通じていろんな指導等もやっていくならばというふうに思っているところでございます。

ちょっと答えになるかどうかわかりませけれども、そういった手だてについては昨年度やらしていただいて、実態のほうは一応調査させていただいているというようなことでございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 12ページ。教育費の中の井戸江峡キャンプ場整備費。この内容について説明をいただいてよろしゅうございますか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それでは、今回、補正に出しております井戸江峡キャンプ場の内容ということですが、井戸江峡キャンプ場につきましては、現在も休止状態でありまして、今九州電力の工事関係で使用されております。

施設の状態は、老朽化と熊本地震とさらにまた豪雨災害ということで、その影響もあり大規模な改修が必要な状態となっております。一応、管理の担当課は社会教育課ということになっておりますけれども、災害復興計画に基づく復旧復興が計画されております。

このような状況の中、昨年11月に一般社団法人パレットという町の若い人たちを含めたまちづくり団体でございますけれども、そこより一応観光交流地域活性化の拠点としての再生の提案がされております。

町では、この提案をもとに内閣府が実施する地方創生拠点整備交付金を活用した事業実施を計画し、国の平成30年度2次補正予算が600億円ついておりますけれども、それへの事業申請を行っております。

その結果、一応採択となりまして、3月29日に交付決定がっております。

そういうことで、繰越事業として今年度中に完了するように進めているところでございます。

改修の概要につきましては、現在のバンガローとか管理棟の施設の解体、撤去。また、樹木がかなり大きくなって生い茂っておりますので、その伐採。また、整地等を行い新たに管理棟やキャンプテラスのほかレストラン棟やショップ棟などの整備をする計画としております。

今後の工事の事務手続は、一応、今年度中に完了するというようなことになっておりますので、社会教育課を含め企画課、地域振興課3課で進めていきます。

完成後は、ほかの観光交流施設との連携など観光施設との色合いが強くなるということから、指定管理者制度などの活用策を地域振興課で進めていくということとしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） この井戸江峡キャンプ場整備費につきましては、さきの3月定例会に提案されて、今年度の予算にのるという形でご説明があったと思うんですが、そこで決まったものにすぐにまた補正が必要とかいうことはどういったあれかなと思ひまして。その時点で想定されなかったのか。いかがですかね。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） 井戸江峡キャンプ場につきましては、国の交付決定とあわせまして、この3月議会に今年度予算、当初予算として予算計上しましてご議決をいただいたところでございます。

その当初予算の積算上、いろんなことを加味しまして積算をしておりましたけれども、1つだけ繰越で先ほど報告案件で出ておりましたけれども、499万4,000円ということで基本計画の策定の業務委託を3月29日付で行っております。

今、基本計画を策定している中で、また新たに積算の見直しをしておりますけれども、ある程度積算した結果、当初の計画から今回、また急遽補正をする必要となった理由につきましては、まずレストラン棟あたりをつくるというところで、合併浄化槽が50人槽の浄化槽が入っておりますけれども、ちょっと容量が不足するというので合併浄化槽を50人槽から150人槽にやり直す必要があると。それと撤去費につきましては施設の解体、それと樹木の伐採処分ということで、当初1,273万3,000円を組んでおりましたけれども、積算し直した結果、樹木の大きさとかかなりカイツカイブキとかが大きくなってたくさん生えておりますので、そういったものを伐採する必要があるというようなことになりまして、その処分料も含めて1,313万4,000円を追加しなければならないということになりました。

それと、今度はトイレなんですけれども、トイレについては、当初計画ではレストラン棟の中だけにトイレがございました。お客さん用にですね。計画の中で、まずそのレストラン棟の厨房の中に1つ、その調理人用のトイレをつくらないと、食品衛生上、問題があるというところでトイレを厨房の中。それとキャンプテラスに宿泊される方などに対する

外用のトイレっていいですか、誰でも使えるようなトイレが当初計画に入れてなかったというところで、そのトイレの増設ということで1,155万円。その他建設外構費の積算見直しの結果としまして1,151万1,000円ということで、合併浄化槽のほうの改修が2,104万8,000円ということになっておりまして、あわせまして5,724万3,000円。今回、補正でちょっと増額をしまして、工事の完成を目指したいということで議案に出させていただきます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番佐野です。再度お尋ねしますけど。井戸江峡キャンプ場の整備については口頭によってご説明をいただいたと思うんですよね。レストランをつくるとか、いろんな幾つかあったと思うんですけれども。今のお話で、これは最終的なのか、これからまた追加の事業があったりするのかがちょっと見えないところがあります。やはりこの町として大きな事業であると思いますし、これによって町を活性化させようということで計画をされてることだと思うんですが。

そういった意味では、私ども議員、議会に対してももう少しここをどういうふうなものができるのか。そういったものもですね、予算だけでなく説明があっても、私は受けたかなと思うんですけど。ちょっと私の記憶のなかでそういったところがありませんので、やはりそういったところをしていただきたいということと、レストランの整備のことも当初からお話があって、浄化槽は50人からその3倍の150人槽を今度せないかんということも、最初の構想の段階でしっかりしていないと。計画がですね。そういうふうな感じは受けませんが、いかがでしょうかね。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この事業については、先ほどから説明しておりますとおり、地方創生の拠点整備交付金を活用するというところで、これは非常に時間的には補正予算の対応ということでかなり厳しい期間の中でこれを仕上げてまとめ上げてから国のほうに提出するので、非常にその辺で厳しかった面は確かにあります。

当然、その中で概算的なこともあったろうかと思えますけれども、レストランの人数、それから合併浄化槽等については、そこまでやはり把握してない部分等もあったように思いますので、基本的な理念については、当初の考え方を踏襲したところと思えますけれども、そういった一部の場面においては、少し研究が足りない部分もあったろうかと思えますので、とにかくこれを令和元年度内に仕上げなくちゃなりませんので、職員、各課——この前も担当課をさらに再度集めまして、それぞれの役割の分担について再確認をさせて取り組まなくちゃならないというような激励、叱咤もしたところでありまして、そういう背景があるということは何卒ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ただいま歳出についての質疑をやっておりますが、昼食のためしばらく休憩をいたします。1時より再開いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま歳出について質疑を行っております。何かありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 先ほどの6番議員の質問の中で、町長のほうから、国の事業をとるために非常に苦慮したというようなご答弁をいただいております。

あれだけ議員のほうでもですね、今回の、この宮内のこの事業には、非常に関心が高いものがあります。

そういう中で、やっぱり現行ですね、今、現在でわかっていること、ハード面、ソフト面、議会のほうに何か提出してもらえるのがあるならば、教えていただきたいというものがあります。

議会のほうでも、今年の議会の研修あたりでもですね、こういった宮内みたいな施設の運用についてですね、ほかの町村に勉強しに行こうという機運も高まっております。

そういったものを含めてですね、この宮内のこの施設についての情報というかな、そういったこれからのやろうとしてられることでも構いませんし、月曜日に全員協議会がありますので、その場を出していただけるものがあるならば、お願いをしたいと思います、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでのその事業についての経緯等については、もう今、本田議員がおっしゃったとおりだろうと思うんですよ。で、これまでの事業の取り組みとしては、基本構想について取りまとめをして、近々、基本設計、実施設計についての発注をやるという段階まで、ようやく来たところです。

それで、出せる資料といたら、申請するに当たっての、何というか、イメージ図と、ある程度の概略の施設のどういうのをつくるんだというような程度についてはですね、基本構想の中でもまとまっておりますんで、その程度の資料であれば、提出ができるかと思っておりますんで、担当課のほうから、提出を皆さん方に配付したいというふうに思います。

それでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） では、これは、町長のほうから、こういう非常にありがたいお話であります。是非、議長、全員協議会あたりでもですね、場でそういったものを出してもらうて、ここにおる議員並びに執行部と一緒にですね、この宮内のこの地域の振興と、含めてですね、考えているならばと思いますので、是非ともお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） はい。それでは、先ほど町長が説明しましたとおり、当初の構想段階のですね、パース図というのがございます。その説明も含めまして、今度の全員協議会の中でですね、ご説明したいと思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） じゃあ、もう1点、質問をお願いします。

12ページに、教育費の中学校費の中に、部活動の指導員ということで135万の予算が計上されております。この点について、中身について、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。9の3、教育振興品の報酬の中の部活動指導員についてですが、これにつきましては、学校教育法の施行規則の一部改正に伴いまして、部活動指導員を置くことができるようになっております。これにつきましては、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に係る技術的な指導に従事することということとなっております。

これに基づきまして、先生方の働き方改革、また、部活動の資質向上を目的に設置をされております。で、その分の報酬ということで組ませていただいております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今、課長の説明どおりだろうと思います。で、できればですね、もうちょっと詳しく、外部指導員が何名おられて、で、その方々にどれくらい報酬を出しているか。そこまでお願いします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。では、説明をさせていただきます。

今、外部指導員が12名おられます。そのうちの3名をこの部活動指導員という形で委嘱をしたいというふうに考えております。

で、今、外部指導員につきましては、報酬といたしまして、年間大体6万円程度を組ませていただいております。今度のこの指導員につきましては、135万の3人分ですので、今段階が、1人当たり約42万程度になると思います。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 12名の外部指導者の方がおられて、そのうち、3名の方には45万、42万か45万かわかんけど、40数万円出して、ほかの方々には6万円出すということですか。ほかの9名の方には。ちょっと、もうちょっとわかりやすく、すいません、ちょっとわからなくて申し訳ないです。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。外部指導員につきましては、一応、資格等の条件もありますので、一応中学校と協議をしまして、その資格に該当する分、また、これは

国のガイドライン、または県の部活動の指針等にですね、基づいて部活動を活動するという条件等もついておりますので、それを勘案をしまして、3名の方を委嘱をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 理解がちょっと進んどらんけども、それでなくても、外部指導者の方には、6万円も払ってる……、この6万円払ってるって言ったのは誰に6万円払っていますか。やっぱり外部指導者なんですか。と、この40何万ちゅうのは、これは先生方になんですか。

申し訳ない。ちょっと。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。すいません、これがですね、難しい質問になっていると思いますけども、今、外部指導員が、先ほど言いましたように12名、はい、各部活におられます。で、その部活の中から3名をですね、今度、正式な、先ほど説明しましたように法改正によりまして、3名を外部指導員という形じゃなくて、部活動指導員という形で、早く言えば格上げをさせていただくと、はい、いう形ですね、一応、その学校の職員同等と、扱いになるということになりますので、今、顧問の先生方が必ずついて、部活動を指導、大体試合とか行かれますけども、この委嘱をした部活動指導員につきましては、一応先生のその資格を持つということで、部活動指導員さんが一緒に行ければ、試合等の活動もできるという形で、活動がですね、一段と、より密になるということと、あと、技術的に、資質を持っておられますので、部活動の全体的の資質向上も上がるという形で3名を委嘱をしたいということになっています。

また、この3名につきましては、国の指導の中から、一応3名程度ということで、指導していますので、最大の3名を一応委嘱したいということで考えとります。

以上になります。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） すみません、今のに関連する話になるかと思いますが、スポーツのほうを振興されていくということで、指導員の方も3名できられるということをお聞きしましたが、で、スポーツを振興する上で、ちょっと、少し飛躍するかもしれませんが、安津橋の上流のほうに、総合運動公園が、今、進行形でできております。

で、今、中学校のほうのグラウンドで部活を見ますと、野球、それとサッカー、テニスがされておると思っておりますけれども、今後、緑川のほうの安津橋のほうの上流のグラウンドができた場合、そちらの利用については、学校関係でも何か利用されるような構想、計画じゃないんでしょうけど、構想等を持っておられるのか、一つだけお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。詳細な部分については、学校とは打ち合わせは

しておりませんが、今後は大会等をですね、あそこの会場を使いながら活動ができればなということでは、自分では思っておりますが、その詳細な部分については、まだ計画等は上げておりません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。今、課長のほうから、大会等ということでしたけど、通常の練習で利用するっていうことは考えられますか。どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。今ですね、議員、ご存じのとおり、中学校については、野球、サッカーと同じグラウンド等でされてますので、練習等についてもですね、活用ができる場合であれば、多分、練習等でも活用をしたいというふうには考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その点でちょっと。学校の部活で利用する場合ですよ。それは有料になりますか。無料になりますか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい、その料金設定については、まだ詳細に決まっておりますので、今後、協議をしていくということになると思います。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） その話はまた一般質問の中で詳しくお聞きしたいと思いますけども、12ページですね、中学校英語検定のチャレンジ事業ですけども、これについて、ちょっと説明をお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） はい。それにつきましては、中学校英語検定チャレンジ事業ということで、県の単独の補助金の事業になっています。これにつきましては、背景といたしまして、国の英語の3級以上の生徒が50%以上ということを目指されております。

ただ、今、熊本県につきましては、平成29年度になりますけども、36.3%、そのときの全国が40.7%ということで、熊本県としても、全国で33位という、低位にあるということで、これについてですね、いろんな課題等を考えられたときに、受験料がかかるということで、先生方が生徒に勧めにくいという部分がありましたので、県が独自に補助金をされております。その関係の事業という形で計上させていただいております。

ただし、一応3年生ということで限定されておりますので、3年生の今年度は76人分を計上させていただいているというところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） ちょっと補足を申し上げますと、県がなぜこの英検を促進するかということですね、ご存じのようにですね、大学入試の共通テストが新しく変わります。で、その新テストの中で、英語については、業者テスト、英検等をですね、活用することになっておりまして、したがって、この英検等のこの受験に慣れていないと、高校からいきなり受けていくということではなくてですね、中学校から、もう3級ぐらいまで取っておいて、準2級、1級とですね、そうすると、大学入試でもそれ相応の有利な受験ができるということが背景にあって、こういう県ですね、方針ということでございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい。9ページが一番上の表ですね。款2の総務管理費の中の節の15の工事請負費の70万9,000円の増額ですか、ございますけれども、これは、現在、契約をされているの増額分なのか、それとも、今から契約されるのかをちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時14分

再開 午後1時14分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） すみません、お待たせしました。すみません。

公有地の補修工事でございますけれども、これは豊内の教職員住宅跡地の側溝の補修工事にちょっとなります。で、これはまだ契約とか、そういうものは何も当然、この予算、通りまして、その後、工事をするようにしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、歳入全部について質疑をお願いいたします。7ページ、8ページです。歳入全部です。

田中議員。

○3番（田中孝義君） すいませぬ、3番、田中です。先ほどの役場の残業の、ちょっとお話なんですけど、12時までとかも電気がついてされているということで、課長さんたちの命令によってされているんですよ、もちろん。

○議長（宮川安明君） 今、歳入のところですのうで……。

- 3番（田中孝義君） ああ、すみません。
- 議長（宮川安明君） その次の本予算、全部のところで質問していただけますか。
- 3番（田中孝義君） はい。わかりました。
- 議長（宮川安明君） 7ページ、8ページ、歳入です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮川安明君） 最後に、本予算全部についての質疑をお願いいたします。
3番、田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。3番、田中です。先ほどの、役場の中が電気がいつまでもついて、残業されているということですが、課長の皆さんの命令とかがあって、ちゃんと職員の方はやられてると思います。また、その残業による成果をですね、どれぐらい把握をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） ご質問の2点ということでございますけれども、まず、課長の命令でやったかということでございますけれども、各課、数課ございますけれども、通常は残業する場合には、今日残ってやりますということで、課長に言って、残業をみんなしております。

で、本庁においては、ノー残業デーというものも設けておまして、水曜日には6時、定時に帰るというふうな形にしておりますけれども、どうしても緊急な業務でそれでも残る必要もございます。そういうものについては、私のほうに届け出が必要になったりする場合もございます。通常の場合には、課長に届けて、業務をやっているということです。

それから、成果につきましてですが、成果につきましては、当然、緊急というか、急いである業務がございますので、課長のほうに後日報告が出されているというふうに思っております。

以上です。

- 議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい。7番。そういうことで、今、ちょっとそういう残業等のことで、関連でお聞きしますけれども、要は課長等がですね、12時過ぎとか、そういう遅くまでされていること自体、実際把握されているかどうかですよね。そのあたりをちょっと聞きたいと思うんですけれども、その点、どうでしょうか。

- 議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 職員が、通常ならば10時まで、要は退庁するという指導をしております。で、全課において指導しておりますが、今、年度当初、異動の時期もございまして、10時を超えて行っているというのが数課あります。

で、今、課長が残って把握しているかということでございますが、把握していると思います。把握していないということは絶対ないと思います。

ただ、業務のですね、報告等がどれだけされているかというのは、その課長、各課で動いている話でございますので、その内容までは私にはわかりませんが、把握はされ

ていると思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今の質問に対する関連ですが、時間外労働についてはですね、法的に決まりがあると思いますが、何時までですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時24分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） すみません、お待たせいたしました。

ご質問のですね、ことですが、1日の労働時間の制限と、何時までというものについては規定はございません。

で、時間については、ただ、超過勤務というか、10時以降になりますと、時間外の金額がちょっと変わってまいります。で、制限はございません。

それから、法に照らし合わせて、週の労働時間につきましては、40時間というものが決まっておりますけれども、本庁におきましては、38.75時間というところで今、設けているところでございます。

それから、働き方改革の中では、月45時間、それから年360時間というのが働き方改革の中で今、指導がされているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 1日の時間外労働の制限がないというふうにおっしゃいましたけど、根拠を教えてくださいよ。私は制限があると思いますけどね。無制限ですか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 制限といいますか、1日、通常は労働時間というのは7時間45分。これは当然です。で、いろんな時間外で業務する必要がございます、緊急性があったり、いろんな災害があったり、そういうときは緊急の対応をしたりすることがございます。

そういう場合には、残って時間外をするわけでございますけれども、それについて、先ほど言いましたように、制限がないとお答えをしたわけで、ある程度解決するまでは、やはりする必要がございますので、ただ、その場合には、一人の人間がするという場合だけではなくて、交代でやったりとかするわけです。

で、災害の場合には、そういうふう交代制を設けながらやったりしますが、一時的な部分については、一人で少し残って、超えてですね、やるという場合もあるかと思いま

す。

よろしいでしょうか。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 職場によってですね、民間の職場とか、公務員の場合とか、違いがあるかと思うんですが、そういった場合でもですね、上限についてはですね、私は決まりがあると思うんですよ。それは、無制限ということは、とてもちょっと信じられないし、無制限というふうな根拠を、じゃあ、教えてくださいよ。私は、制限があると思います。自分としては、ちょっと根拠を今、示せないですけども、そんな無制限は、私はちょっと信じられないですけど。教えてください。よろしくお願いします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 言われるとおりにですね、当然、何か制限があるようには思いますけれども、実際は制限というものは多分ないと思います。

で、先ほど言いましたように、今、そういうものを制限しようということで働き方改革の中で、先ほど言いました45時間、また360時間というものが、今出ているかと思えます。

で、これについては、今後、それを遵守していくように行政のほうでも、私たちのほうで指導していかなければならないというふうには思っておりますが、先ほど言いましたように、一人の人間が24時間ずっと仕事をするというのは非常に無理なこともわかっております。そういうことから、やはり交代、交代というふうな形で進めていかなければいけないと思えます。

で、一人の人間がですね、朝から来まして、明くる朝までずっと仕事をやってたということは、通常はやっぱ難しい、厳しい話かなというふうには思いますので、それは、課内においてですね、そういうサポート体制、そういうものを引きながら、お互いに協力しながらやっていくということで、今もやっているかとは思いますが、今後もそういうことで進めていく必要があるというふうには思えます。

以上です。

（自席より発言する者あり）

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。何と申しますかね、総務課長もおわかりでしょうけど、やっぱ日本のね、働く環境の中でやっぱり過労死と、あつてはならないね、過労死なんていうのは、實際上起こっているわけですよ。

そういう中で、なぜ起こるかといったらですね、やっぱり無制限、際限のないね、働き方、そういうのがですね、やっぱり原因として、それに過労死、やっぱり精神的な問題を引き起こしてですね、過労死になるというのが、事例が幾つも報告されてるじゃないですか。

そういう中で、やはり、この働き方についてもですよ、私はちょっと根拠を示してほしいと思ったんですけど、制限はあるはずですよ。何時まで働くというのはですね。緊急性があつても、どうしてもという場合もあるかもしれませんが、日常的にそういうな時間

外労働がですね、ちょっと町民も驚くように、10時過ぎ、12時過ぎまで電気がついてるということはですね、やっぱり正常な働き方、職場の状況ではないと思うんですよ。

そこは、やはり、総務課長を初めとしたですね、課長の皆さんが、やっぱり職場の労働時間管理をですよ、しっかりしていかないと、仕事は確かにですね、これはすれば制限はないと思います、どこまでする。しかし、やっぱり、労働時間という決まりがあって、そこで8時間なら8時間で終わろうと。どうしても、頑張っても、プラス2時間ぐらいで終わろうとか、そういうふうな決まりがあるはずですので、そこはやはりしっかり守っていただかないと、やっぱり職場環境がですね、本当におかしくなってしまうと私は思いますけど、いかがですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） じゃあ、私のほうからお答えします。

厚労省のホームページを今、見えています。で、これを見ますとですね、法律の改正前、改正前にあっては、法律上は残業時間の上限はなかったと。行政指導のみということが明記されてます。で、今回の改正後によって、法律で残業時間の上限を定めて、これを超える残業はできなくなりますというような表現になってます。で、これが、先ほど総務課長のほうから答弁をした内容ということでご理解をいただきたいと思います。

で、何もですね、今、総務課長の答弁の中で、職員に無理強いして残業を進めているわけでも何でもないんです。ですから、昨年度については、それぞれの各課の状況がどういう状況にあるのか、それを精査し、今後に生かすためにも、パソコンのシャットダウンの時間等についても、逐一、各個人全員調べています。

ですから、一番大事なところは、そういう状況にあることを、各課の課長、上司がしっかり把握してるのかと。一定の業務あるいは一定の個人に仕事の負担がかかっていないのかと。これをやっぱり調べなくちゃならんということで始めた調査であります。

ですから、先ほども述べましたけども、それが形骸化してですね、ただ単純に残業をするなどということでもですね、これは業務上、難しい面があるかと思いますが、その辺をしっかりと実態に合った、そういう業務内容になっているのかどうなのか、そこがやっぱり課長としてのマネジメント能力だというふうに私は考えるところです。

ですから、そういうことをですね、やっぱり中間管理職の各課長においては、ちゃんと把握した上で、なるべく職員に負担がかからないような、そういう業務執行をしていってほしいというふうな、私は考えでおります。

で、今回、立候補させていただきたいと思ってますけれども、そういう中で、元気な職員をつくりたいということを改めてですね、目標の中にも掲げてやりたいという思いも持っているところであります。議員がおっしゃることは十分わかりますし、職員に対しても、そういう心配をなされるということも、非常にありがたく思っております。そういう中で、そういう対応は、町の中でもですね、やっているんだということは、是非ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第32号、甲佐町一般会計補正予算につきましては、私も質問を行いました。井戸江峡キャンプ場整備事業については、説明も受けましたが、私としては、まだじっくり、しっかり納得ができないところがあります。予算の立て方について、もっと慎重さが必要であるというふうを考えまして、本予算に対しての反対討論とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第32号、令和元年度甲佐町一般会計補正予算で、第1号でありますけども、反対討論もございまして、いろんなですね、質疑応答出尽くしたわけではございませんけども、8億5,000万の追加となっておりますけども、よりスムーズですね、予算執行を期待いたしますとともに、まだまだ反対討論の中でもありますけども、その予算に対しても、その説明がなされとらんという方面もあるようですけども、それを含めて、予算をスムーズにできますよう、あえてですね……、あ、ごめん、8,500万。訂正します。8,500万追加ということですね。何ら異議なく賛成いたしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第32号「令和元年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第33号 令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第33号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） はい。それでは、議案第33号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

令和元年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところにより

ます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,579万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和元年6月7日提出。町長名でございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款5国庫支出金に34万9,000円を追加して、3億9,458万円としております。2の国庫補助金です。

款8繰入金に30万6,000円を追加して、2億4,499万2,000円としております。1の一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額15億1,514万1,000円に65万5,000円を追加して、15億1,579万6,000円としております。

3ページをお願いします。歳出です。

款1総務費に65万5,000円を追加して、4,032万7,000円としております。1の総務管理費です。

歳出合計。補正前の額15億1,514万1,000円に65万5,000円を追加して、15億1,579万6,000円としております。

今回の補正の主なものは、消費税引き上げによる影響分の上乗せにより、介護報酬の改定等に伴うシステム改修費の補正になっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部についての質疑を行います。本予算全部です。

田中議員。

○3番（田中孝義君） 3番、田中です。6ページの介護保険事業補助金のほうでちょっと。ちょっと関連事業なんですけど、要介護予防のことで、いきいき百歳運動とかやられてまして、各地区の公民館とかを利用してやられてるみたいですが、各地区の区長さんあたりからいろいろお話聞かしてですね、テレビの大きいのを買わなとか、DVDレコーダーを買わなとか、椅子が安定性がないので、椅子も安定性があるものにしなくちゃいけないとか。こういう、大変いい事業だと思いますんで、ちょっと部落のほうにですね、少なからず、多少の助成金をやっていただけるような考えはなかろうかと思って、ちょっと質問しました。

（「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時41分
再開 午後1時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） はい。お答えいたします。

田中議員がおっしゃったテレビ、それからDVD等の購入ができないかという補助事業は、補助金とか何かないかというお尋ねでございますけれど、その前に、公民館の改修事業ということがございます。これについてはですね、介護基盤緊急整備特別対策事業ということ、これは県の事業でございます、10分の10の850万の補助金での公民館改修ということでございます。

これについては、瓦とか畳、トイレ、そういったものの改修でございます、備品購入には該当はしないということでございます。現在、私どもの保健センターで対応しておるその補助事業については、公民館改修というような事業はございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） すいません。3番、田中です。公民館の改修で、それはできないと。一応その備品をですね、そろえるのに、いろいろ各地区でもですね、頭を悩まされてやっておられるみたいで、非常にやっぱり部落のほうのですね、助成金も少なくなってきた、非常に苦しい会計の中でですね、やられている。だから、大変いい事業と思うんですよ。皆さんが、要介護者にならんためのですね。せっかく町も本気で取り組まれるのであれば、そういう場所のですね、そういう備品を買うのに当たって、多少なりとも何か、補助金か何か出ないかなということ、ちょっと質問してみました。

（「出らんとは出らんとぼってんのう」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 福祉課の対応としまして、そういった要望等がございますならば、また今後ともですね、いろいろ関係機関とも協議しながら進めて、検討していきたいと思っております。よろしいでしょうか。

（「議長、休憩 바랍니다」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時48分
再開 午後1時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 田中議員のほうからご意見をいただいたところでありまして

ども、いろんな補助事業とか交付金事業については、やはりそれなりの趣旨と目的があって定められた制度設計じゃないかと思います。その中で、備品が対象になっていないということは、やはりそれなりの理由が、私はあるんだろうというふうに認識をしているところです。

ですから、県の10分の10の補助ではありますけれども、その施設を改修することによって、介護予防の拠点施設として、そこを利用して、いろんな講座とか、いろんな、何ていいますか、そういう会合とかが開かれて、その中で予防を図っていくということだろうと思います。

で、単に公民館の中でのテレビとか、おっしゃったようにDVDとか、そういった施設の中の備品の購入等については、ほかの事業等もですね、そのような研究されてもいいと思いますし、また、行政交付金も毎年町のほうからもしてありますんで、その中で、各行政区の中でいろいろ研究を重ねられて購入するとか、いろんな方法論はあるかと思っておりますんで、今回は、その対象にはなりませんけれども、今後、そういった対象になる事業があるかもしれませんので、そういうところについては、担当課もですね、ちゃんとアンテナを張って、そういう事業があった場合には、各議員にもお知らせをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

（自席より発言する者あり）

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 52 分

再開 午後 1 時 53 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） 今の件について、ちょっと補足のご説明いたしますと、甲佐町の自治公民館の改修補助事業というのがございます。これは町単独の補助で、3割の補助という形になりますけれども、その中で、公民館のですね、備品購入費ということで、1品の取得価格が2万円程度以上のものとするということですね、その中に備品購入の中で会議用机とか椅子とかテレビとかですね、掃除機とか、そういったものの補助は3割はございます。

以上です。

（「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（宮川安明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。議案第33号、令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、課長の説明をございましたとおり、介護保険事業における消費税の改正や介護報酬の上乗せ等、制度変更に伴い、事務の効率化を図るものであり、利用者へのきめ細やかな対応を迅速に行うものであることから、本案に何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第33号「令和元年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 発議第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

○議長（宮川安明君） 日程第14、発議第2号「新たな過疎対策法制定に関する意見書」の提出についてを議題とします。

事務局長をして朗読させます。

岡本事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。

発議第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条及び第112条の規定により、意見書を別紙のとおり提出する。

令和元年6月7日提出。

提出者、甲佐町議会議員宮本修治、同じく甲佐町議会議員荒田博。

甲佐町議会議長宮川安明様。

次のページをお願いいたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨、地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的、公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心、安全な生活に寄与するものであることから、引き続き、総合的な過疎対策を充実、強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月7日。

送付先としまして、衆議院議長大島理森殿。参議院議長伊達忠一殿。内閣総理大臣安倍晋三殿。総務大臣石田真敏殿。財務大臣麻生太郎殿。農林水産大臣吉川貴盛殿。国土交通大臣石井啓一殿。

熊本県甲佐町議会。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 次に提出者の説明を求めます。

8番、宮本議員。

○8番（宮本修治君） では、発議2号、発議者説明をいたしたいと思います。

今回の意見書提出に関する発議につきましては、局長朗読のとおりですが、過疎対策については、昭和45年以来、特別措置法制定により総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など、一定の成果を上げたところです。

しかしながら、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民にとって支えられてきたものです。

この過疎地域が果たしている多面的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して、総合的かつ積極的な支援を充実、強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することが重要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する意見書を提出したものです。

議員各位におかれましては、賢明なるご判断をお願いし、説明とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 今回の意見書でありますけれども、我が町におきましては、この過疎対策法を大いに利用して、町の振興策あたりに寄与しておりますし、その財源的な見ますと、事業費のうちの7割をですね、この過疎債として還元がされているということは、我が町にとって、本当に、ある意味では、事業の生命線であると思います。

これを今後ともですね、さらに延長してもらうためにもですね、国に大いに要望したいと思しますので、この意見書の採択に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、発議第2号「新たな過疎対策法制定に関する意見書」の提出についてを採決いたします。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定しました。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

明日8日とあさって9日は議案調査のため休会、10日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時04分

6月10日（月曜日）

令和元年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和元年6月7日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会 6月10日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月10日 午後4時12分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職お名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 山本洋子	総務課長 一圓秋男
企画課長 北野太	地域振興課長 北畑公孝
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 古閑敦
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 井上理恵
総合保健福祉センター所長 奥村伸二	福祉課長 福島明広
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 山本洋子	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 荒田慎一
社会教育課長 吉岡英二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 一圓秋男	代表監査委員 本田進

1. 開会 6月10日 午前10時00分

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣について

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告者は6名です。

順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてから申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間は、おおむね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、8番、宮本修治議員の質問を許します。

8番、宮本議員。

○8番（宮本修治君） 改めて、おはようございます。8番、宮本修治でございます。

質問事項に沿って質問いたしますので、よろしくをお願いいたします。

ただ、質問の内容については前後する可能性がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目に、保育園、幼稚園の入所状況についてということでお伺ひいたしますけれども、これは民間の事業でございますけれども、国、県、町の補助金でございますけれども、それに対しての窓口は甲佐町の福祉課ということになっております。保育園における認可定員及び利用定員の内容の定義とはどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） それでは、認可定員ということで説明させていただきます。

まず、認可定員と申しますのは、県が設置認可を受ける保育所について、町の人口、就学前児童数、待機児童数、就学構造等についての現状や動向などの分析を行い、入所者数の基準となる定員のこととなっております。

県が認可定員を設定された後に、各保育園から実利用人数、人員数や、今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を町に申請され、協議を行い、子ども・子育て会議の意見を聞くとともに、同意されれば県への届け出により利用定員が設定されることとなります。

この利用定員は、先ほどの認可定員数に対しまして、その定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定されます。

なお、利用定員の区分により、児童一人当たりにかかる費用額が異なるということになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 認可定員ということは、県に民間の保育園あたりが申請をされて、県が認可定員としてお決めになるということでございますが、その認可定員を超えない範囲内で町が設定されると。町と園と協議してですね、利用定員のほうを決定されるということになっておりますけれども、甲佐町には5園保育園があると思っておりますけれども、各園によってですね、入所状況が違おうと思っておりますけれども、いかがですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） まず、配付しております資料の保育園入所者数一覧表をごらんいただきますと、平成31年4月1月現在では、5つの保育園中、入所者が80人を超えている保育園、また、60人台のところとありまして、入所者数の差はあるように思います。

また、平成27年度から31年度までの5年間の各保育園の入所者数を記載しておりますけれども、その平均を出してみますと、約20人程度の入所者数の差があるようです。

このようなことから、利用定員について、5園とも29年度までは80人に設定してありましたが、平成30年度、31年度におきまして、3園につきましては利用定員を70人に設定変更しておる状況です。

また、町全体の入所人数の過去5年間を見ますと、少子化の影響もあるかと思っておりますけれども、入所者数も年々減少傾向に推移している状況となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） ただいまの答弁にありましたように、平成30年、31年における3園を利用定員70人にされたということで答弁がありましたけれども、それは参考にといいうことで、少子化問題ということで、今、答弁がありましたけれども、以前から少子化問題に町は取り組んでおられますけれども、今ごろになって少子化という理由で70人に下げたということですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 別紙に報告資料をおあげしております。保育園の入所者数一覧表から見まして、27年度、28、29と、5園とも80人の利用定員ということで定めてありました。これが26年度におきまして利用定員が60人ということになっておりまして、法の整備、改定といいますか、子ども・子育て支援新制度というのが27年度から始まっておりまして、その制度の内容的な見直しといいますか、というのがございまして、平成26年の60人から27年度から5園とも80人というふうに見直しがあっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） ちょっと何が何かわからなかったけどですね、法の改正に伴いということで、80人から70人と枠を変えられたということになっておりますけれども、後の質問にこの件は入ってきますけれども、余りのこの状況によりまして、一覧表により

まして差があるんじゃないかなんかということ、今、質問したわけでありましてけれども、入所状況に差があるとすれば、園の運営、保育士の待遇に影響があり、入園児にも影響が出てくるのではないかなんかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） まず初めに、入所募集からの流れについて簡単にご説明させていただきます。

毎年11月に入所募集を行う前に就学前児童数の動向を把握した上で、園長出席の会議を開催しておりまして、入所申請受け付け後は保護者と面談を行い、希望される保育園の入所定員数を把握しております。

先ほど申し上げましたけれども、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が始まりまして、保育のニーズもさまざまになりまして、保護者の就労等の理由で、広域での利用希望も以前に比べ増えている状況です。入所決定を行う前に、保育園に入所希望状況を把握してもらい、調整を行っていただいております。

また、施設の整備及び職員配置等を踏まえ、年間を通して、入所受け入れ可能な範囲で利用定員の見込みを計画されております。

利用定員において、入所児童に対しての必要な保育士数が国の基準で決められております。園の運営につきましては、利用定員区分で児童一人に係る費用額が異なるため、入所希望児童数を把握した上で、園が利用定員の設定を検討されており、保育士等の待遇については、必要保育士数以外に処遇改善等の加算に必要な保育士が必要なため、各園基準を上回る保育士の確保をされております。

それにより、保育の質も上がり、サービスの向上が見込まれますので、入所の児童への影響はないものと思われまます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 内容はわかりますけれども、最後の「入所児童への影響はないものと思われまます」という答弁をされておりますけれども、これは、その施設というか、園がサービスのいいということで、国の基準で定められておると。しかし、町は80、70という枠で定められておると。しかし、オーバーしとるところ、オーバーしてないところ、その影響はないわけですか。最後の答弁がですね、「影響はない」という確信的なことを言われるわけですか。それを質問しよるわけだから。わかりますか。確信があつての答弁をお願いします。影響がないじゃ、質問の内容が全然違います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 確信ということではありますけれども、必要保育士数、これに対しまして、5園とも実際の園におられる保育士数のほうが上回っておるという状況でありまして、いわゆる質の高いサービスも行き届いた児童への保育ができていると思われまます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） そう言ってもらえばですね。影響はないと確信で言いなるけんお聞きしよるだけで、参考資料の中に、これをいただいておりますけれども、これは、保育士数ば今そこで説明資料の中で説明しなるといいわけです。どうぞ。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 資料のほうの配付のほうはございませんでしたけれども、保育士数ということで5園の状況を出しております。平成30年度の実績ということで申し上げたいと思います。

各園とも必要保育士数におきまして、それを上回る人数の実際の保育士の方が勤務されているという状況で、実際の人数を挙げたほうがよろしいでしょうか。

○8番（宮本修治君） 説明ばしてくれて。言わんとわからんじゃなかですか。

○福祉課長（福島明広君） 30年度の実績で申しますと、甲佐保育園さんが必要保育士数9名に対して14名の保育士さんがおられる、若草保育園さんが14名の必要保育士数に対して19名がおられる、竜野保育園さんにおかれましては9名の必要保育士数に対して12名の保育士がおられる、乙女保育園さんにおかれましては11名の必要保育士数に対して12名の保育士がおられる、緑川保育所におかれましては10名の必要保育士数に対して11人がおられるという状況になっております。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 必要保育士数と実際の保育士、このことに関しては民間の事業でありますので余り触れたくはございませんけれども、余り変わらん状況でありますね。1園だけが若干保育士さんが多いということになっておりますけれども。

これに対して、保育士さんのですね、一覧表の中に、保育園入所者数ということで、利用定員の枠に対して、4月現在、80人に対しては若干八十何名と。しかし、今後5月以降のですね、入所希望に対しては100名を超えると。大幅な差があるように思いますけれども、これは福祉課としてはどういうふうに……。80人、70人という枠がありますね、町と園と協議した。しかし、余りにも差が大きすぎるというとは実感されるところだと思いますけれども、福祉課の課長としてはどういう判断をお持ちですか。

まいっぺん言いましょうか。80人の枠に対して百何名、70人に対して60名、この差は何ですかと言ひよるわけ。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 先ほど入所申し込みといいますか、流れのほうを、入所募集からの流れをお話ししましたけれども、入所児童の保護者からの入所希望を第1希望からとっております、まず第1希望で定員数がオーバーした場合、例えば80人の利用定員のところがそれ以上になった場合、まず、その園の保育士数に受け入れが可能かどうか、もちろん設備に対しましても、保育士数に対しましても関係してくることでございますので、そこで、まず受け入れ可能かどうかということで保育園のほうにお話をさせていただいております。

その後といいますか、もちろん保護者の方に第1希望以降、第2、第3希望というふう

に書いておられるということであれば、第2希望でも可能であるよと、第2希望のところでもいいですよということでございましたらば、70人定員の保育園が該当する第2希望以降のところであるということであれば、定員に満たすというか、保護者の希望を確認とりまして、そこで割り振りがみんな全て調整がつけば割り振るという流れになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） なかなか答弁のほうも難しいとは思いますが、この件に関しては聞き取り調査をいっぱいしてまいりました。ただ、課長のほうから、なかなか行政のほうから言いにくいとは思いますが、定員オーバーしるところはですね、やっぱり賛否両論ありますけれども、かなり人気がいいです、上限のですね。上のほうのところはかなり人気がいい。下のところと言ったら失礼になりますけれども、それなりの負担がかかるとという話もお聞きしました。

ただ、それはそれとして、行政側からですね、80人70人という枠で園と協議した結果、80、70人じゃないですか。それをどうしてわかっただけのことを、今、おっしゃった第1希望、第2希望、5園あるけん第5希望まであるかと思いがた思いますが、保護者のですね。何でそれを割り振れないのか、割り振りがですね。

でも、何か調べた結果、27年に法改正があつて、親御さんの指定するところに優先的に入っていいという法改正があつた。しかし、町としては、園と協議して、80、70人という利用定数を決めるとわけだから。その点はいかがですか。短くお願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 定員数に応じた入所児童数ができています。といいますか、ふさわしい人数だと思います。

今、議員さんのほうからも言われました、27年度からですね、子ども・子育て支援制度ということが始まりまして、保護者の方の入所希望というのが第1に考えられるようになった点が一番大きい点かなと思います。

それで、先ほども申しましたけれども、何度にもなりますけれども、まず第1希望とする保育園が定員を上回ったということですね、一応、上回ったところについても、先ほど申しましたとおり、第2希望のところとも保護者の方に相談して進めているという状況であります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 短くてですね、簡潔な答弁をお願いします。第2希望でお願いしますとおっしゃっているけれども、それができたらんから、今、質問しよるだけであつてですね、簡単な質問でございますので。

その次に入りたいと思います。

10月からですね、保育園の無償化に伴い、入所申し込みに変化が生じていると思いますけれども、いかがですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 10月からの消費税引き上げによります保育料無償化が予定されておりますけれども、保育園入所者数、提出資料の2ページ、3ページに、29年度から31年度までの3年間をごらんいただくと、5月1日以降の入所希望欄にありますけれども、29年度が30人、30年度が20人、31年度が24人と、申し込みの人数におきましては特段の変化はないのかと思われまます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 変化はないということになりますけれども、無償化により3歳から6歳まで無償化ということで制度が変わりますけれども、甲佐町のですね、それに対する費用負担はどのようになるのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 無償化による町の費用負担ということで、これにおきましては、いわゆる10月から3歳未満児の住民税非課税世帯及び3歳から5歳までの保育料の全額無償ということで、これにおきましては、国が全額補助、負担をすることとなっております。国の負担額として1,330万円ほどという金額が出ております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） まだ本年度、31年の10月からなるとなっておりますけれども、制度的に若干、今、検討されておるとい状況の中で、次の質問に入りますけれども、仮にですね、保育士さんあたりのですね、病院とか介護施設とかは入所者何名に対して何人という枠があるかと思ひますけれども、保育士さんのですね、0歳児から6歳児まで何人に対して何名の保育士さんがいるのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 申し訳ありません。何名に対して何名おられるというのがちょっと把握はできてませんけど、基準といいますか、保育士一人に対して何歳児が受け持ちできる人数ということで答弁してよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） そういうとを聞きよるとじゃない。これ、データをもろうとるじゃなかですか。そこの入所者数が、0歳児が何人おろうがかんにんおろうが、国の設定というとは3人に1人、自分のほうからもう言ひますけん。3人に1人。1歳児から2歳児には6人に1人、3歳児は20人に1人、4、5歳児は30人に1人という枠が、基準的な設定がされとるでしょう。ですね。わからんじゃなかでしょう。ちゃんとデータをもろうとります。そういうとはしっかりしてください。

標準基本単価というともですね、0歳児には1人に対して16万5,400円、ひと月。それと、1歳、2歳児は1人に対して9万9,780円、3歳児は1人に対して5万560円、4、5歳児は1人に対して4万4,000円という基準のもと支払いがされとると思ひます。

質問して自分で答弁するのはやおいかんとだけんですね、これは。ちゃんとしてください。

その内容によってですね、町内ですね、これから先は今までの質問の内容と違いますので、今後そういうデータのもと、町と園との協議した80人、70人という枠の中で、改善ということはできないのかということでお尋ねします。

町内の保育園の入所希望に差があり、各園の定員に対して多いところ少ないところがあると思うが、町がその割り振りをできないのか。例えばですね、80人なら80人、70人なら70人、そういう割り振りをですね、できないのか。ただ、0歳児が、若干見ますと、多いところは多いところ、0歳児が0のところ、1歳児が多いところ、かなり差があると思います。

今、料金を説明したとおり、0歳児には多額な補助金が入ってます。この見直しを5園とも一律一緒の人数で割り振りはできないかという改善策はどうですかということをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 各園とも定員より多いところ少ないところがございます。これにおきまして、入所者数に対して必要な保育士数につきましては、五つの保育園とも上回っている状況で、先ほども申しましたが、言いかえれば、手厚い、質の高い保育ができていくという状況に受けとめております。ご指摘がありましたことを踏まえまして、保育園の現状を把握し、県や保育園と協議を行いながら、改善できることは改善していくよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 誰が聞いても見ても一目瞭然であって、町が80人という決定をされている以上は、それに見合うようなですね。窓口が町ですので。親御さんが申請される場所は。町があっせんしたごた形にならんようお願いしたいと思います。

この質問に対して、何でこの質問をしたかということですね、今度はごろっと変わりますけん。何で変わるかということ、夢と希望を持って、若い子どもさんあたりが社会人になって学校を出て、保育士希望という方が結構おられます。おられる中で、定員割れしとるところに勤めた方はやめざるを得んらしいという話。しかし、それを、芽を摘んだらいかんじゃないですか。離職するとは。ただ、オーバーしとところが離れていった方を雇っていただければ、これにこしたことはないけれども、そういうわけにはいかんと思います。

そういうですね、やめない方法の改善策という方面では園との協議もされた方がいいと思いますけれども、その改善策という、園との協議はされる、改善する可能性はあると思いますか。福祉課と園側の協議は。

実例というのがあるそうで、定員割れしとるところは、なかなか今、保育士あたりがオーバーしとるけれども、先ほど言った、サービスには適しとると。多いところは。ところが、保育士さんあたりも、その定員も保育士のほうはオーバーしとるということになつとるけれども、やっぱり定員割れをしとるところは、そういう若手の保育士さんあたりはおりにくいらしいそうです。その中身はわからん可能性は大ですね。金額が幾ら来よるとか、園の運営のあり方はわからんと思います。ただ、やめざるを得んという、やめなくてもと

いう改善策は園側と調整できますか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 保育士の方がやめざるを得ないという状況なったとき、園と町との協議が進んでいるかということでございますけれども、実際のところ、その点につきましては、今、私が聞いているところでは、その保育園の数あたりとの協議はできていないのかなと思いますが、今後ですね、そういうことも踏まえまして、また、園の現状と県や、また保育園とも協議を行いながら、改善できることは改善していくよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 現状把握はできておられないということでありまして、とにかく、そういう夢と希望を持ってくる保育士さんあたりをですね、その保育園から離職させないようなですね。町側が窓口ですから。補助金を渡しておるわけですから。園との協議を踏まえたところで、離職せんような工面をとってください。

最後になりますけれども、今年度ですね、第1期子ども・子育て支援事業計画が最終年度ということで、5カ年ですかね。第2期計画に向けてですね、今、全体で申し上げました、保育園のことではありますけれども、こういう見直しを行う必要があるのじゃないかと思っておりますけれども、第2期計画の中でですね。いかがですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 今、子ども・子育て支援事業計画ということで、第1期の計画が平成27年度から今年度31年度までの5カ年で行われておりまして、来年度、令和2年度から第2期の計画を、今、準備を進めているところです。

第1期の計画におきまして、保育所の入所者数の推移では、その前の22年度から26年度までの実績では年々増加している状況であったということで、27年度から31年度までは年々減少を示しているという状況も踏まえながら、このような状況でもですね、考慮しながら、第2期計画に向けて、保護者の皆様を初め、指摘されたことも踏まえ、県や保育園と協議を行いながら、改善できることは改善項目を計画に入れて、今後も町全体で子育てを支援、子どもが健やかに成長できるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 第2期計画に向けてですね、子育て支援事業計画書ということ、園の話になりますけれども、園とも協議しながらですね、そういう若い人たちの職場をですね、離職させないような工面も大いに改善改革ということで、マンネリ化じゃなくて、改善改革という方向に向けてですね、協議をしながら、若手をどんどんどんどん育成する場を園側とも育成してくれという話し合いも持ってください。

1番目の質問は終わりたいと思います。

2点目のですね、職員の採用数についてということでお聞きしたいと思っておりますけれども、これはですね、3月定例会だったでしょうかね。ここに新しい職員さんが挨拶に来られました。数字だけなら十何名ということで、ああそうかなと思っておりましたけれども、実

際見たところ、十何人というのはいかなど。これ以上かなと思ひまして、この質問にとらせていただいたわけでございますけれども、3月のですね、定例会のときにも、3番議員と4番議員がこの件に関しては質問されております。若干ですね、課長の答弁の中です、うやむやなところがありましたので、検証という形でもですね、お聞きしたいと思います。

まず1点目にですね、3月定例会の一般質問において、熊本地震などの大きな災害の後、業務量が増えていたことが職員の病氣療養者が増えていた一因と想定されていることでしたけれども、昨年度の状況はどうだったのか。また、今年度になって傷病により病氣療養中の職員の現状はどうなっているかとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） ご質問の病氣の状況でございますけれども、傷病等で病氣療養中の職員の現状でございますが、昨年度、平成30年度でございますけれども、けがやメンタル等の理由で休職または病氣療養いたしました職員は17名でございます。

そのうちの5名、これはいずれもメンタル面ではございますけれども、休職をいたしているところでございます。

それから、本年度ということでございますけれども、現時点では4名の職員が病氣療養しております、うち1名がメンタル面等で休職をしている状況でございます。状況としまして、この職員につきましては、今、復帰に向けて、ならしの勤務を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 昨年度のです、病氣療養などの職員数が17名ということは異常すぎるほど多いと思ひますけれども、メンタルで休んだ職員の割合が高いと聞いておりますけど、毎年、職員に対してのです、ストレスチェック、また、アンケートを実施されるということで答弁の中にありましたけれども、前回の答弁の中にもありましたけれども、その内容について、また、職員のメンタルヘルスに係る研修の実施状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

ストレスチェック、また、それからメンタルヘルスの関係でございますけれども、労働安全衛生法の改正というものが平成27年12月に行っております。ストレスチェック制度がそのときに義務化されているところでございます。本町におきましては、平成28年度から実施をしているところです。

このストレスチェック制度では、職業性のストレス簡易調査票というものを採用して、主なストレス要因やストレス反応などを調査するというものでございます。

調査の項目につきましては、四つほどの項目がございますけれども、57の調査項目の調査というふうになります。

調査の結果につきましては、産業医、保健師が若干の懸念を示すような職員もおりますので、それについて個別の面談等を実施し、相談業務を今、行っているというところでございます。

それから次に、職員のメンタルヘルスに関する研修ということでございますが、この研修につきましては、今、管理職の課長級へのメンタルヘルス研修ということで、課長全員に受講していただいております。また、若い職員につきましても、数人、ちょっと選びまして、メンタルヘルスのセルフケアという研修を受けさせているところです。

研修の状況につきましては、今、お手元のほうに資料をお配りしておりますので、ちょっとそちらのほうで説明させていただきますけれども、今、お手元に配付しております資料の一番下の表でございますが、メンタルヘルスに関する状況調べということで、この表でございますけれども、直近の4年間の部分と本年度の研修状況ということで記載をさせていただきます。

ちょっとこの言葉の説明が要ると思いますけれども、セルフケアというのが職員向けということでございますけれども、セルフケア研修といいますのは、働く人本人がストレスに気づき、自ら対応するための基礎知識を習得するための研修でございます。

それから、ここに書いてありますラインケアといいますのは、管理職が職場環境等の改善や個別の指導、相談を行うに当たっての研修ということで、この二通りの研修を行っているところでございます。

本町の4年間の状況でございますけれども、28、29につきましては震災等の影響もあり、ここはなかなかできておりませんが、以前からこれは実施しているものでございまして、今後も引き続き実施していきたいというふうに思っております。

今ちょっと資料の説明をさせていただきましたけれども、メンタルヘルス、ストレスチェック関係で今後どうするかということでございますが、今、そういう研修はもちろんでございますけれども、町には衛生委員会というものを設けておりまして、その中で産業医等、また、産業医等というのは保健師さんもおられますけれども、の中といろんな協議をしながら職員の心のケアに今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 今、説明があったとおり、なかなか難しいところではありますけれども、ストレスチェック等でですね、産業医、保健師の個別面談などを行うということでもありますけれども、組織として継続に取り組むことがですね、効果が上がれば、それはそれでいいことじゃないかと思うわけでもありますけれども、ただ、ストレスを多くの職員が抱えている状況下の中で、日ごろから接している同僚や上司が一番わかっていると思います。ところが、わかるようにならなければいけないのが管理職の仕事であって、それを職員に対する指導、育成についての取り組み状況というのはどういうふうに行われているか。総務課長、お願いしたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

今、職員につきましては、職員の研修計画というものを作成し、その計画に基づいて研修を行っているところでございます。資質の向上、業務遂行能力の向上など、人材育成をその研修計画に基づいて実施を行っているというものでございます。

新採職員につきましては、採用後4月に約1カ月かけまして、町長、副町長、教育長からの講話に始まりまして、各課の業務内容等の研修、それから県の研修協議会、または宮崎建設技術センターの5日間の宿泊研修ということで新人研修を行っております。

また、全体研修や採用後の経験年数に応じました基本研修、それから課内研修、IT研修やホーム研修という専門性のある研修等を今実施しているところでございます。

職員に対する指導育成ということですが、現在、各課において日常業務の中で上司や先輩の職員から課員へのそういうものにつきましては、指導等は行われているというふうに私のほうでは認識しております。

ここ数年間で新規の職員の割合が非常に高くなっております。そういう観点から、職員の研修の重要性につきましては、以前にも増して非常に高まっていると思います。

今後、研修内容、また研修のテーマなどを工夫いたしまして、職員の資質向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 先ほどあったように、メンタルに関しては、産業医、保健師あたりでいかなものかなと思いますけれども、されとるということはされとるんですね。個人個人の差があると思いますので。ただ、職員に関してはですね。

町長に最後にまとめとしてお聞きしますけれども、研修をされておる毎年のですね、結果に基づいてされているということでもありますけれども、災害直後から二、三年たつてからかなり職務が増したことは事実でございますけれども、職員のやる気が下がっているのではないかというふうに思います。

メンタルで休む職員が多まっている、やる気を妨げる要因として、一般的にですね、どういうふうにお考えか。副町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 副町長。

○副町長（師富省三君） 今、宮本議員からお話があったとおり、過去にですね、大災害を経験した自治体では、大災害などの非常事態がですね、少しずつ落ちつきを取り戻してから、組織が復活をして通常の命令系統に従って仕事をするようになると、徐々に職員のモチベーションが下がってきて心身の不調を訴える者が増えてくる傾向があるという報道を見聞きしたことがありますし、本でも読んだことがございます。残念ながら、甲佐町も同じような状況になってしまったのではないかと感じたところでございます。

職員のやる気を妨げる要因についてのお尋ねでございますけれども、これもある本で目にしたものですけれども、それには主に4点が挙げられておりました。

1点目は人間関係の問題でございます、上司との人間関係や同僚たちとのコミュニケ

ーションの薄さなどによるものが挙げられております。

また、2点目は人事評価や処遇にまつわる問題として、人事評価に対する不公平感や、それがまた給与とか手当などの処遇に反映されることへの不満などが挙げられております。

また、3点目としては長過ぎる労働時間や休暇のとりにくさというものがあります。終わりの見えない残業、あるいは上司や同僚が残っていて帰りにくい空気があるといったものが挙げられております。

また、4点目は過剰な管理というのが挙げられておりまして、必要以上に細かく管理されると、やらされ感が強くなって、規則の中身とかということよりも、規則などに従うことに職員の関心が奪われるということから、そういったものがやる気を妨げる要因になっているということが記載されておりました。私もそのとおりではないかと思えますし、納得をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） いろいろですね、4点目も含めてですね、4項目あるかと思えますけれども、なかなかですね、最重要課題とは思いますが、これに関してですね、上司との人間関係、同僚とのコミュニケーション、なかなか実態的にはとれてないと思えますけれども、日ごろですね、部下の指導管理、その所属長である課長がですね、リーダーシップをとって発揮して取り組むべき課題だと思えますけれども、課内でのですね、業務を通して指導育成、あわせて業務をですね、スムーズに推進するという観点から、課内での研修をリーダーシップのもとで、リーダーシップというのは課長ですよ、課長のもとで取り組むべきと考えておりますけれども、いかがですか。総務課長。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

今、ご質問の各課のコミュニケーション、また、業務のサポート体制等、そういう観点から課内研修を積極的に取り組むべきではないかというふうなお話でございまして。

私も、これにつきましては、管理職であります課長、係長と、部下職員の日ごろのコミュニケーションのあり方というのは常日ごろからどういうふうにした方がいいのかなということに悩んでいるところではございます。

課内の研修でございまして、これにつきましては、平成23年6月に町長通達に基づきまして、基本的には月1回実施するというふうに決まっております。

現状でございまして、きちっと実施できているかという、できている課と余りできていない課があるのも現状でございまして。

今年度初めの調整会議というのを、課長と町長、三役さんでの調整会議等を行いますけれども、毎年1回、課内研修を実施、それから実績報告書につきましては町長まで上げるということを改めて周知をしているところであります。

研修の内容でございまして、研修内容は各課に任されておりまして、これまで報告された研修内容でございまして、課内の懸案事項、それから現在取り組んでいる業務や

今後取り組むべき業務、その他、人権教育に関するなど、さまざまなテーマで研修が行われております。

コミュニケーションの重要性につきましては、町長のほうも非常に気になされておられまして、専門家が執筆されました資料を各課長等にも配付をされており、課員に周知がなされているところでもございます。

課内研修のメリットということではちょっとお話させていただきますと、やはり議員、先ほどちょっと言われましたが、抱える現状とか課題などを課員が情報を共有できるのが一番のメリットではないかというふうに私も思っております。

そのことから、コミュニケーション、また業務のサポート体制をやることによって図られるのではないかというふうに思います。課内研修の実施により、効果が非常に大きいというのが私たちも思っております。今後、月1回、必ず実施できるように指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） いろいろですね、長く説明されましたけれども、やる気がですね、これは副町長のほうにお尋ねしたいと思いますけれども、人事評価や職員にまつわる問題を挙げられておるわけでございますけれども、町のラスパイレス指数が低いというのは、以前の一般質問からですね、話題になっております。

ただ、働いても、それに応じた処遇がされないなら、当然やる気は下げざるを得ないだろうというふうに思いますけれども、その点では何か検討されているのか、あるいは取り組みができていないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 町のラスパイレスが低いということの要因の一つになっていたのが、職務経験者、いわゆる社会人枠採用者の給与でございました。

そこで、昨年11月に社会人枠採用の職員と、町長、それから当時の総務課長と私と3人が、職務経験者といろいろ意見交換を実施したところです。その中で、やはり一般職採用の人に比べて給与が低いといった不満が数人から寄せられました。

それを受けまして、また現実には、社会人枠採用の職員が民間等で培われた経験や知識を生かして即戦力として頑張っておられる現実を踏まえまして、例えば民間経験の場合は経験年数を80%で見るというようなやり方、そういった換算をして給与を位置づけておったんですけれども、そのことが給与を低く抑えてしまうということなどの要因になっていることからですね、100%で換算をするというような見直しを行いまして、今年の4月から改正をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 今、答弁がありましたように、一般職の枠を4月から開始したということで、一般じゃなくて、社会人枠をですね、上げられたということでございます

けれども、これは総務課としては全体のことと管理をすることとは思いますが、皆さんにですね、管理職とは何かとお聞きしようかと思いましたが、時間の都合上、お聞きすることはちょっとできませんけれども、これはですね、改善策としての1案ではございますけれども、課々ごとに新人さんもおられます。それと、異動された方もおられる。管理職というのは何なのか。その課々ごとに任せて、課々ごとの独自のアンケート調査をされて、何に適しておるのか。誰にこの職種が合うのか。課々ごとの評価で課々ごとの動きをされたほうがうまくコミュニケーションもとれるんじゃないかならうかと思えます。まず、先ほど副町長の答弁があったように、まず課々ごとのコミュニケーションがとれていないのが事実であります。

金曜日の補正予算の中でもいろんな質疑応答がなされておりますけれども、こういう言い方はいかんけど、ただ、行政としてはそういうことは発言できませんので、ただ、それを逐一、課内ごとの管理職の方々がですね、ちゃんと部下の育成に対して取り組んでいただければ、これはもう後先、来年も再来年もどんどん増えていくと思えます。これだけ人材がおらんということですよ、人材が。育成になっとらんと。

だけん、もうちょっと課長あたりも緊張感、危機感を持ってですね、課内ごとに接していただきたいと思えますけれども、総務課長、いかがですか、その点は。簡潔にお願いします、時間がございませんので。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えします。

今のご質問でございますけれども、課単位でということで、このことにつきましては、私のほうでですね、総務課がある程度、職員の管轄はしておりますけれども、必要以上に細かい管理をするということで職員のやる気が妨げられるのではないかとということでございますが、確かにそういうのは否定できない部分がございます。

基本となる大枠の部分につきましてはですね、総務課のほうで今後管理というふうにして、例えば残業で一部の方が残っておりますけれども、ちょっと偏っておりますが、帰りにくい雰囲気とか休暇がとりにくい状況とか、そういうものは確かに課内の中にもあるかなというふうに思います。

そういうことですね、結果的に職員のモチベーションをどれだけ今後上げていくかというのが非常に大事だと思いますので、今後は各課長と、先ほど課内研修という話もございましたが、その中で含みまして、各課長と連携を図りまして実施してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 職員に対しての私傷病ということで以前から話題になっておりますけれども、この前も補正予算のときにも出ましたけれども、長時間労働、残業、いっぱい出とるわけではありますけれども、それに準じてですね、余りにも10時とか3時までとか12時までとか、夜中までされると、やっぱり私傷病になる可能性が大いにあると思

ます。それに、サポートする側もですね、また同じ私傷病になったりするかと思いたすので、この面はですね、持ち帰っていただき、十二分に改善改革するようお願いしたいと思いたす。じゃないと、後々、職員の育成指導にはならんと思いたすよ。課長になった方は今後苦勞すると思いたす。

時間がないので、今後の採用決定予定はということと採用基準はということではですね、次回に持ち越したいと思いたす。

次回もですね、検証しつつ再質問をいたしますので、課内ごとに、もしも課内研修をされとるとであれば、必ずそれを確認して、（

）よろしくお願いたしたいと思いたす。

最後、まとめになりますけれども、今、質問をしました、病気などで休まざるを得ない職員をいかに減らすかという観点からですね、課内のことは課長が責任を持って職員間のコミュニケーションや指導育成を図っていくべきではないかと申し上げましたけれども、町長にはそのことに対する総括をいただきたいというふうにお思いたす。

県内で低い給与水準について、社会人枠採用職員については見直しをしたとのことでありましたけれども、その他の職員を含めてですね、給料水準の改善を改めてお考えしていただくことはできないだろうかということでお尋ねしたいと思いたす。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまで宮本議員のほうから、大きく分けると、職員間のコミュニケーション、あるいは指導育成を図っていくについての課長の立場というようなことと、それから給与水準の改善等についての二つの提案をいただいたように思いたす。

前段のほうについては、これは議員と私も同様の考えでありまして、課内にありましては、職員一人一人の、これは個人プレーではなくて、やはりチームプレーによって組織が成り立つものというふうにお認識をしておりますし、また、その集大成が町の役場そのものだというふうにお思いたす。

よく蒲島知事がですね、言われる言葉の中に、職員に対して皿を割れというようなお話をよくされます。これはどういうことかというのと、やはり失敗を恐れずに仕事をやんなさい、後は自分が責任を持ってやるからというようなことの例えじゃないかというふうにお思いたすですね、私もよくその言葉を感じるわけでありましてけれども。

やはり官公庁も、それから民間企業であっても、これは同様と思いたすんですね。やはり信頼関係の中で、部下に任せる以上は責任はやはり上司がとるというようなことは、これは当然のことでありまして。また一方、部下職員においても、決して努力を怠らせずに、やはり向上心を持って、その責務に応えることが大事というふうにも思いたす。

ただ、よく世代間のギャップという言葉もありますけれども、確かに我々が社会人に入ったころと申しますと、もう30年、あるいは40年前のお話でありまして。それから随分時代も変わっておりますので、現代の若い人たちの考え等も、若干やはり我々の頃とは相違点もありまして、これは、いいところ、努力してほしいこと、その点も含めてのお話でもあります。

それと、最近、私が一番感じるのは、転職ですね。転職に対する考え方が、昔は終身雇用というような言葉もあって、そのやり方で民間企業のほうもやってこられたと思いますけれども、その辺に対する考え方も若干違うというものを少し感じております。そういう中であって、いかに組織をまとめ上げていくのかということ是非常に難しいところではありますけれども、ここにはやはり課長のマネジメント力が必要でありますし、また、そこには職員相互の意識改革も重要だというふうに思います。

いずれにしても、難しい問題ではありますけれども、職員の資質、あるいは全体としての戦力ダウンにつながらないように、いろいろと策を講じていきたいというふうに考えます。

それから、給与に関する問題については、大きな要因としては、先ほど副町長のほうから述べられたところも非常に大きいと。要するに、社会人枠の経験年数のカウントの仕方というのもですね、確かにあります。ですから、その点については、お話のとおり、既に改善をさせていただきました。

今後も職員のモチベーションにかかわる問題でもありますので、適切にこの件についても対処してまいりたいと思います。ただ、職員の経験年数とか、それから諸要因については、単純にその改善策が即数字として上昇につながらない場面もあるかもしれませんので、その点はどうかご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） もう時間のほうは過ぎましたけれどもですね、とにかく、役場職員の方はですね、いろんな大変な職種と申しますけれども、職員の方々がいなければですね、住民の生活を円滑にするためには職員の方たちがいなければ運営していくことはかなり無理がきますので、極力、育成に対して、メンタル、体力、家庭環境においてもですね、肉体的、精神的ダメージはあるかと思っておりますけれども、一番、世間からの風当たりも、いろいろとひどい風当たりがダメージ的にあるかと思っておりますけれども、今後ともですね、しっかり職員の育成に関しては改善改革をされることを強く望みまして、私の質問を終わりたいと思います。

すみません。時間をオーバーして。申し訳ありません。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで、8番、宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番、荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番、荒田博でございます。

まず、6月からクールビズということで、上着を着ないですね、登壇と一般質問をすることをご了承お願いいたします。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、一般質問をしてみたいと思います。

まず初めに、復興基金についてでございますけれども、平成28年に熊本地震から県の復興基金ということで、本町は復興基金をですね、利用されたかと思っておりますけれども、これまでの利活用の結果と、本町において残高とかそういうのであれば、それを教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

ご質問の復興基金でございますけれども、町のほうでは創意工夫分ということで基金を積み立てております。その状況について説明をさせていただきます。

その利活用の結果と残高でございますけれども、平成29年度に熊本県より2億3,325万5,183円の交付をまず受けております。

被災者管理台帳システム使用料、また、災害記録誌作成委託料ということで、68万5,000円を活用いたしまして、29年度末にですね、2億3,257万183円を基金として積み立てております。

平成30年度にはですね、災害公営住宅にかかります用地購入費やハウス移転補償費、指定避難所の機能強化のための備品購入等、6事業に対しまして、4,216万3,000円を活用しております。

平成30年度末でございますけれども、1億9,045万7,110円の残高となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） ただいま課長のほうから説明がありましたけれども、平成30年度で1億9,000万の残高があるということでございますけれども、これからの利活用の目的、どういったことに利用されるのか、そういったことをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） これからの利活用ということでございますが、今、30年度末で約1億9,000万ぐらい残っておりますして、30年度からの令和元年度への繰越事業という事業がございます。その中で、ため池の災害復旧工事、それから農地災害査定漏れの工事請負費など四つの事業がございます。それが393万2,000円でございます。

それから、令和元年度の当初予算に組んでおりますけれども、災害公営住宅とコミュニティ形成支援事業委託料、それから災害公営住宅集会所備品費ということで、3事業ですけれども、533万5,000円を活用予定といたしております。

令和元年度末の残高が1億8,100万ぐらいになるというふうに、今、見込んでいるとこ

ろでございます。

基金全体ですけれども、創意工夫分については特に補助事業がないもの、それから起債が借りられない事業という、そういう制限がございまして、非常に使いにくい事業ではございます。

ただ、災害関連です、査定漏れ等がありましたが、それについても最初はできないということでしたが、対象外だったのが対象内になったということで、それは県と協議の上でございますけれども、そういうさまざまないろんな事業が、今、考えられますけれども、それにつきましても、県のほうとですね、十分協議して、今後進めていかなければならない、進めていって基金の活用を図っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、1億8,000万から令和元年度の残ということですね、使い道に関してはですね、県と協議をしながらということでございますけれども、私としては、復興基金の利用方法として提案というか、そういうことに利用できないのかというふうにお尋ねいたしたいと思うのですが、本年2月に、我々町議会議員選挙がございましたけれども、本町におきまして、公衆用トイレですね、こちらがあまりないのではないかとこのように思っております。一般の方々であれば、コンビニを利用されるとか商業施設を利用されるのが適切かと思っておりますけれども、そういった選挙とかですね、そういう部分に関してはなかなかそういうところを利用できない。仮に大勢のお客さんで来られたところで利用する場合にも、そういった立ち寄るようなところがないんじゃないかとこのように思っております。

そういう部分で、トイレ等の整備、そういうのに利用することは可能か。そのあたりはですね、協議されないと、どうしようも返答はできないと思っておりますけれども、そういったところへの考え等はどうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、議員のほうからお話がありましたトイレということでございます。

町のほうでは、今、公衆用のトイレということで、各公園とかそういうものはもちろんあるかとは思いますが、それから大きいところでは津志田河川公園あたりも公衆トイレはございますけれども、そういうことに活用できるかどうかということについては、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、その内容というか、使途、そういうものについて県と十分協議してですね、今後進めていききたいと思っております。実際使えるものとはできるだけ活用したいというふうに思いますので、今後、県と協議してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、是非検討をお願いしたいと思います。

ただ単にですね、トイレ自体が必要な理由としてですね、熊本地震においてはですよ、車での避難とか車中泊で避難というのが多数あったと思います。そういった部分でもですね、公衆トイレ、あのあたりの時期はどこも開いておりませんでしたし、そういうふうにトイレがあれば水道等も使えますし、そういう部分の観点からもですね、必要ではないのかなという部分もありますので、是非検討をお願いいたします。

続きまして、交流人口対策についてでございますけれども、乙女河原から安津橋運動公園（仮称）までのサイクリングロードとして整備できないかというふうに載せておりますけれども、これはまず、以前、平成13年ですか、緑川リバーサイドパーク in 甲佐、くまもと101景づくり推進事業の中でも取り上げられておりました。

その中では、「景観探訪のサイクリングコースを整備し、緑川の景観を楽しみ、印象づける場を創出するとともに、展望休憩広場や軽スポーツ広場を整備します」とあります。この中でですね、スポーツ広場を整備すると。今、安津橋運動公園のほうも建設されておりますけれども、そういった部分でその分はできているのかなと思いますけれども、このサイクリングロードというのがありますけれども、実際はどうなってるんですかね。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） サイクリングロードといいますと、自転車専用道路ということになりますけれども、管轄的には国土交通省の敷地内ということになりますけど、計画上、平成13年のリバーサイドパーク in 甲佐に載ってございましたけれども、10ぐらいの項目の中の一つとして載ってございまして、その中で五つの項目で取り上げられた分にはおそらく載ってなかったと確認いたしておりますけれども、その計画はまだ実現には至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 今、載ってなかったとおっしゃられましたが、プランの推進事業ということで13のプロジェクトがございました。その中で、直接的にはですね、サイクリングロードのプロジェクトというのはなかったと思うんですけれども、2番の安津橋健康広场景観整備プロジェクトに当たるのではないかなと私は思っております。

平成13年でございますので、その、今、精査をしてもどうかと思いますので、そういうふうに、その当時、緑川を利用した甲佐の発展、利活用ということで、そういった部分があったのではないかと考えておりますけれども、私はサイクリングロードとして整備できないかと言った観点はですね、今度、安津橋総合運動公園ができますけれども、今、仮称ということでずっと呼んでおりますけれども、本年度の9月からサッカー場がですね、完成して、今度から利活用できるのではと思いますけれども、仮称はいつまで続くのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 乙女橋運動公園、今現在、仮称ということでご説明させていただいておりますが、サッカー場のオープンにつきましては、10月ごろ、ナイター

を除いたところでの供用開始ということで、今、事業を整備させていただいております。

9月にですね、新たに設置条例等を議会のほうに提案させていただきたいと思っておりますので、それまでは仮称という形で説明させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、9月に設置条例をされるということでございますけれども、そのときまでは仮称ということでございますが、これは、本来、私が思いますに、田口橋の開通、また、安津橋総合運動公園の完成、これは甲佐町の復興の目玉というふうに認識しております。そういった部分で、仮称の名称あたりを一般公募あたりをされて、今後運営されるものではないのかなと思っておりましてけれども、そのあたりの考えはどうなんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 今、進めておりますのは、条例化する場合には名称を町のほうで決めたいと思っておりますけれども、愛称のほうをですね、公募できればというところで、今、検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことでですね、愛称ということを公募するというもので、より町民の方がですね、関心を持って、また利用していただくように、そういうふうな考えを持たれていることを聞いて安心いたしました。

サイクリングロードを整備できないかというのは、乙女河川公園と安津橋運動公園、こちらに今後、安津橋運動公園の総合的な整備が終わったころぐらいにですね、今後の活用として自転車を貸し出ししたりして、町外の方、町内の方が来られて、運動を兼ねてですね、サイクリングされるのにちょうどいいのではないかなと、距離的にもですね。その中で、麻生原のキンモクセイとか、そういう部分もありますし、甲佐町をよりよく知ってもらえることになるのではないかと。

整備するに当たっては、先ほど答弁いただきましたとおり、国交省の管轄でございますので、国交省と協議していただいて、町の持ち出しもですね、当分少なくできるのではないかと思っておりますので、そういうふうにご利用もできますので、是非ご検討をお願いいたします。

2番については、最後に町長に1番、2番についての総合的なことを聞きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、旧西村民俗資料館整備に伴う交流人口の見込みと活用方法はということで上げておりますけれども、旧西村民俗資料館整備に対して大体どのぐらい予算があつて、その予算をですね、どのような形で整備に至ったのか、そのあたりの経緯を説明いただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、旧西村民俗資料館の改修工事に係る事業費について、まずご説明させていただきます。

旧西村民俗資料館の改修工事につきましては、昨年度の平成30年度から本年度までの2カ年計画で改修を進めております。2カ年の合計額、予算額につきましては、約7,000万円ほどになっております。

財源につきましては、国庫補助金が約半分の3,500万円、過疎債、起債ですけれども、これが3,000万、特定財源が160万、一般財源が340万となっております。国庫補助につきましては、地方創生の推進交付金の5割補助となっております。また、特定財源につきましては、ふるさと応援交付金を活用させていただいているところです。

今回、改修に至った経緯という点につきましては、熊本地震により旧西村民俗資料館が被災しました。解体ということも選択肢の一つでございましたけれども、当時、築130年を超える建物が現に存在しておりましたので、地域資源として活用できないかということで、平成29年度にワークショップを9回開催しております。このワークショップにつきましては、町内外から延べ200名の参加を得て検討してまいりました。

まず、検討の内容といたしましては、その建物自体がですね、利活用できるのかということで、まず初めに旧西村民俗資料館の現状把握と、専門家を招きまして建物の診断を最初に開催しております。その後、古民家利活用の先進事例等につきましての勉強会も行っております。

また、旧西村民俗資料館の利活用につきましては、その場所、旧資料館のみを考えるのではなく、町全体での利活用を考えるという目的で、宮内地区、甲佐地区に出向き、本町の資源、魅力の発見を行い、その資源の活用方法の検討を2回にわたって行っております。

これらのワークショップでいただいたアイデア、意見をもとに、利活用方法、改修案について4回ほどワークショップを開催し、最終案につきまして専門家の意見を聞きまして利活用方法をまとめております。

利活用法といたしましては、旧西村民俗資料館につきまして、宿泊するエリア、飲食スペース、あと情報発信スペース、多目的スペースの四つのエリアでの改修を進めております。宿泊施設につきましては、建物の約全体の3分の1を完全に仕切り、1階がリビング、キッチン、バス、トイレを備え、2階に宿泊スペースを設け、1日1グループの予約というか、宿泊という形で、今、改修を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） ただいま説明がありましたとおり、解体ではなくて利活用ということでワークショップをされて、町内外の方から議論されて、今後整備して利活用するというところでございます。

その中で、7,000万をかけて整備されるわけですので、利活用方法がですね、宿泊施設、飲食、情報発信というふうになっておりますけれども、その言葉だけ聞いたらですね、7,000万ほども使ってメリットがあるのかというふうに思われるのが町民の方の思いでは

ないのかなと思いますけれども、そのあたりはどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 整備後の今後の利活用ということですのでけれども、宿泊施設につきましては、単なる宿泊ではなく、本町滞在中はですね、本町の住民としての体験ができる時間を過ごしていただきたいということで、それが移住につながればと考えております。

また、本施設の全体機能といたしましては、今、改修している旧西村民俗資料館のみで完結する施設とは考えておりません。本町のさまざまな魅力ある地域資源や観光資源の点と点を結びつけて、情報発信拠点として、ここに来れば、本町の観光情報、イベント情報が得られるような施設を目指しております。

交流人口を増やす施策につきましても、体験イベントやワークショップの開催を考えておりますが、本施設のみでの開催にとどまりませず、他の施設、甲佐町には、キャンプ場、やな場、運動公園または商店街等がございますが、これらと連携して取り組みを構築し、改修後の施設を拠点の一つとして町全体の交流人口を図りたいと考えております。

また、町の施設やイベントのみならず、民間においても多様な活動に取り組まれておられる方々との連携も視野に入れております。

商工会におかれましては、蚤の市とか初市とか開催されておりますので、それに連携した取り組みができればと考えております。

また、そのほかに、本町には、青果の販売や花束、ブライダルブーケの製作や販売をされておられる方が季節ごとにテーマを決められワークショップを開催されておられます。

また、商店街と白旗地区の糸田で古民家を活用したイベントや日替わりカフェ、ワークショップを開催されている方もおられます。先月の5月25日に糸田で開催されたイベントに関しましては420名を超える来場者があったと聞いております。この5月25日につきましては、やな場におきましても、やな場のオープンの前にですね、やな遊びという形でイベントを開催させていただいて、両施設に立ち寄られた方もおられます。

このような民間で取り組まれている方々と連携したイベントの開催や、それぞれで個々に行われているイベントの情報を集約することでですね、本町の持つ、さまざまな魅力を町内外に発信できればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、旧西村民俗資料館が甲佐町の情報発信の起点となるということで、今後、宮内の井戸江峡の整備もありますけれども、ここに来ればですね、甲佐町のことが何でもわかるというふうに町外から来られた方の目印として、ここに来ていただいて甲佐のことを知っていただく。そういった情報発信の基礎になるような事ということでご理解いたします。

そういうことで、これらの質問をしてきましたけれども、町長に対して、これらのことについて町長の思いをお聞きしたいと思っております。交流人口対策だけで結構でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいままで荒田議員のほうから、いろんなご提言なり、質問なりいただいたところであります。

まず、交流人口対策のところのサイクリングロードの件ですけれども、先ほどのお話のとおり、この計画については、緑川リバーサイドパーク in 甲佐の基本計画の中で、幾つか事業はたくさんあったと思いますけれども、その中の一つとして頭出しをしていた事業であったということでもあります。

その中から幾つか選択して、今、安津橋の総合運動公園等も整備をしているところでもありますけれども、そういう中で、津志田河川公園から安津橋までつなぐサイクリングロードのご提言があったわけですけれども、おっしゃるとおり、その区間には桜堤もありますし、あと、キンモクセイの話も出ましたけどですね、そういう町の観光施設を回れるような、そういう位置づけもできるのかなというふうな思いは持ったところでもあります。

課長の答弁でもあったように、これがすぐに河川管理者である国交省の考え方で今すぐということにはなかなか結びつくのは難しいところもあろうかと思えますけれども、まずは現在の道路の中で、それに近いような状況が作り出せないかということをもまず考えてきたいというふうに思います。

その上に立って、国交省の考え方とか、それから事業化についてのその辺の可否といたしますか、可能性とか、そういったことについては探りたいという思いもありますけれども、まずは内部でその辺を十分検討させていただきたいというふうに考えます。

それと、西村民俗資料館の整備の件ですけれども、確かに費用対効果というか、金額の面だけから考えたときには、なかなか理解していただくのに時間がかかるかもしれませんけれども、先ほどから地域振興課長が述べておりますとおり、この整備については、さまざまな狙いがある今回の整備でありますので、要は交流人口、あるいは関係人口を増やすことによって、それがひいては定住等にも結びついてほしいと思えますし、それもありますし、ふるさと納税の、そういう関係人口にもですね、つながっていければというような思いも持っております。

おっしゃるとおり、そういう町の観光施設の情報発信の拠点としての、そういう意味合いを持つ、まずはスタートの拠点施設だというふうに思いますので、これをうまく指定管理者等を活用しながら、また、民間のいろんなアイデア等もいただきながら整備を進めていきますし、また、整備後の管理等についてもしっかりとやってきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、今、町長のお考えをお聞きしましたけれども、西村民俗資料館についてはですね、そういった部分で町のキーということでございますので、そのような利活用をしていただいでですね、是非つくってよかったなと思われるような施設にさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川安明君） これで、7番、荒田博議員の質問は終わりました。
しばらく休憩します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時39分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿って順次質問をさせていただきます。

本日私が質問させていただきますのは大きく2点でございます。

まず1点目は、緊急災害時における初動体制及び内水氾濫対策についてでございます。

続いて2点目は、創造的復興を踏まえた新たな総合ビジョンということでお尋ねしますので、担当課もしくは町長の答弁、よろしく願いいたします。

まず1点目の質問でございますが、熊本地震から3年がたち、また、時間雨量150ミリの記録的豪雨より3年が経とうとしております。これから梅雨の時期に入っておりまして、地震におきましては、日本全国、いづどこでどんな地震が起きてもおかしくない状況になっております。

そこで、本町の災害時における危機管理体制、とりわけ初動体制についてお尋ねいたします。

まず、職員用の災害対応マニュアルがあるとお聞きしましたが、これについて概要でいいですので、ご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えをいたします。

職員の活動マニュアルについてでございますけれども、当然ながら、地震、風水害など大規模災害が発生した場合の被害の軽減といたしますのは、災害への初動活動の立ち上がりの早さにかかっております。

また、災害時の被災した対応や生活基盤の復旧など町民生活に結びつく重要な役割を担っているのは、ほかならぬ職員一人一人でございます。

本町の災害時の職員活動マニュアルにつきましては、災害が発生しそうな場合、あるいは万が一発生した場合に、最も重要で、かつ混乱が予想される発生後数時間から1ないし2日までの初動対応期を念頭に構成をしております。引き続き行われる災害応急対策の業務につきましては、地域防災計画に基づいて対応することになっております。

内容につきましては、災害対策本部要員としての責務、職員の動員配置と所掌事務、避難誘導活動、被災者情報の収集の4項目で構成をされております。町職員が災害初期の段

階において、迅速かつ有効に動くよう、参集や活動について定めてございます。

このマニュアルにつきましては、毎年、地域防災計画策定時に、内容につきましても随時見直しを図り、実行性の高いマニュアルとして、全職員が同じ認識のもと、迅速に無駄のない対応を日ごろから心がけるよう徹底をしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

このマニュアルについてはですね、私も読ませていただきまして、今日は全部が全部質問はできませんけど、1点だけ、4ページに書かれています警戒配備体制と、それから災害対策本部体制の設置時期や設置内容、これについて、またご説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） それでは、お答えいたします。

災害対策本部の配置時期、配置内容についてということでございます。

災害に対する職員の配置基準といたしましては、災害対策本部設置前の体制、それと災害対策本部を設置の体制で対応することとしております。

災害対策本部設置前の体制には、注意体制と警戒体制の2種類で対応することとしております。注意体制につきましては、災害に関する注意報あるいは警報が発表されたとき、または町で震度4を観測したとき、対応に必要な要員を1個班6人体制で6個班を編成しております。通常、1個班ずつ交代で対応しますけれども、注意体制の1個班では対応できないと想定される場合、注意体制を必要に応じ追加招集しまして、12名から36名で構成する警戒体制へと移行をいたします。

もう一つ、災害対策本部体制につきましては、具体的には町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき、あるいは緑川堤防の決壊、または決壊のおそれがあり、さらに特別警報が発表されたときには、被害有無にかかわらず、全職員対応の災害対策本部体制を設置することにしております。

職員の配置につきましては、災害の種類や発生状況に応じ、災害対策業務の規模や必要人員は変化してまいりますので、業務継続計画、BCPと申しますけれども、これにおいて、非常時優先業務を見きわめた上で、全庁横断的に配置をしていくことにしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

熊本地震についてちょっと触れますけど、熊本地震においてはですね、平成28年4月14日午後9時26分に発生しております。このとき、本町ではですね、震度5弱、乙女地区に関してはもっとひどかったと私は思っておりますが、今日そのことについてはちょっと触れませんが、5弱を観測しまして、災害対策本部が設置されたというのがですね、この記録に残っております。

災害対策本部が設置されたのがですね、1時間4分後の10時30分に災害対策本部が設置

されたと。マニュアルには5弱を観測したときには直ちにと明記されておりますけど、1時間4分後が、私は率直に非常に遅い、いや、遅過ぎると私は思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 議員の質問のとおり、熊本地震での災害対策本部は設置が遅過ぎるのではないかとこの質問でございます。

今、お示しになりました災害記録誌につきましては、災害対策本部の設置が4月14日午後10時30分と確かになっております。午後9時26分の発災から1時間4分かかったことになっております。

この設置時間の報告と申しますのが各自治体まちまちでございます。熊本地震でも発災と同時に設置している自治体、9時26分で設置している自治体もございます。あるいは、翌日の午前2時、あるいは本震後に設置している自治体もあるわけでございます。

本町の設置時間につきましては、職員参集後の第1回目の対策本部会議の時間を報告したものでございます。そこをご理解いただきたいというふうに思います。

また、同時刻には町内の避難者が合計で116人との報告も受けておりますし、既に職員による避難所の開設や被災情報の収集など、初動対応は適切に実施をされております。

したがいまして、職員の参集やその後の初動対応につきましては問題なくなされたと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） この危機管理体制に関する問題はですね、ちょっと以前にもなりますけど、ちょうど8年前になりますけど、8年前の平成23年の12月議会におきまして、福田謙二議員が一般質問されております。

簡単に内容を説明いたしますと、これから町外の職員さんが増えていく中で、大雨、台風等は予測できるが、夜に東日本大震災のような大災害が起こった場合はどうするかといった趣旨の質問を福田議員がされておりますし、実際、その5年後の平成28年に熊本地震が起こったわけです。

そのときの資料によりますと、平成23年度の12月1日現在では、町内の職員の方が81名、町外が31名となっております。

現在の職員数の町内、町外の内訳をちょっと教えてください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

ご質問の町内、町外在住職員の人数につきましては、本日ですね、資料として配付させていただいております町内外職員数調べにより説明させていただきます。資料は、本年度、また、5年前、10年前の4月1日現在の人数を記載しております。

10年前の平成21年度と平成31年度、令和元年度と比較いたしますと、職員総数は13人増加しており、内訳としましてでございますけれども、町内在住職員は11人減少し、町外在

住職員は24人増加しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 要は、今現在でいうと、町内が75名、町外の職員さんが50名ということで、この資料によりますとですね。緊急災害時に役場に登庁しなければならないと思いますが、下豊内や岩下、緑町、近い方は近いですし、町外でも遠い方がいらっしゃると思います。そういった緊急災害時の登庁時間の一番最短で登庁される方、そして一番時間がかかられる方、通勤距離からわかると思いますので教えてください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 登庁で一番近い方といいますと、本当に豊内地区でございますので、3分または4分で来る職員はおります。一番遠い職員につきましては、距離的に申しますと、菊陽町在住の職員がおりますので、時間としましては約1時間かかるというものでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） これだけ町外の職員さんが多くなってまいりまして、緊急災害時に登庁時間に差が出てきますと、災害対策本部の設置と初動対応に私は影響があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） 今、議員のほうから町外居住の職員が多いと、緊急時の災害対策本部の設置に影響があるのではないかと。また、初動対応の遅れが被害拡大に影響するのではないかとというようなご質問でございます。

災害の初動対応におきましては、先ほど申し上げました災害時の職員マニュアル、これを基本に対応いたします。

災害対策本部設置の大規模災害等にありましても、先ほど総務課長から説明がありましたけれども、おおむね1時間で全職員が対応可能であります。

また、対策班、各班の責任者につきましては、ほとんど町内居住でございます。たとえ責任者が町外居住でありましても、町内居住の審議員等で十分対応可能でございます。

したがいまして、町外居住者が町内居住者より参集時間がかかるとはいえ、熊本地震での経験からしましても、対策本部設置や初動活動には特段の影響はないと考えております。また、町外居住者につきましては、参集途中に他市町村の被害状況を把握することができるといふメリットもございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 参集途中に他町の被害状況も確認できると、確かにそうだと思いますけど、そうであれば、是非そういったメリットを生かした対応をしていただきたいと思います。

大雨の場合は予測できると思いますけど、地震の場合は誰も予測できないと思うんですけど、そういったときの対応はいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 暮らし安全推進室長。

○暮らし安全推進室長（佐々木善平君） お答えします。

大雨は予測できますけれども、地震は予測できない。その対応はどうかということでございます。

予測可能な風水害にあつては、適宜、職員に気象情報の周知と、各自において気象情報の収集に努めた上での待機を促し、災害対応の備えを行っております。

また、予測することが困難な地震にありましては、事前の周知はできませんけれども、職員につきましては、町民の生命、身体、財産を守る義務がありますし、災害対策本部が設置された場合には、その要員として行動する責務があります。

参集に当たっては、災害の状況により登庁できない場合は、最寄りの避難所や町の出先機関に参集してもらい、当該施設の責任者や上司の指示を受けることにしております。また、病気や負傷、その他やむを得ず参集が困難な場合には、その旨を上司に報告をすることとしております。

さらに、参集途上においては、先ほど申しましたとおり、可能な限り被害状況やその他の災害状況の把握に努めて参集することとしております。さらに、参集する際には安全な道路と最善な方法を選択し、近隣に役場職員がもしいる場合には、連絡を密にして複数人での参集を指示しております。

町としましても、今後とも災害対応への初動対応が遅れることのないように、全職員に徹底をしております。

また、発災直後に最も頼りになるのは、地元の消防団や住民の皆様で組織する自主防災組織であります。これらの関係団体の皆様と連携を密にしますとともに、自主防災組織を活性化させ、あるいは地域の防災リーダーとなる防災士等の育成を町としても推進してまいります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 初動体制の遅れが被害の拡大にもつながりますし、ひいては人命にも影響を及ぼしかねないと思いますので、本町における災害時の危機管理体制、とりわけ初動体制については万全の上に万全を期して臨んでいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

危機管理体制ということですので、これから梅雨時期にも入ってまいります。若干、内水氾濫対策についても質問をさせていただきたいと思っております。

本町のですね、管理河川は幾つございますかという質問と、それから直接、市街地に影響を及ぼす河川はどこがありますか。ちょっとお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、お答えいたします。

本町で管理する河川は、河川法を準用して管理する準用河川が5河川、それと普通河川が30河川、合計の35の河川を管理することになります。管理河川の総延長が約43キロメートルとなります。

市街地を流れる大井手川につきましては、甲佐町土地改良区が管理される水路となっております。

また、町を流れる河川で、町以外が管理する河川としまして、1級河川緑川は国が管理する直轄区間が13.7キロメートル、熊本県が管理する区間が4.4キロに区分されます。

それと、熊本県が管理されます河川としまして、坂谷川、龍野川、錦郷川があります。

それと、氾濫のおそれがある河川ということで、特に市街地ということですが、氾濫のおそれがある河川としましては、町内全ての河川において氾濫のおそれがあると思っております。

町では、これまで起きた氾濫をもとに、水防計画の中で重要水防区域として16の河川で特に被害が及ぶおそれのある区間として重要水防箇所として位置づけをしております。この中で、市街地や住宅地に影響がある河川は、大井手川と、大井手川に合流する南谷川、湯田川、内田川などがこれまでも被害が起きておりますので、警戒が必要だと考えております。また、県の河川管理でもある龍野川の住宅地でも浸水被害が起きておりますので、重要水防区域として警戒をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私もこれまでですね、議会傍聴やインターネット動画配信されております議会中継を見てまいりました。

内水氾濫に対しては、有効な対策として放水地の整備、それから放水路の整備、それから嘉島町にございますような大型強制排水のポンプですかね。そして、湯田川に関してはボックスが小さいということで、ボックスの改修ということで、そういったのはこれまで時間も予算もかかり、国や県に要望中ということも十分理解できました。

すぐできる対策として挙げられるのが堆積土砂の除去でございます。私も現場を見に行きましたが、大井手川においてはですね、本年3月議会の田中孝義議員の答弁のとおり、5月9日に堆積土砂の撤去、いわゆる浚渫工事をなされ、5月22日に湯田川のほうも浚渫のほうをなされておりました。流域の住民の方も大変安心していらっしゃいました。

そこでお尋ねしますが、そもそも堆積物の除去というのは、点検と除去ですね、これは毎年なされているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 河川の点検巡視については、年数回、職員による巡視や地域からの情報をもとに異常箇所などの把握に努めております。

それと、近年では災害復旧事業などもあり、大雨や台風被害などの被害があった場合には被害箇所の調査、それと踏査をして被害の把握に努めております。

それと、堆積土砂の計画ということで申し上げますと、毎年全ての河川を浚渫すること

は困難であることから、巡視等で把握した箇所、堆積土砂がひどい区間において、住宅地などに被害が及ぶおそれのある箇所を優先的に行うような浚渫計画を行っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） それでは、南谷川と湯田川に関する浚渫は行われましたか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今年度につきましても、内田川と南谷川につきましても、先週、浚渫が完了しているとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 水防に関することですので、我々まず水害が起こった場合、一番に必要なのは我が家に水が入ってこないように、土のう等の水防備蓄品が必ず必要になってまいります。このマニュアルにも記載されておりましたが、土のう袋やスコップ、そういった水防備蓄品の管理というのは、どこにどういったふうに管理されておられますか。

○議長（宮川安明君） ぐらし安全推進室長。

○ぐらし安全推進室長（佐々木善平君） 土のうなどの水防備蓄についてはという質問でございます。

土のうなど水防備蓄資材につきましては、役場、あるいは下横田の備蓄倉庫、新しくできました芝原の備蓄倉庫、それから県管理の水防倉庫、国交省の水防倉庫など、5カ所にそれぞれ準備をしております。また、土のうに必要な山砂などの原材料につきましては、町内の8カ所に必要なときに早急に対応できるように準備をしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 水防に関しても、地震に関しても、万全をもって臨んでいきたいと思っております。

また、浚渫に関してもですね、浚渫されていて大雨で被害が出た場合は仕方ない場合もあるかもしれませんが、浚渫せずに被害が出た場合はですね、行政にも責任が及びかねないときもあると思いますので、是非、流域の皆さんの安心と安全のためにも、できれば全域のですね、毎年の点検、毎年の除去をお願いしたいと思っております。

以上で一つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、二つ目の質問に入ります。

新しい元号、新しい時代、令和が始まりまして、本町においても、来年度をもって第6次の総合計画の後期基本計画が終了となります。

そこで、第6次甲佐町総合計画の終了に伴う創造的復興を踏まえた新たな短期、中期、長期のビジョン等は定まっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それでは、第6次総合計画では、「自然環境を活かし、文

化と交流が育む暮らしやすい安心・安全なまちをつくります」という基本理念のもとに、「活力にあふれ、にぎわうまち」「人を育み、交流するまち」「自然環境と共生し、安心・安全に暮らせるまち」「みんなで協働して支えるまち」という四つの目指す将来像に向け、平成23年度から来年度になります令和2年度までの10年間を計画期間として進めていております。ということで、次期の総合計画につきましては、再来年度の令和3年度からということになります。

したがいまして、議員がご質問の第7次甲佐町総合計画の策定においては、これからという状況でございまして、まだビジョンなども定まっていない状況でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） まだ定まっていないということで理解できました。

では、第6次総合計画は、どういった方法で策定をされたか、説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） 6次の計画につきましては、計画を策定するに要した期間は2年間ということで行っております。

手続としましては、専門業者への委託後、計画策定に係る基本方針を決定し、無作為抽出した18歳以上の町民1,000人に対する住民アンケートや、その当時の中学生全員320人へのアンケート、それと医療福祉や産業経済、教育文化分野など45名による、まちづくりワークショップを実施しまして、各関係団体代表等27名による総合計画策定委員会や町企画会議での審議、また企画審議会への諮問などの手続を踏み、計画を策定しております。

計画自体の内容につきましては、住民アンケートによるニーズの把握や住民ワークショップによる課題、第5次後期基本計画の取り組み結果から見た課題、また、国等の動向のほか町による新たな施策などを勘案して策定しております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） それでは、第7次の策定についてはいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それでは、新しい計画の策定の手順としましては、おおむね第6次計画策定の流れを基本として行います。

まず、本年度において専門業者との委託契約を行い、住民アンケート調査やワークショップ、また策定委員会の開催などを実施しながら、来年度までの2年間で策定することとしております。

内容につきましては、第6次計画と同じく、多方面からの情報収集や、それに町の施策等を盛り込みながら策定することとしております。さらには、現在進行中の震災復興計画や町の地方創生事業に合わせた人口ビジョン、総合戦略の計画とも連動した計画としていきたいと考えております。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

第7次甲佐町総合計画がですね、再来年度以降の本町の大切な方向性を示す指針ともなるべきものですので、是非とも町内、町外を問わず、幅広い分野、幅広い年齢層、それから幅広い職業からの策定委員の選定をお願いしてですね、第6次に劣らないような計画を立てていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは最後、町長にですね、二、三お尋ねさせていただきたいと思います。

本年のですね、3月議会の本田新議員の一般質問の答弁におかれまして、町長は4期目の出馬を表明されました。大変結構なことだと思っております。そしてですね、町長がよく使われます創造的復興が何を指しているのかというのも、3月議会の答弁で理解しております。

これから町長が特に重要視される政策とは何でしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 実は、選挙に臨むに当たって、毎回のように政策目標を掲げながら選挙に臨んでおりますので、今、その取りまとめをやっている最中になります。

とりわけ、1期目のときから3期目に至るまでも、大きな重要な問題、これは継続して当然やっていくべき問題の課題として、やはり定住促進がありましようし、また子育て支援の政策もありましようし、また企業誘致等についてもですね、具体性を持って取り組まなきゃならんという思いでこれまでもやらせていただいております。

それに至るまでについては、やはりそれに至るいろんな環境整備をやらなくちゃなりません。特に道路の整備であったり、乙女地区にあっては田口橋の改良、これは非常に大きな、過去から、昭和の時代からの懸案事項でありまして、これもようやく先が見えてきた状況になっておりますので、これは背後地の開発については、非常に明るい材料をいただいたものというふうに考えております。

そのほか、町道の整備についても、整備5カ年計画の中で順次整備を進めてまいりましたので、これもこのまま、その計画に沿った中で、特に政策的にやらなくちゃならない部分については、町の今後の、いろんなところにもつながってまいりますので、特に力を入れていきたいというふうに思っているところであります。

そういう中で、企業誘致については、どうしてもスピード感が非常に大事だということはこれまでも申し上げているとおりです。と申し上げますのも、ほかの町においては、既に工業団地として準備をしている、用意されている、そういう土地があります。どうしても企業側の考え方からいたしますと、そちらのほうをまず見られた場合にですね、これから開発して申請をしてというような本町においては、どうしても遅れをとってしまう。こういう状況においては、なかなか先に進みませんので、何とか先を見越した開発等も非常に必要だという考えでいるところであります。

今後はそういったところもですね、1歩足を進める、そういう時代に入ってきているかと思っておりますので、その辺についても、是非、今回の政策目標の中には盛り込みたいというふうに考えております。

あと、定住については、いろんな側面から考えられますけれども、これまでやってきたい

いところはそのまま継続しながら、また、町の町有地等もですね、いろいろ遊休地等もありますので、これを早く、眠らせておくばかりじゃなくて、生きた土地にしたいなど。それを町のいろんな活性化策の中に活用したいなという考えでおります。

それと、総合運動公園については、今まで述べておりますとおり、非常に町の復興の大きな目玉だと思っておりますので、これを活用しながら、また、空き家等の問題も、先ほどから質問等でもあっておりますけれども、そういったことも生かしながらやっていきたい。

もうしばらくしたら、その辺も取りまとめて、全体の構想がまとまるかと思っておりますので、それが完成した暁には甲斐議員のほうにもお披露目したいというふうに考えているところであります。そういうところでよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私もですね、2月の町議選において、自身の選挙戦におきまして定住促進のさらなる強化というのを四つの柱の一つに打ち立てて、今日この場にいるわけでございます。

今回は、町長にいろいろ聞きとうございますが、時間の都合もありますし、今後質問する機会もあると思っておりますので、定住促進に絞ってお聞きしますと、先ほど町長が言われたとおり、町の遊んでいる土地というか、休遊地で定住促進に結びつけそうなところは具体的にはどこがあるんですか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 既に取り組んだところとして、西寒野の町営住宅の跡地があります。これについては、現在、公募をしているような状況でありますので、その推移を見守りたいというふうに考えております。

そのほかにも、仁田子の豚舎等もありますし、その面積とか規模とかの問題もありますけれども、今ぱっと思いつく箇所と云ったら、その2カ所は非常に可能性が高い場所だというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今、嘉島町までが熊本市圏内に入ってきていると思うんですね。昔は浜線バイパスから先が市内という思いがありましたけど、現在は嘉島町も人口が増えておりますし、大型ショッピングセンターがあります。御船町においても、御船インター付近に大型商業施設ができるように決まりました。

これからやっぱりベッドタウン化というか、そういった定住促進というのは切っても切れない政策と思っておりますので、是非、町長にも進めていただきたいと思っておりますので。

最後の質問なりますけど、定住促進というのは、やっぱりそういったハード面の整備も必要ではございますが、やはり子育て世代に定住していただかないと町は活気が出ないと思うんですね。子育て世代へのソフト面での政策、もしあればお聞かせていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今ですね、制度として制度設計した場合に、果たしてこれが法的にも、それから町のいろいろ進めている施策においても相反するようなことがあってはなりませんので、先ほどから申し上げているとおり、その精査を今やらせていただいている状況であります。6月中にはそれが取りまとまると思いますので、いましばらくお待ちいただきたい。

今、この場所で言ったことがもし盛り込めない場合は、非常に嘘を言ったこととなりますので、それではいけないと思います。

ただ、新たな子育て、あるいは少子化についての対策等については、何とか盛り込みたい気持ちはありますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。

締めくくりとしてですね、これから地域をつくっていくのは人だと思っております。人がいなければ地域というのは成り立っていかないわけでございます。その中で、子どもがいれば地域に活力も出ますし、じいちゃん、ばあちゃんも元気になりますし、父ちゃん、母ちゃん、一生懸命仕事もしますし、また、いろんな未来に向けた投資なんかもしていくと思いますので、是非、町長にはさらなる定住促進の強化をお願いしたいと思っております。

そして、甲佐町ですね、人口もやがて1万人を割るという危機的な状況になっているというのは町も認識していらっしゃると思いますので、これからも町のトップセールスマンである町長においては、定住促進の強化と人口増を期待いたしまして、本日の私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（宮川安明君） これで、1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午後は1時より再開いたします。

休憩 午後0時17分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま宮本修治議員から発言取消申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、発言取消申出書について日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに

決定いたしました。

資料配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時01分

再開 午後 1 時02分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 発言取消申出書について

○議長（宮川安明君） 追加日程第 1 「発言取消申出書について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

岡本事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） 令和元年 6 月 10 日、甲佐町議会議長宮川安明様、甲佐町議会議員宮本修治。

発言取消申出書。6 月 10 日の会議における私の発言のうち次の部分を取り消したいので、議会において許可されるよう甲佐町議会会議規則第 63 条の規定により申し出ます。

記。取り消したい発言。

一般質問において役場をブラックと表現した部分並びに集中攻撃と表現した部分。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 以上、申出書の朗読が終わりました。

お諮りします。宮本議員の発言取消申出書を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、発言取消申出書の申し出を許可することに決定いたしました。宮本議員におかれましては、今後このような不本意な発言がないように厳重に注意いたします。

次に、10 番、井芹しま子議員の質問を許します。

10 番、井芹しま子議員。

○10 番（井芹しま子君） 井芹しま子でございます。今回は、主に財政問題について質問をさせていただきたいというふうに思っております。自治体の財政問題は、私からいたしますと複雑で勉強不足は否めないところでございます。今後もこの点については質問をさせていただきたいというふうに思っております。よって、説明などお尋ねすることが多いかというふうに思いますけれども、担当課におかれましてはよろしく願いいたします。質問に入らせていただきます。

2016 年 4 月に発生をいたしました熊本地震から 3 年がたちました。発災時から町はいち早く被災者の救援、支援に奮闘し、仮設住宅の設置、そして復興住宅の建設など住まいの確保や再建に、また道路や施設などの町民の暮らしの環境改善、復旧に力を注いでこられました。同時に、こうした災害復旧事業とあわせ、現在子育て住宅や安津橋総合運動公園

などの整備も復興事業として進められているところでございます。しかし、こうした復旧、復興の事業が進む一方、こうした流れから取り残されている被災者も少なくはありません。被災者には、さまざまな課題を抱えておられるところです。ぜひ、こうした被災者の皆さんの声にもしっかり耳を傾け、一日も早く一人でも多くの被災者の方が暮らしや住まいの改善、再建が進むよう、町には改めて支援への積極的な取り組みをお願いしたいというふうに思います。

こうした中で、町民の皆さんの暮らしは、物価の上昇や介護や医療、国保など社会保険料の負担増に加え、消費税の3%から5%へ、5%から8%への引き上げなどで、実質賃金は減少の一途であり、年金も目減りする一方でございます。せんだっては、老後の生活に2,000万円不足をする、投資や節約、年をとっても働き続ける必要があるというような金融庁の報告には、国民の大きな批判が沸き起こっております。働く労働者の実質賃金も下がり、10%の消費税が秋から予定をされております。2,000万円の貯蓄をするなど容易なことではないというふうに思います。こうした中で、住民の暮らしや命を守る自治体の役割は一層重要になっているというふうに思います。この自治体の本旨をどう推進していくのか、それを保障する町の財政についてお尋ねをしたいというふうに思います。

財政問題につきましては、昨年9月議会では、令和4年までの中期財政計画が示されております。よって、この中期財政計画を中心に質問をさせていただきたいというふうに思っております。

1点目は、町税が、これを見ますと平成30年度は平成29年度と比べると5,000万円ほど上がっております。これは喜ばしいことではございます。令和3年までは上昇し、4年には少し下がり始めるわけですが、ここではですね、どこで上がっているのか、その点についてまず伺いをさせていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時08分

再開 午後1時08分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） ただいまご質問いただきました平成30年9月に作成しております甲佐町の中期財政計画、こちらの歳入計画のほうで、町税につきましては平成32年度、令和2年度までは増加、平成33年度、令和3年度からは減少で見込んでいるところです。町税につきましては、それぞれの税目ごとに分析、試算を行い、見込み額を算出しております。

まず、個人住民税では、熊本地震による雑損控除の申告者また純損失繰越額の減少、熊本地震に伴う関係業種従業員の収入の増加や、本年10月から消費税が10%に増額されるものに伴う影響、また、本町の人口減少率等を踏まえ、増減率を加味し算定しているところ

です。

法人町民税につきましても、税法改正により本年10月1日以降に開始する事業年度から法人税割の税率が9.7%から6%に引き下げられるため、決算により申告納付があります令和2年、令和3年度については減少になるというふうに見込んでいるところです。また、オリンピック特需や熊本地震による震災特需等、また本年10月からの消費税10%増税を踏まえて増減率を加味し、算定をしているところです。

固定資産税につきましても、土地では評価がえの年度は課税標準額の減少率、それ以外の年度は価格の下落率の平均値を加算し算定しているところです。家屋につきましては、課税標準額の平均増減率、新築家屋の見込み、償却資産におきましては、各年度の課税標準額の平均値を加味し増減率を算定しています。

軽自動車税につきましては、税率の改正により車両1台の税額はアップしておりますけれども、人口減少率等を踏まえまして今後も減少が見込まれております。また、消費税10%に伴います駆け込み購入等も加味し算定をしているところでございます。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりや加熱式たばこの普及、人口減少も踏まえますと今後とも販売本数の減少は見込まれます。

平成33年度以降につきましては、町民税につきましては震災関連、またオリンピック特需に係る建設、製造業の終了によります収入減、固定資産税、軽自動車税につきましては消費税増税後の消費落ち込み等によります新築や新車の購入の落ち込み等により減、また、税全体につきましても、人口減少による税収の減というところで、前年度対比1%程度の減少を見込んでいるところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町税につきましては、個人の住民税が大きいわけですから、消費税が10月から上がりますので、この点でですね、町民の所得も上がりますよというふうに漠然と聞いていたわけですがけれども、そういった点では、消費税が上がって個人の所得がどういうふうになるのか、一、二点ちょっと詳しくお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時12分

再開 午後1時13分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（古閑 敦君） お時間とらせて申し訳ございません。

ただいまの町民税、個人住民税につきましては、消費税による所得が上がるということではなく、熊本地震による雑損控除の申告者の数と純損失繰越額の減少、そちらの影響で個人住民税のほうは上がっていくというふうにしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 住民の所得の問題はですね、今後、財政問題を考える上で、暮らしを考える上で必要なものですから、ちょっと詳しくお聞きをいたしました。

2点目はですね、これについてお聞きをしますということをお伝えしておりますので、この2点目についてですね、この表を見ますと、翌年度に繰り越すべき財源とありますが、もちろんどういふふうに繰り越すかというのが不明な点もあるわけですが、この30年度についてはですね、大方、翌年度に繰り越すべき財源というのはですね、数字が出ているというふうに思いますので、その年の実質収支が赤字か黒字かという問題も出てまいりますので、大体どの程度にこの翌年度に繰り越すべき財源を算出されたのか、ちょっとその点もお伺いをいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 翌年度への繰り越すべき財源ということでございますけれども、ここに記載しております平成30年度に繰り越す事業の一般財源というものでございます。翌年度へ繰り越す事業費ということでございます。

よろしいでしょうか。

○10番（井芹しま子君） 数字的には。

○総務課長（一圓秋男君） この中期財政計画の中では、30年度以降の34年度までの繰り越し分については、その段階では記載をしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この中期財政計画の年度別の収支というのはですね、この翌年度に繰り越すべき財源もちょっと要素になるわけですよ。繰り越すべき財源がない年はないわけですので、これまでですね、何らかの数字が今後入っていくわけですが、金曜日でしたか、繰越明許などの説明がありましたので、そういった点でこの数字が出るのかなというふうに思ったものですからお聞きをいたしました。詳しくはですね、数字についてはまた後ほどでももちろん構いません。

それからですね、あと1点ですが、30年度と31年度に財政調整基金の取り崩しが記載をされておられません。しかし、31年度の予算の資料についてはですね、30年度が3億8,500万、それから31年度が4億7,000万の財政調整基金の基金からの繰り入れですね、基金からの繰り入れというふうに出されておられますが、ここに記載をされていないとなるとですね、この財政計画の全体にかかわるものだからですね、その点については、ちょっと私が勘違いしているのか、そこら付近を確かめたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） すみません。中期財政計画のこの数値につきましては決算ベースということで、その当時、昨年9月にご説明させていただきました段階では、決算ベースで推計を上げさせていただいております。今、予算となりますと、そこで食い違

いは発生いたしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） では、もうこの中期財政計画どおり、この基金の取り崩しは、記載してありませんが、ないということなんですね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） もちろんこれは中期財政計画、計画ですので、決算ベースでこういうことになりますけれども、今後、決算が入ってまいります、9月決算。また改めてその段階で、この中期財政計画につきましても作成し、また皆様のほうにご説明させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 3月の資料の中にそれが出されていたものですから、どうしてここに載っていないのかなというふうに思いまして、お聞きをいたしました。決算ベースということですが、計画の中にはですね、大方、計算上は入ってくるべきものだというふうに思うんですけれども、そういった点からするとですね、なかなか、この昨年示された中期財政計画が令和4年度までこういうふうな形で進みますよと言われてもですね、なかなか不確かだなというふうに思った次第でございます。

3点目ですね、これは実質単年度収支についてお聞きするわけですが、年度内における収支がですね、この中期財政計画によりますと1億1,900万円の赤字というふうにあります。これは29年度ですが、これですが、そして、年度内における収支ということで1億1,900万の赤字となっているわけですが、この数字といいますのはですね、正確に聞きますと、これは単年度収支と見ていいのかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 今、言われました年度内の収支が単年度収支でいいのかということですが、これは単年度収支のことです。実際、歳入から歳出を引きまして形式的な収支が出ます。その後、形式的な収支から翌年度へ繰り越すべき財源につきまして差し引きますのが実質収支でございます。この実質収支でございますけれども、実質収支から、この純繰越金というのがございます、それから取り崩し額を引いた残りが年度内における収支ということで、これが単年度の収支ということで、言われますように単年度収支でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかりました。先ほど、答弁の中に出ました実質単年度収支についてお尋ねしますが、これは、単年度収支から積立金があればプラスをして、基金の取り崩しがあればマイナス要因として引くと。そして、実質的なその年度の収支状

況を見るものなんですけれども、平成28年度は6億8,000万円余りの赤字、平成29年度は4億円余りの赤字となっているというふうに思います。30年度の実質単年度収支についてはですね、およそのことはまだ計算はできませんね。30年度はですね、地方債の予算が23億3,900万円というふうに、これを見ますと大きいものですから、実質単年度収支も赤字にはならないかというふうに思います。3月の予算の資料等から3億8,500万の基金の繰り入れをするというふうに予定をされておりますけれども、それを差し引いたとしてもですね、地方債の予算が大きいものですから、そういった点では、赤字にはならないというふうに思いますけれども、その後、31年度からはですね、赤字がずらっというふうに単年度収支は並んでまいります。そして、その実質収支の赤字をですね、基金で賄うというようなことが繰り返されてまいります。

こうした財政の問題は非常に厳しいわけですがけれども、何と言ってもですね、町の財政に大きな影響を与えているのは、ご存知のとおり3年前のですね、熊本地震の影響だというふうに思います。東日本大震災と比べましても、地元負担ゼロの特措法が適用されなかったために、町にとっても大きな財政負担が生じております。加えて、復興事業の子育て住宅や安津橋総合運動公園の整備、上揚住宅、早川第1住宅の建て替え、また西村民俗資料館のリニューアルほか井戸江峡キャンプ場の全面つくりかえなど、投資的経費がですね、非常に増大したのになっております。

平成27年度の投資的経費は10億8,000万、物件費、補助費は13億、これに対して国の補助はですね、16億6,000万円でしたけれども、平成28年度は、地震の年ですがけれども、投資的経費は災害復旧費も含めて19億3,200万、物件費、補助費には47億6,000万、国、県の支出は54億というふうになっております。また、平成30年度の投資的経費は68億3,000万、国、県の支出は57億3,600万と、30年度の投資的経費は地震前の町の総予算に匹敵するものになっております。それにあわせて、今後はですね、大型総合運動公園の各施設、町営住宅など、今の状況では委託料など物件費の予算も非常に大きなものになっていくのではというふうに予想されるのではないかというふうに思います。

もちろんこうした事業を全面的に否定するつもりはありませんけれども、老朽化した町営住宅の建て替えや災害復旧などのですね、道路や施設の復旧など、どうしてもやらなければならないものがあります。また、復興事業もまちづくりの発展を考えて力を注いでおられるというふうに思いますが、しかし、この中期財政計画を見ますと、投資的経費の増大は、もちろん公債費償還の増加につながるわけですがけれども、この計画だけを示されてもですね、令和4年だけでも公債費の償還には12億3,300万円になっておりますし、収支も30年度を除いてマイナスに転じて、来年度からは実質収支の赤字を、先ほど言いましたように財調の取り崩しで賄い、基金は平成30年度の11億1,700万円から2億5,000万円まで減少をするというふうになっております。この点についてはですね、担当課はどういうふうにお考えでしょうか。

どうしてもハード面での投資的予算にウエートがありやしないか、これでは福祉の充実、教育予算の拡充、被災者の支援拡充といっても、果たしてこのような状況でできるのかと

いうふうに考えさせられてしまいます。バランスのとれた財政運営を考えるべきだというふうに思いますし、今後、高齢化も一段と進みますし、少子化で総務省の試算では十四、五年後には甲佐の人口も7,000人台になるというふうに出ています。投資的経費は、今後は次第に減っていく予算、一方ではそうしなければならない予算というべきものだというふうに思いますけれども、しかし一方では、維持補修費、管理費など後年度負担が膨らむことが考えられます。将来への投資はもっと子育て支援や町民の暮らし応援に拡充することが町の発展に寄与するものだというふうに考えますけれども、ぜひ町におかれては、暮らしやすいまちづくりへの投資を求めたいというふうに思いますけれども、この点について町長の見解をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 井芹議員のほうから、中期財政見通しの資料をもとにいろいろご心配なご意見もいただいたところでもあります。ただ、中期財政計画については、平成34年度で財調基金残高が2億5,000万円ほどに目減りしてしまうというような数字になっておりますけれども、我々としては、そういう状況にならないために、今の段階からそういう数字をもとに毎年の予算執行、あるいは財政的見地からの事業執行をやってきておるつもりであります。投資的経費がかさみすぎているのではないかというようなお話ですけれども、じゃあ何もやらないのかとですね。そういう考え方もありますよね。だから、私としては、今やってきていることは自分の政策に基づいたことを着実にやらせてもらっている、それに加えたところで、確かに震災からの復旧、復興に最終的な町の財政が7億ぐらいの自主負担が出てまいりますけれども、それはそれとして、やはりきちんとした財政運営をやりながら、やるべきことはやる。選択と集中ということではないかというふうに私は思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 町長は極端なことを言われましたけれども、何もやらないのかというわけではないんですね。そういった点では、私も全面的な否定をしているわけではないんです。ただ、こういうふうな中期財政計画をこれだけ示されてはですね、そしてまた30年度、31年度も当然基金の取り崩しは出てくる、予定がですね、もし31年度の資料のように出てくるならばですね、この基金はどうなるのかというふうな形になってしまうわけですね。災害復旧などに多額の費用をしているわけで、そういった点でですね、これがこのようにならないように町長はすると言われましたけれども、それでは、そういった点ではですね、この計画がどのように改善させようというふうに思っているのか、その点について少しだけ答弁をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） これまでにも中期財政計画の見通しについては、議員各位にも毎年配付をしていたかと思えます。振り返って考えていただければいいのですけれども、その際にも、ある年度においては、もう財調基金がほとんどなくなってしまうような状況

の数字もお示したことがあったように記憶をしております。ただ、実際については、先ほどから何度も申し上げますけれども、そういう状況にならないように行革も進めますし、それから事業についても、先ほど言うたようにやっぱり選択と集中は必要であります。進める政策の中でも、例えば年度が3年で終わるやつを5年に延ばしたりとか、そういったいろんな工夫はできるかと思っておりますので、そういうことをやりながら、事業は事業として着実に執行していくということだと思っております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 今の答弁ではですね、なかなかこの財政計画が好転をするという具体的なあれが、なかなか私のほうでは捉えにくかったんですけども、その中で、担当課におかれましてはですね、この財政計画についてですね、どのような認識を担当課として思っているのか。歳入歳出について説明をですね、今後の見通しなども含めてですね、そういった点ではお願いをしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 収支について担当課としてどういう考えかということでございます。

先ほど、この計画の中にあります実質収支というところを見ていただくとわかりますけれども、やはり32年度から経常収支が赤字になっているという部分があります。歳入と歳出の均衡が今はとれていない状況であるというのもわかっております。現在の状態から何も手を打たなければですね、財政運営ができない状況になるということで、歳入確保というか、そういうものはもちろん行う必要がございますけれども、扶助費などの必要な経費についてはどうしてもこれは必要でございますので、それを除きまして、あと残りの歳出の削減につきまして、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、事業の事業内容や事業期間等の見直し、また事業の重点化、それから各行財政改革や儉約意識、内部でですね、そういう体制をつくりながら今後進めていく必要があると、担当課としては思っているところであります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどからですね、投資的経費を問題にいたしましても、既に安津橋総合運動公園など次々に事業は着手をされているわけで、ぜひこの復興事業の取り組みがですね、成功してほしいというふうに私も考えております。町にはですね、町民の大事な税金を使って事業をするわけですから、何年か経って閑古鳥が鳴くというような事態に陥らせてはならないというふうに思うんです。そういった点では、目的達成のための説明責任や、それから成功させるための努力もですね、一層求められるというふうに思っております。

私は、中でも今、懸念をするのは幾つかあります。町民の方々からも「あんな広い運動公園、誰が使うのか」という声もですね、町長、お怒りになるかもしれませんが、実際そういう声も聞こえております。それは、仁田子の西村資料館についても同じような

声も聞こえてまいります。安津橋の総合運動公園、井戸江峡キャンプ場、旧西村資料館の宿泊施設とカフェへのつくりかえ、運動公園は15億円、ほかには管理維持費の問題や維持補修費の問題など、どれだけの予算が必要になるかわかりません。キャンプ場は今回50人槽の浄化槽を150人に変更するとして5,000万円の補正を出して、2億5,000万円の予算となりました。旧西村資料館は7,000万円の予算ということで、先ほど荒田議員の質問でもですね、答弁がなされております。果たしてその費用対効果はあるのか、三つの施設についてお尋ねしたいというふうに思います。

一つは、安津橋の総合運動公園についてですけれども、サッカー場2面、ソフトボール場、野球場、テニス場8面などを有する近隣にない大型の安津橋総合運動公園ですけれども、こうした総合運動公園は近隣にもあるのかどうかですね。その点と、甲佐のようですね、種目によってスペースが決まっているわけですが、ほかのですね、近隣といましても幾つかですけれども、多目的に使えるようになっていところが多いのではないかとこのように思いますけれども、町におかれてはどんな思いでこの運動公園をつくるのを決断されたのかですね。復興のシンボル、目玉というふうにお聞きしておりますけれども、まずその点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 期待をされている割には非常に心配をされているなというように思いを持ちました。もともとこの安津橋総合運動公園の整備については、国土交通省のかわまちづくりの支援事業、これに乗ったところでスタートした事業であります。協議会の中で、どういった施設が必要なのか、どういったことが望まれるのか、いろいろとその協議会の中でも議論を戦わせながら、そして実行委員会の中でそれをさらに煮詰めていくというような手法をとらせていただいて、その協議会のメンバーには町民のいろんな団体の方等の参加も得た上で進めてまいったところであります。

財政的なことから申し上げさせていただくならば、国の補助金が大体半分、残りについては過疎債を充当させていただいております。単純に計算すると総事業費の15%程度になるのかなというふうには思っております。それとサッカー場については、ご存知とは思いますが、1面については芝の張りつけ、グラウンドの整備を含めたところで、これは日本サッカー協会のほうから寄贈していただくことにもなっております。

我々としても、安津橋の総合運動公園を例にとるならば、いろんな団体等からのご協力もいただきながら、支援をしていただきながら、なるべく町の負担が少なく済むようなことで事業の実施も図りたいと思ってこれまでもやってきております。ですから、いろいろ心配される向きはありますけれども、これまでの経緯ですね、経緯それから過程についてもぜひ自分で調べられて、どういう状況でここまで来ているのかご理解の上でご発言いただければというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そういう結果は別として、今後のことがあるわけですね。それはそれだというふうに思います。これが本当に、私はサッカー場についてもですね、

日本サッカー協会から1面は寄贈をいただいたということで、プラスまた町のほうでも1面を整備するというようなことで、テニスもですね、8面を備えているわけですよ。そういう点で、この財政計画を示されているものですから、これを見た上でですね、どうしてこういうふうな大きな規模になったのかと、したのかというのがですね、やっぱり町内のスポーツ人口、近隣のスポーツ人口、いろんなことをリサーチをこれはされてつくられたというふうに思うんですけども、計画はそういうふうないろいろな経過はあったでしょうけれどもですね、そこにつくるに至っては、やっぱりそういったものを無視してできるわけではないというふうに思うんですね。そういった点では、近隣の施設、それからそういった町内のスポーツ人口、そういった環境をどういうふうなリサーチをされてこの規模を設定されたのか、まずはそれをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 利用される方を町民の方々に限定すれば、それだけ広い施設は要らないかもしれませんが、要は、町が目指しているのは、先ほどから申し上げているとおり、交流人口あるいは関係人口を増やすことによって、これを町の活力に何とか結びつけようというねらいがあるというのはぜひご理解いただきたい。それと、今後の管理運営についても、これはやり方次第と思うんですよ。例えば、指定管理者に持っていけば、我々にはないそういう手法あるいはイベント能力等もあられるかもしれませんし。やはり民間は民間のそういうノウハウを持っておられますので、いかにそういうふうなことを活用することによって、いろんな大会の誘致だったりとか、さまざまなことにつながっていくというふうには私は思っております。ですから、目の前のことだけじゃなくって、もうちょっと先々のことを考えた町の活性化に向けての取り組みということをですね、その辺をぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） もちろん町長もいろいろ発言をされたり、まちづくりのあれにも書いていらっしゃるの、私も読ませていただきましたので、町長の思い、町の思いというのは理解をしているつもりです。先々への町長の思いも聞いておりますけれども、先々についてもですね、この運営が果たして本当に継続的に成功していかなければならないというふうに思うんですね。そういった環境に今後あるのかどうかというのもですね、財政のチェック役としても、いろんなチェック役の議員としてもですね、やっぱり考えざるを得ないということで発言をしておりますので、そこら辺については町長もきちんと、お答えしていただいておりますけれども、答弁をお願いしたいなというふうに思っております。

一概に赤字か黒字かというようなことでもですね、判断はできないものではあるというふうにももちろん思いますけれども、先ほどと今の答弁の中で指定管理というようなことでもお答えの中にありました。今後の指定管理についてはですね、後ほど質問させていただこうというふうに思うんですけども、ちょっと一点加えさせていただきたいのはですね、管理棟とかトイレですね、これについてはどこに設置されようとしているのか。ちょっと

これをお聞きしてもいいですかね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 仮称でありますけれども、安津橋総合運動公園の管理棟の設置場所ということで、お答えさせていただきます。

今、安津橋の上下流にテニスコートを含め計画しております。管理棟につきましては、安津橋の上流側の堤防の上に建設をする予定としております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 上流の堤防の上といいますと、具体的にどこら辺かというのをもうちょっと詳しく。すみません、申し訳ないです。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 安津橋の下流のほうのグラウンドゴルフ場があるかと思っておりますけれども、あちらに堤防の上にグラウンドゴルフ場の管理棟があります。それと同じように上流側につくるといことにしておりますので、今サッカー場の2面整備しておりますけれども、上流側の人工芝と天然芝の間ぐらいになるかと思っております。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） じゃあ今、町道がありますね、美里町につながる町道が。あの下なんですか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 説明が下手で申し訳ございません。安津橋を有安側から渡られてすぐ最初に堤防がつくってあるかと思っておりますけれども、右側は、下流側はグラウンドゴルフ場の管理棟のある堤防ですね。それと同じ並びで上流側のほうに堤防が築いてあるかと思っておりますけれども、その上になります。その場所になります。よろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） まあ、だいたい。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） わかりました。近所では〇〇〇さんの土地だと俗に言っているわけですがけれども、あそこに建物がありますけれども、あの先ということですね、あのちょうど右側の、あの先ということですね。わかりました。

何といたってもですね、先ほど言いましたようにこれには15億というふうにはですね、それ以上かかるのかどうかわかりませんが、補正がああいうふうには井戸江も出ておりま

すので、最終的にどうなるのかというのは、ちょっと私たちにも示されておられませんのでわかりませんが、町長が言われるですね、交流人口を増やす、将来にわたって町の活性化につなげるというふうに発言をされましたけれども、具体的にですね、この交流人口が町の活性化にどうつながるのかというのをですね、ちょっと何点か具体的に話していただけないかね。これだけ人が寄って、こういうふうに町がですね、あそこに行ってもうすぐ帰られるとかですね、もちろんあの施設そのものが多くなればですね、もちろんそれだけでも目的は達成するわけですが、そのほかにこういうふうに町の活性化につながりますよと、具体的にちょっと何点かお話をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 活性化につながらないというのがちょっと……

○10番（井芹しま子君） いや、につながらないと言っているわけじゃないですよ。

○町長（奥名克美君） いやいや、逆に言えばにつながらないという考え方のほうが私はおかしいと思います。緑川スポーツフェスタだけでも確か5,000人以上、1日のイベントで5,000人集まっていますよね。それに関連するいろんな方々への波及効果というのは非常にあると思いますし、これが年間通したところで、いろんなイベントだけじゃなくて施設を活用したところでのいろんな大会等もありますので、具体的に今ここでどうこうというのはなかなか言えませんけれども、ただ、それを研究していくために管理の方法をどうするかによっても変わってくるだろうというふうに思っております。ただ、言えることは、活性化につながらないことは決してないというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 先ほどから町長はあれですけども、何も活性化につながらないというふうに思っているわけではないんですね。やっぱり、私たちも活性化にぜひつながってほしいと思う、ここまで事業が展開しているわけだからですね。その15億円をいかにして生かすかというふうに、もう考える必要しかないわけですよ。そういった点で、そこまで町が力を入れてきた、言葉として言われたものだからですね、果たして本当に具体的にそれがどういうふうにつながるのかなというのはですね、一つの大きなポイントだったので、お尋ねをいたしました。

指定管理者制度のこともですね、今言われましたけれども、指定管理者制度ではですね、今実施をしておられるところ、そして総合運動公園も、今町長言われましたけれども、ほかにも井戸江も2億5,000万かけてつくるわけですけども、西村の資料館についてもですね、それから上揚、早川の住宅、今後いろんな建設事業があるわけですけども、施設ができるわけですけども、そういった点で、今指定管理者になっているところ、そして今後指定管理者を導入されようとしているところと、それから今、指定管理者をされているところの予算をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） 指定管理者制度ということで、まず指定管理者制度について若干ふれさせていただきましてお話をさせていただきたいと思います。本日は、議員の

ほうから資料配付ということで、お手元のほうに資料も配付させていただいておりますので、それに基づいても説明させていただきます。

指定管理者制度につきましては、平成15年度から地方自治法の改正によりまして公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行しております。今までは管理主体が出資法人や公共団体、公共的団体でございましたが、指定管理者により法人、その他の団体でもよいということになり、民間事業者、NPO法人等にも広く開放された制度というふうになっているところであります。

公のそういう施設につきましてはの部分については条例等で手続、また管理基準、具体的な範囲等を決める必要がございます。これにつきましては、指定期間等について定める、議会ですね、議会のほうで議決を経て指定するというふうになっているところでございます。

指定管理者の特徴としましては、公の施設の利用にかかわる料金を指定管理者が自ら収入として収受することができるという利用料金制がございます。

先ほど資料ということでお手元に配付しておりますけれども、この資料で説明させていただきますと、今、多世代・多機能型スペースということでフィットネスセンターですね、それからサンコーポラス甲佐、グリーンパル甲佐、この三つの施設が現在、指定管理者制度を活用しているということです。この中に事業者名、代表者名、所在地がここに書いてありますが、令和元年度の予算としまして、フィットネスセンターのほうは歳出で994万2,000円、それからサンコーポラス甲佐につきましては歳入で1,300万円、グリーンパル甲佐につきましては歳出で67万円の予算を計上しているところでございます。

今後の指定のどういう施設をということでございますが、先ほどの話もちょうとございましたが、安津橋とか井戸江峡の話は出ておりますけれども、それ以外の部分についても今後検討していくというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 時間がなくなりましたので、ちょっと指定管理者制度ですね。（「いやいや、12分ある」と呼ぶ者あり）

○10番（井芹しま子君） 始まるのが、そうでしたね、失礼しました。12分。ありがとうございます。

指定管理者制度は今、3カ所ということでありますけれども、1点ですね、サンコーポラスは今ですね、コスギ不動産が指定管理者というふうになっておりますけれども、今後、上揚とかですね、早川でどこまでそれを運用されようと考えておられるのかわかりませんが、サンコーポラスがそうであればですね、そういった点では考えられているのかなというふうに思いますけれども、特にサンコーポラスにこうした、ここのですね、運営についてはですね、指定管理者と、それから直営の場合ですね、経費削減も重要なポイントなわけですね、指定管理者制度を適用する場合にですね。そういった点でですね、きちんとそういったのが計算をされて、町にとってのプラスになればですね、直営でもいいわ

けですけれども、サンコーポラスなどについてはですね、その点については私は直営も検討すべきなんじゃないかなというふうに思うんですけれども、やはりそういった点では、なかなか町で運営をするとすると、多額の費用というのでも発生するんですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） サンコーポラス甲佐の指定管理者制度についてですけれども、まず、先ほどコスギ不動産のほうで指定管理をしているということでしたけれども、こちらはですね、熊本県公営住宅管理センター共同企業体ということで、代表企業がコスギ不動産ということになっております。

それと、ここの指定管理の制度につきましては、料金につきましてはですね、その指定管理者のほうが一戸基本家賃の3万7,000円と駐車料金についてのですね、年間の9.25%をかけた管理費を管理会社が取られております。その残りの額、修理費とかそういったことを引いた残りの額をですね、甲佐町のほうへ、約予算額としまして先ほど1,300万とありましたけれども、修理が少ない場合は1,500万とか1,700万の総金額が年間ございます。年間のですね、指定管理料の平均値が約270万程度です。指定管理料として払っている分がですね。その料金と職員がそこにいろんな維持管理をする上で人件費を考えた場合、指定管理者制度にしたほうが職員の負担軽減にもつながりますし、経費の節減につながっていくと考えております。

それとですね、住宅管理における専門性が図られて、入居者の皆様にとってサービスの向上につながっていると考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 住宅関係の場合はですね、そういう専門の業者であればさもありなんというふうに思いますけれども、住宅サービスについてはですね、運営についても職員でやれるのかなというふうに思うんですけれども、特別のサービス、いろいろあるんでしょうけれどもですね、職員でもできないものではないというふうに思うんですけれども、この1,300万といたしますのは、サンコーポラスのですね、3万7,000円プラス駐車料金プラス戸数が50戸ですかね。60戸ですね。計算をしましてもですね、これは単純に計算をした場合ですけれどもですね、そういった点では直営でもしたほうがどうなのかというふうに計算をいたしました。もう全てはこの財政計画から発想をしております。

そういった点でも、指定管理者制度についてはですね、よくよくそういう事業展開能力がある業者がですね、どういうふうに公募によって集まるのか、集まらないのかという、今後そういった点もありますけれども、よくよく指定管理者制度についてはですね、そういった点でもぜひしっかりと見きわめられてですね、指定をお願いをしたいというふうに思います。

そして、話はちょっとあれですけれども、さっき私、総合運動公園の中でですね、ちょっとお尋ねが漏れた点が1点ありました。といいますのも、まあ、ああいった施設もそうですけれども、町内の施設は町民の税金も使うわけですけれども、そういった点でですね、

町民へのメリットといたしますかですね、1点そういったのをですね。ひとつは町民が使いやすいようにする、利用しやすいようにする。それから、利用料金についてもですね、メリットがないといけないのではないかとこのように思いますけれども、そういった点は、何か町としては考えておられるのか。ちょっと聞き漏れましたので、その点、さかのぼってお尋ねしておきます。

(「議長、ちょっとすみません、休憩をよかですか」と呼ぶ者あり)

○議長(宮川安明君) しばらく休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時02分

○議長(宮川安明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長(奥名克美君) より具体的にとこのようなご指摘もあっておりますので、これは多分、教育長部局のほうからお答えになることと思えますけど、中学校の今、グラウンドを考えていただいてもわかるとおり、野球とそれからサッカーが一緒になって練習をされているということで、そういった事柄の解消の一つにもつながるのは事実だろうというふうに思います。それと、いろんな大会等の誘致については、これは当然、施設が完成するまでには考えて、何かそういうことを含めたところでですね、やっていきたいなという思いはあります。最終的には、テニスコート、それから野球場、ソフトボール場ができてしまうのが大体令和4年度ということになりますので、もうしばらく時間もありますので、そういった点を担当のほうとしても、それから教育長部局のほうとも協議、検討を加えながら、よりよい利活用につながるようには考えていきたいと思えます。

それと、活性化の具体的なことについては、今、担当で考えておるところについては、地域振興課長から答えてもらいますし、それと、前段に申し上げました中学校のグラウンド利用とか等については、教育長部局のほうから答えていただきたいというふうに思います。ということでよろしいでしょうか。

○議長(宮川安明君) 地域振興課長。

○地域振興課長(北畑公孝君) それでは、私のほうから地域振興の方策ということで、今考えているところでご答弁させていただきます。

まず、交流・定住人口を促進するに当たりましては、まず本町のことを知っていただくことがまず第一条件となっておりますので、まず本町に来ていただいて、本町を知っていただき魅力を感じていただいて、定住等につなげればと考えております。

おそらく完成後には多くのご来場される方がおられます。そういった方々をですね、ぜひ本町で買い物等、消費活動をしていただく仕組みや、滞在時間を長くしていただくなどの取り組みをすることが必要かとも考えております。先ほどご質問にありましたとおり、管理棟ができますので、そちらのほうに観光施設、物産及び商店街のパフレット等も置

かせていただければと考えております。現在、商工会のほうでは、飲食店や観光資源を紹介するパンフレットも作成しておられます。ご来場された方がですね、それを手にとられて、ぜひ本町の飲食店等でご活用いただければというふうにも考えておりますし、先ほど西村民俗資料館の中でも答弁させていただきましたけれども、その運動公園のみを考えるのではなくてですね、いろんな回遊させる、甲佐町の中の滞在時間を長くしていただくような仕組みも必要かと思っております。

ただ、こういったことにつきましてはですね、行政だけではなかなか難しい部分もありますので、事業者や住民の方々の協力を得ながらですね、取り組んでいって、地域振興が図ればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（吉岡英二君） それでは、教育委員会部局のほうの町民や小中学生が利用しやすいような施設をとということでお答えいたします。

まず、町民の健康増進でありますとか体力の向上の場、そういった形で、町内の大会やイベントのほかですね、熊本県内で行われておりますさまざまな大会、それと練習の場と、そういった形でですね、誘致を進めていきたいと思っておりますけれども、まずは近隣施設の利用状況などを把握いたしまして、町内と町外の利用料金の差別化を含めて、より多くの町民が利用しやすい施設として、その中でもですね、町内の小中学校のスポーツ振興、強化推進という面ではですね、町内の小中学校につきましては、利用料金の減免等ということもですね、考慮する必要があるとは思っておりますので、そういった形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 全体として、私は投資的経費についてはですね、やっぱりもう少しですね、精査をする必要があったというふうに、全面否定ではなくてですよ、そういったのがあったというふうに思って質問もさせていただきましたけれども、やっぱりその目的についてはですね、それぞれにきれいな言葉がですね、並んだとしても、その言葉どおりに事業を展開させていく、そうした取り組みはですね、これは非常に難しいわけですね。

そういった点では、指定管理者と一緒にあってというふうに言われましたけれども、その指定管理者がですね、本当に町の思惑どおり、住民の願いどおりにですね、事業展開がされていくのか、事業展開能力があるのかというようなこともですね、これからさまざまな課題が出てくるというふうに思いますけれども、ぜひその運用についてはですね、指定管理者任せにせずにはですね、利用者の声も十分反映されるような取り組みに、そしてこの今まで取り組んでいる事業がぜひともですね、私たちも協力をしなければなりませんけれども、成功するようにですね、町のほうも取り組むというその責任があるというふうに思います。これから町民の暮らしもますます大変になります。そういった点ではですね、そ

ういった暮らしへのいろんな施策なんかも私は必要だというふうに思いますし、そういった点をですね、今後、財政問題も絡めまして質問させていただきますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

これで、質問を終わります。

○議長（宮川安明君） これで、10番、井芹しま子議員の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。20分から再開します。10分間の休憩です。

休憩 午後 2 時10分

再開 午後 2 時20分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、甲斐高士議員の質問を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐高士です。通告書に基づきまして一般質問を行います。執行部のご対応をどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、甲佐町人口ビジョン及び総合戦略の現状及び今後の見通しについての一般質問を行います。

この甲佐町人口ビジョン及び総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴いまして平成27年度に策定してある計画となります。策定時は私も職員として企画課のほうにおりまして、この人口ビジョン総合戦略の策定には直接携わったわけではございませんけれども、この今後進展する少子高齢化、人口減少社会において、甲佐町がどのような人口目標で、どのような施策で乗り切っていくかを掲げた計画となります。このように人口ビジョン、総合戦略は、少子高齢化、人口減少に特化した計画となりますが、私はこのたび議員という立場となりましたが、さまざまな課題や社会問題がある中で、特にこの少子高齢化、人口減少問題というのは、過疎化が進む本町におきましては喫緊の課題だというふうに捉えております。それで、まずはこのことについて質問をさせていただきたいと思います。

まずは人口ビジョンについてご質問します。

人口ビジョンは、平成27年から5年単位で2060年までの人口の将来展望が示されておりますが、まずは2020年、令和2年の目標に対しまして、現状の見通しはどのようになっているかご質問いたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） それではお答えいたします。

まち・ひと・しごと甲佐町人口ビジョンの人口の将来展望において、町では理想的な将来人口を2020年、令和2年で1万257人と設定しております。正式な比較対象となる人口は来年度に予定しております国勢調査によりわかることとなりますけれども、現状による見通しとしましては、熊本県公表の国勢調査人口の甲佐町の推計値ということで、現在1

万165人となっております、理想的将来人口よりは少し下回っているという状況です。ただし、新聞で報道されております、社人研といいましたか、国立社会保障・人口問題研究所が出しております推計値では1万116人となっておりますので、社人研の数値よりは少しは上回っているというような状況でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ただいま企画課長からの答弁では、人口につきましては理想的な将来人口と比較すれば、若干下回っているという状況というご説明がありました。また、社人研のほうが表示しております数値よりはですね、今の段階では上回る見込みということで、これにつきましては、本町におきましては、平成27年にこの人口ビジョン総合戦略を策定しまして、この計画に基づいてさまざまな施策事業を展開していくところで、平成28年に熊本地震が発生しまして、町としましてはこれまで復旧復興事業を最優先的に取り組んでいったことなどを勘案すればですね、それからすれば、人口の減少率というのは誤差の範囲内といいますか、よく頑張っているほうじゃないかというふうに私は考えます。

続きまして、総合戦略についてです。

この総合戦略につきましては、人口減少を圧縮するための各種施策や事業が掲げられた計画であります、この計画につきましては本年度まで計画というふうになっておりますけれども、総合戦略につきましては今後どのようなようになるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（北野 太君） 議員ご指摘のとおり、総合戦略については本年度までというふうなことでございます。国のほうでは、2020年から2024年までの5年間を計画期間とした第2期の地方創生総合戦略が計画されているところでございます。具体的に申し上げますと、今後の動向としましては、今月に基本方針の閣議決定がされると聞いております。これを踏まえまして、各都道府県及び市町村は第2期の総合戦略等について策定の準備をしていくこととなります。町の総合計画が来年度で終了となりますので、今年度で終わる人口ビジョン総合戦略を1年延長することができるならば、できる限りは総合計画とこの総合戦略、人口ビジョンの同期を合わせていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。今後は、第2期の総合戦略の計画を予定されているということですが、ここからがですね、今回の質問の本題ということになります。

町では、少子高齢化、人口減少社会に対応するために、従来から若い世代の移住、定住施策を重要施策に掲げられてまちづくりを推進してこられておられます。定住助成金制度や開発支援などさまざまな事業を展開してこられておられますが、移住、定住を促進する上ではですね、まず重要なことは、本日、荒田博議員の一般質問の中でもありましたように、私も交流人口、関係人口の増加対策ではないかというふうに考えます。甲佐町をです

ね、居住の地として選択していただくためには、まずは甲佐町のことをよく知っていただく必要があります。そのためには、甲佐町に足を何度も何度も運んでいただく必要があります。そのためには、交流人口、関係人口の増加対策を積極的に推進していく必要があるというふうに考えますが、このような考えのもとで、現状の町としての取り組みについてはどのようなになっているかということで、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） 移住、定住を図る上で交流人口、関係人口の増加対策が必要ということで、現状の取り組みはということですので、現状の取り組みについてご説明させていただきたいと思います。

交流人口につきましては、ご存知のとおり、平成27年度から安津橋下流にありますグラウンドゴルフ場において、スポーツを通じた交流イベント緑川スポーツフェスタを行っております。また、今年7月にもありますけれども、68回目を迎えるあゆまつり、また、アユ料理が楽しめるやな場の観光PRや、先週も行ってありますけれども、山都町との連携事業といたしまして、福岡都市圏をターゲットに観光物産振興のイベントを実施しております。

関係人口につきましては、ふるさと納税のPR強化や、先ほど来から話が出ております旧西村民俗資料館の改修に関しまして、ワークショップによる改修を実施しており、多くの町外、また県外の皆様に参加をいただいているところです。また、現在、緑川河川敷を活用し、国土交通省と連携して取り組んでおります、かわまちづくり事業の一環として、安津橋総合運動公園の整備を行っております。この運動公園につきましては、サッカー場、テニスコート、野球場、ソフトボール場等の整備を行い、グラウンドゴルフ場と一体となった多世代間の交流、地域間の交流の拠点として地域振興を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ただいま地域振興課長のほうから答弁の中でありましたように、安津橋総合運動公園の件が触れられました。先ほど、井芹しま子議員の一般質問の中でもですね、この安津橋総合運動公園につきましては、約15億の事業費の中で今後どのような事業とかを展開していくのかというような心配の声もありました。当然、そういった多額の事業費を使う事業ですので心配する声もあるかとも思いますが、私はですね、この安津橋総合運動公園には、大いに期待をしているところでございます。

といいますのも、先ほど、交流人口、関係人口の増加対策が重要というふうに言いましたけれども、交流人口、関係人口の増加対策を図る上では、甲佐町の魅力というものを発信していく必要があると思います。その中で、甲佐町は何が魅力かというふうに考えますと、私は政令指定都市の熊本市と隣接して、熊本市の中心部まで車で約30分から40分と、そういった立地環境にありながら、1級河川の緑川を初めとする自然環境に恵まれたところではないかというふうに考えます。この自然環境をアピールしながら交流人口、関係人口の増加対策を図っていくことが重要だというふうに考えます。そのようなことからです

ね、安津橋総合運動公園には大いに期待をしているところでございます。

私、職員時代に企画課でこういった計画とかも携わっていてですね、よく職員の中でお話をしてきたのが、移住、定住、交流人口増加対策、いろいろありますけれども、移住、定住を結婚と例えるならば、交流人口とかはそのおつき合い期間ではないかというふうに、いつも例え話で言っていました。結婚をするに当たってですね、お見合いとかいろんなパターンもありますけれども、一般的に多いのは、おつき合い期間を経て、そしてお互いの魅力、いいところ、そういったのをわかり合った上で結婚するというパターンが一般的には多いと、多いかどうかわかりませんが、そのようなパターンもあるということです。

移住、定住もですね、甲佐町のほうに居住の地を選択していただくためには、まずはおつき合い期間、交流人口の増加対策、関係人口の増加対策を図って、そして甲佐町の魅力、甲佐町のいいところをどんどんアピールして、そして甲佐町のことを好きになっていただいていますね、そして初めて甲佐町のほうに、じゃあ将来家を建てるならば甲佐町のほうに建てようとか、そういったふうに思っていただくことも重要ではないかというふうに考えております。

また話は戻りますけれども、安津橋運動公園のですね、話が出ましたけれども、完成後には先ほどからもありましたように多くの来場者が見込まれるというふうに思います。それをどのようにですね、甲佐町の発展につなげていくかというような具体策につきまして、先ほどの若干、井芹議員の中でのご質問と重複するかもしれませんが、簡潔に、もしよろしければ地域振興課長のほうから答弁お願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（北畑公孝君） それでは、安津橋総合運動公園についての今後の活用ということですが、まず最初に、この緑川の河川敷を生かしてなぜ運動公園をつくったかというところでございますけれども、甲斐議員がおっしゃるとおり、熊本都市圏に位置し、車で1時間以内、50分以内、40分以内で熊本市まで行けるという立地条件にありながら、ものすごい魅力ある自然があるというところで、まず本町の誇れる魅力である緑川を生かして、緑川を軸とした地域の活性化、イベント開催の場としての観光誘致、さまざまな世代が集う水辺拠点として地域間交流の促進を図ることを目的に協議会等で議論を重ねてきたところです。議論の結果、本町住民のスポーツを楽しめる拠点であることはもちろん、スポーツや健康増進を通じた交流拠点、イベント開催を通じた交流拠点、また安全に水辺を利用できる交流拠点として整備を進めているところでございます。完成の折には、多くの他町からの来場者が来ていただければと考えております。

交流人口、関係人口を進める上では、甲斐議員がおっしゃるとおり、まず本町を知っていただくということで、本町に来ていただくことがまず最初の事だと考えております。先ほどの井芹議員の答弁と重複する部分はございますけれども、そうやって来ていただいた方に関してはですね、ぜひ本町で買い物など消費活動をしていただく仕組みや、滞在時間を長くしていただくなど、経済振興を図ることも重要と考えております。

また、先ほども言いましたとおり、本町の観光資源やパンフレットを管理棟に常備した

いと考えております。来ていただいた方がですね、それを手に取られて、今度はこの運動公園のみならず、他の施設、他の場所に来ていただくと。また、ほかのイベント、今までは例えばあゆまつりには来ていただいてなかったけれども、新たにきていただくとか。そういったイベントを通じてですね、甲佐の魅力を理解していただいてですね、交流人口、関係人口の増加を図りたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、この施設のみならずですね、先ほどから話が出ております旧西村邸、井戸江峡キャンプ場、この施設、また民間の方がさまざまなイベントや体験プログラムを実施されております。特に、今回整備する安津橋総合運動公園については、水辺のほうにくだり、水辺で触れ合う施設も考えておりますので、ぜひ、水辺での体験イベント等も行なってですね、交流人口の増加を図っていければと考えております。

こういった町全体での展開を考える上ではですね、先ほども申しましたとおり、行政だけの取り組みというのはなかなか難しいものもあるかと思っておりますので、各団体や住民の方の協力を得てですね、安津橋総合運動公園、そののみならずですね、甲佐町全体に広がっていけばというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。安津橋総合運動公園の完成後の振興策についても検討を進めておられるということで理解いたしました。安津橋総合運動公園や今、地域振興課長からの答弁の中でもありましたように旧西村邸、また井戸江峡キャンプ場整備事業とかですね、そういったいろんな整備をですね、今後、町のほうで展開していかれますけれども、こういったハード事業がゴールではないというふうに思っております。ハード事業とあわせて、むしろソフト事業をですね、強力で推進していくことが交流人口、関係人口の増加対策としては重要だというふうに考えます。ぜひ、本日質問しましたような自然環境を生かした交流人口、関係人口の増加対策につきましては、次期総合戦略の中でも積極的に掲げていただきたいというふうに考えます。

最後ですけれども、少子高齢化、人口減少が著しく進展していく中で、地方創生をキーワードとした自治体間競争が増す中で、財政的には厳しい状況だとは思いますが、今、さまざまな取り組みを行わなければ、10年後、20年後先では各自治体間では大きな格差が生まれてくるというふうに考えます。特に、本町は高齢化率が高く、人口構造を適正にするためには若い世代の移住、定住が喫緊の課題だというふうに考えます。厳しい時代だからこそ、若者の意見を反映した施策を恐れずに強力で推進していくことが必要であると思っておりますけれども、この件につきまして、最後に町長のほうにお考えをお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲斐議員のほうからただいままで、まち・ひと・しごとの創生の人口ビジョン、それと総合戦略についての質問あるいは考え方なりをお示しをさせていただいたところであります。今言われたとおり、ハード事業の整備がこれは決してゴールで

はない。それが人口の定着とかですね、そういう総合戦略あるいは人口ビジョンにつながってくれる、これがやっぱり一番大事なところだろうと私も思います。そういった点で、同じ考え方でありますけれども、甲斐議員も執行部におられるときは、先ほど自分でも述べられたとおり、企画係長としてですね、いろいろ先進地の事例等も調査をされながら、じゃあ本町にとってどういうことだったらできるのか、あるいはどういったことが甲佐町にとっては合う施策なのか、そういったことについても随分研究をしていただいたというふうにも思っているところであります。

そういった点を踏まえての今回のご質問でありますけれども、考えてみると、私が逆に今度、議会のほうにおったことを考えてみますと、やはりいろんな提言をしてもなかなか財政が厳しいからというような答えが返ってきておったように思います。そういうこともあって、なるべくそういう財政上の理由からだけの返答というのはなるべく差し控えたいなという思いでこれまでお答えはしてきたつもりではありますけれども、現実的には、先ほど井芹議員からもご心配されておりますとおり、中期財政計画の見通しを見たときに非常に心配をされるというようなお声も確かにありますので、その点については、お答えしたとおり、事業執行の期間であったり、あるいは補助事業の取り組みであったり、交付金事業であったり、そういう国、県のいろんな有利な制度事業を活用しながらやっていくという思いでですね、これまでも取り組んできました。

今回、補正に上げております井戸江峡のキャンプ場、これについても地方創生の拠点整備交付金、これは補正予算の対応ということで、現実的に本当に厳しい期間の中でよく担当課のほうもまとめ上げて国のほうに提出をしてくれたなというふうに思っております。そのことによって補助のほうを50%いただきますので、過疎債だけの事業執行と比べると十五、六%ですかね、計算上は、町のほうの負担も少なく住む、そういうふうなことで、非常にその辺の努力はですね、執行部が今やっているんです。いろんな事業をやらなくちゃならぬので、その裏づけとしての町の執行部の努力、これは非常に大事なことだと思っておりますので、何度も言いますとおり、選択と集中をしながら、甲佐町にとって町民が望んでおられる、期待をされている事業については、これは議員もおっしゃったとおり、やっぱり恐れず推進していく必要があるなというふうに思っております。

そういう中で、若い者の考え方も特に聞いてやってくれということでもありますので、井戸江峡のキャンプ場についてもそういった側面もありますし、それと今現在手がけております西村資料館の改修についても、これもそういった若い方の考え方を反映しながら進めてまいってきている事業だというふうに考えております。そのほかにも、商工会の青年部だったり、JAの壮青年部であったり、あるいは男性の若手ばかりではなくて女性の方々の声を聞く場面もあろうかと思っておりますので、その事業その事業に対して甲佐町にとって一番ベストな方策を探っていく上で、おっしゃるとおり、そういう若い世代の声というのは尊重しながらやっていくということは念頭に入れながら、今後も対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。若い者の意見を尊重した事業推進ということで、今、町長のほうから答弁をいただきました。甲佐町も先ほどからも申しますように、若い世代を対象とした移住、定住促進というのがまず最前提にあるわけございまして、その若い方々を甲佐町に獲得するためには、若い方々に魅力ある町づくりじゃないと若い方々が来ないと思います。若い方々がどのような町が魅力があるかというのは若い世代しかわからないということで、若い方々と意見交換をしながら、そして若い方々の意見を吸い上げた事業展開をしていくと。そういった中で、その事業を成功させるために執行部、我々議員の立場、いろいろ町民、全てが力を合わせてですね、頑張っていくことが重要ではないかというふうに思います。

以上で1問目の質問を終わります。

次に、新規就農支援についてご質問をさせていただきたいと思います。

この質問の趣旨といたしましては、農業を取り巻く環境が厳しい状況にあります中で、本町でも農業の担い手不足だったり、あとはそれに伴います遊休農地の増加であったりなど、さまざまな問題を抱えている状況であります。そのような状況の中で、まずは農業の担い手の確保に向けた取り組みを行っていくということは、農業が抱える問題の解決に向けては最も優先して行うべき対策ではないかというふうに考えておりまして、今回、新規就農支援についてご質問をさせていただきたいと思います。

まずは、新規就農支援制度の現行の内容についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、旧青年就農給付金、現在の農業次世代人材投資事業についてご説明申し上げます。

この制度は、青年の就農意欲の喚起と就農の定着を図ることを目的に、就農を始めてから経営が安定するまでの一定期間に就農直後の所得を確保するため、国からの給付金を交付するという事業です。要件といたしましては、50歳未満の認定新規就農者で人・農地プランに位置づけられている方、かつ就農後の所得が一定金額以下の方が対象となります。給付金の額につきましては所得要件がございますが、最大で150万円、最長5年間の給付が受けられることとなっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。それでは、今までにですね、この制度を大体甲佐町で何名ぐらい活用されているかということで、ちょっと参考までにお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） お答えいたします。

この制度につきましては、まず平成24年度で3名、平成25年度で3名、平成26年度で3名、平成28年度で1名、平成29年度で3名、平成30年度で2名、合計で15名となっております。

ます。最大5年間ということですので、延べ人数で申しますと54名の方に給付をいたしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。新規に農業を始められる方は初期費用の投資も必要ですし、農業経営が安定するまでには時間がかかると考えますので、経営が安定するまでの間、所得保障をするこの制度は非常に有効な制度だというふうに考えます。

ただ、要件の中にですね、50歳未満という要件がございました。確かに若い農業者の新規就農支援という点では年齢要件は必要ではあると思いますけれども、例えば農業をされている実家の親が高齢化で農作業が難しくなって、その後継者の方が例えばお勤めの方だったと仮定して、会社を中途退職してですね、農業に就いた場合に、50歳以上であればこの制度は活用できないということになります。農家の高齢化が進む中でこのようなケースは今後増加していくと考えます。このような点で、町としては、このような問題がありますけれども、どのようにお考えかをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 確かに議員ご指摘のとおり、現在の制度では50歳未満という年齢要件があるため給付金の支給はできないこととされております。農業者の高齢化、それと会社の定年の延長などにより、50歳を超えてから新規就農をされる方というのも増加する可能性はあるというふうに十分に考えております。

このような中ではございますが、この制度につきましても昨年度までは45歳未満という年齢要件がございました。ただ、このような世の中の状況を考えられて国のほうでも制度についての検討がなされて、今年度から年齢要件が5歳延ばされまして50歳未満となったところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 国も検討されてですね、本年度から年齢要件を5歳延長して50歳未満とされたことはわかりました。私も昨年、農政課のほうにおりまして、昨年はたしか45歳未満だったのでですね、ことしは5年延びたんだなというふうに感じたところです。

ただ、私たち世代といいますか、私がことし49歳の代になります。昭和46年生まれ、1971年生まれの1月ですので、同級生とかはことし49歳ということですね。その年代前後と話をする中で、私たち世代になりますと、親が大体80歳とかそのようなパターンになりますけれども、親がちょっと農業をしょったんだけど高齢でもう今後できんということで、その息子、私たち世代の者がじゃあ農業を継ぐかとなったときに、そういった国からの支援制度がありますけれども、そういった制度があればですね、農業への第2の人生のチャレンジということで若干なりと支援になるかと思っておりますけれども、そういった支援がない場合はですね、なかなか新たに会社を辞めてまで農業を継ぐかとなったときに、ちょっと考えられる部分があるということで、そういったことを促すためにですね、何とか50歳、

また60歳ぐらいの方までを対象として、そういった新規就農に対する支援というのは何かできないかなというふうに考えたものですから、今回ちょっと質問させていただきました。

そういった考えのもとです、それでは国ではなくて、各自治体が独自で今私が申しましたような年齢要件の緩和などされて、単独助成をされているところはあるかどうかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） ただいまの件でございますけれども、いろいろ調べてみましたところ、全国的にも、熊本県内にもございました。ただ、年齢要件といたしましては、やっぱり一般的に多いのが、40歳から45歳までというところが結構多いございました。一部50歳、55歳というのが年齢要件となっているところもございました。

助成の内容といたしましてもさまざまでございますけれども、一番多かったものが就農1年目に就農祝い金ということで1年限りの補助金を出しているところ、それと、農業用機械の導入に関しまして新規就農者を優先しているところ、また、農業の各種研修ですね、いろいろ県であったり近隣町村、県外、研修をされているところに対して出されている研修費補助、それと一部ではございますが、国の先ほどの給付金の一部上乗せをするというところもございました。ただ、自治体の状況により、さまざまな内容となっているところでございました。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。私自身も調べてみましたけれども、課長が答弁されたとおり、単独助成している自治体も少なからずございました。そこで、農業の担い手不足を解消する方策の一つとしまして、甲佐町でも年齢要件の緩和などによる町独自の支援策について、今後よければ検討を進めていただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） では、ただいまの件を私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

甲斐議員もご存知のとおり、いろんな支援とかそういった制度については、通常、国あるいは県に追従する形で町も一緒にやらせていただいている。要は、町の負担分を出して、その制度設計がなされているというふうに思っております。

ただ、これまでも農事組合法人の組織化であったり、そういう町として進めていかなくちゃならない、そういった場合においては、人・農地プランとの関係もありますし、初期の経営についての支援等も上乗せして町が支援している例もありますし、また、農機具導入の補助についてもしかりであります。あるいは、今回、宮内地区がされます産地化の問題、それについても支援をさせていただいている状況もあります。

先ほど課長のほうから国の年齢制限も引き上げをなされているような情報も入っておりますので、この件についてはそういった国の動き等も視野に入れながら、内部のほうでま

ずは検討させていただくならというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。まずは、よその事例とかを参考にされてですね、内部で前向きに検討していただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、続いて3問目の質問に移らせていただきたいと思います。

3問目につきましては、役場若手職員の育成についてということで質問をさせていただきます。

ただ、この質問につきましては、本日、宮本議員のほうからも朝から一般質問がございまして、重複する部分がございますので、ちょっと難しいんですけど、私が今回この質問をさせていただく趣旨といたしましては、私も昨年12月まで役場のほうに勤めておりまして、非常に感じることは、感じることにいいますか、要は、今から先、時代も令和に変わってきて、若い職員が役場の担い手として精いっぱい頑張っていく、そういった時代を迎えていくと思います。

そういった中で、若手職員とですね、中堅から管理職のここにおられる課長の皆様方と、世代がいろいろありますけれども、私が感じますのは、管理職の皆様方、係長、50代、40代ですね、そういった世代の職員と、今の20代、30代の職員がまず基本的に何が違うかという、育ってきた教育環境がまず違うというふうに思います。教育環境が違う中で育ってきた人間者同士ですから、当然、物事に対する考え方とかも違います。そういった考え方が違う者同士が今、同じ組織の中で仕事をしていくということで、これは甲佐町役場のみならず日本全国どこでもそういった問題は起きていると思います。そういった中で、大事なことは、お互いの世代がお互いの世代のよさをわかり合いながらですね、近づいていくということが、歩み寄っていくということが必要ではないかというふうに私は考えます。

そういった中で、管理職の皆様方は若い20代、30代の職員の方々に対してですね、もっとコミュニケーションといいますか、そういった若い方々が実際どのような考えをしているのかとかそういったことを、一歩下がってという表現がどうかわかりませんが、一歩近づいてですね、若い世代に近づいて話してみたり、そうすることによって若い方々のいいところだったり、考え方とか、ああ、こういった考え方を持っているんだとかですね、そういったことをわかって、若い世代を尊重して、そして長所を伸ばしていくといったような指導方針が、私は今から先必要ではないかというふうなことを考えましたので、今回質問をさせていただきました。

これは、あくまでも管理職の方々ばかりに言うのではなくて、これは若い職員もですね、管理職、先輩方々の考えを理解するように一歩でも近づくような、そういった努力というのは必要だと思います。お互いがお互いの世代をわかり合っていく上では、なかなか若い方々からちょっと上のほうにというのは難しいので、まずは管理職の皆様方が若い職員に一歩近づいて直接話を聞いてやるとか、悩みを聞くとか考え方を聞くとか、そういったこ

とが必要ではないかというふうに考えます。

そういった中でですね、今、コーチング研修というのがございます。コーチングと申しますのは、私も昨年、職員で研修を受けたんですけど、要は、いろいろ人間はそれぞれいますので、それぞれのよさとか長所とかをわかって、その長所を光らせるというか、いい方向に持っていくというようなことで、コーチング研修とか、私は受けたんですけど、昨年私が役場にいた限りでは、管理職の皆様方はこのコーチング研修というのは受講されていないのかなというふうに思います。そういった中で、この管理職のコーチング研修の実績についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（一圓秋男君） お答えいたします。

管理職のコーチング研修の実施状況ということでございます。コーチング研修につきましては、今お話の中でありましたように、対話を通して相手の目標達成、プロセスを支援するものということで、以前からというか、企業のほうで取り入れられた手法ということで、最近リーダー育成、コミュニケーションスキル向上というもので非常に行政の研修あたりでもよくやられている手法でございます。

今の状況でございますけれども、職員研修計画というのを町でつくってございまして、その中の基本研修の一つとして、中間管理職であります参事、係長クラスを対象にですね、毎年6名ほど熊本県市町村職員研修協議会が主催します研修会に参加させております。今、お話の中では課長でございますけど、課長についてはですね、現在のところ参加はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。課長級についてはコーチング研修は実施されていないということで、その考え方については冒頭で述べましたとおり、私の考えはそういった考えでございますので、今後ですね、管理職の方々におかれましても、このようなコーチング研修を受講していただくということは可能かどうかを、もしよろしければ副町長のほうにお願いしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 師富副町長。

○副町長（師富省三君） 管理職のコーチング研修への参加についてのご質問でございますけれども、町では、議員ご承知のとおり、職員の資質向上の観点から職員研修計画に基づいてさまざまな研修を実施をしております。ただいまお尋ねのコーチング研修につきましては、リーダー育成やコミュニケーションスキル向上など、人材の能力開発手法として大変有意義な研修というふうに受講した方からもですね、報告を受けております。現在、係長に参加をしてもらっているところでございますけれども、課長につきましても大変有益な研修と思います。これを主催します熊本県市町村職員研修協議会の募集人員の数の関係などもございますけれども、課長も参加する方向でですね、担当の総務課のほうで希望を募ってもらいたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） ありがとうございます。今後は管理職の方々もこのようなコーティング研修を取り入れていただく方向で検討を進められるということで理解いたしました。ぜひ、先ほど申しましたように、お互いの世代がお互いの世代をわかり合ってくださいね、そして一つになってチームワークがとれた役場組織にさらになっていくということを期待いたします。

最後になりますけれども、本日の締めでございます。

ちょっとですね、有名な方の名言の一つ発表させていただきたいと思っておりますけど、学者でダーウィンという方がおられまして、これは誰でも聞かれたことはあると思っておりますけど、このダーウィンという方の名言の中にですね、最後に生き残るのは強いものでもない、賢いものでもない、最後に生き残るのは変化できるものであるという名言がございます。

時代も昭和から平成、平成から令和へ移っております。それぞれの考え方とかも柔軟にですね、その時代に対応して変えていく必要があるんじゃないでしょうか。また、その考え方につきましては、私が本日1問目、2問目にも質問いたしましたが、やはり厳しい時代だからこそですね、いろいろ挑戦して変化をしていく必要があると思っております。変化することで最後に生き残るのは甲佐町ということで、変化することは挑戦であると思っておりますし、挑戦するためには勇気、度胸が要ります。その勇気、度胸というのをですね、執行部と我々議会、町民、一致団結していくような町であることを最後に期待しまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（宮川安明君） これで、2番、甲斐高士議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。再開は15分からいたしますので。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 一般質問通告書に基づきまして質問を行います。

今回の質問事項は2項目です。まず、第1の項目であります、町健診について質問いたします。

特定健診の受診率についてお尋ねいたします。

甲佐町の特定健診受診率は2017年度、平成29年度において46.2%となっております。郡内においては同年度の山都町60.7%、嘉島町の56.4%に次いでの実績となっております。

2020年度、令和2年度基本計画の町目標60%、保健事業実施計画目標54%、町の計画に違いがありますが、現実的な目標としては保健事業計画の目標として54%へ、2017年

から2020年度までの4年間でプラス7.8%に達するということについては、実現性や展望はあるのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） お答えいたします。

平成29年度の本町の特定健診受診率は議員からもお話がありましたとおり、前年度から1.1ポイント上昇し、46.2%となっております。加入者の特定健診及び特定保健指導を受けさせることが各医療保険者に義務づけられた平成20年度の29.9%から、毎年度少しずつポイントを重ねてきたところでございますが、平成30年3月に策定をいたしました甲佐町第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）におきましては、国が掲げる保険者種別の最終目標値である60%を、計画期間の最終年度であります2023年度、令和5年度の目標値として、平成30年度からの6年間で約14%の受診率向上を目指して各種事業に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 目標についてですね、お話がありましたが、私が問いたいところはですね、その目標達成についての実現性や展望は確かにあるものかということですので、もう一度お願いします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 毎年度、初めて実施しておりますこの健診の受診希望調査の中に、町の健診を受けない理由の一つとして「病院に通院しているため」ということがあります。また「行くのが面倒だ」「仕事が忙しい」「時間が間に合わない」「知らなかった」などが、健診を希望しない理由にあるのではないかというふうに考えられます。

このようなことから、平成30年度は個別医療機関において特別健診が受診できるように、町内3医療機関を含む14医療機関と契約を結びまして、町の集団健診未受診者へ受診の案内を行っております。

かかりつけの病院で定期受診の際に特定健診を受けていただいたり、被保険者の都合に合わせた時間に受診できたりと、健診機会の提供につながったと考えておるところでございます。なお、個別健診受診者数は108名でございました。

平成30年度の特定健診受診率が確定するのは、報告後の11月ごろになりますが、受診率の向上を期待しているところでございます。

なお、特定健診の継続実施だけでは伸び悩みが予想されますので、医療機関等との連携を密にして、受診率向上を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 上益城郡内ですね、受診率を見れば、山都町が平成29年度において60.7%ということで、郡内で一番の受診率となっております。こうしたところでは、

甲佐町も学ぶべきものがあると思いますが、山都町の状況は把握されていますか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） 山都町はですね、合併をする以前の無医村の時代、また、特定健診が始まった平成20年度から受診率が高いということで、その理由の一つといたしまして、山間部であるため医療機関が少ないというお話を聞いております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 何と言いますか山都町の状況はですね、の今の説明ではですね、はっきりわからないところもありますけれども、質問を先にですね、進めさせていただきます。

次に、医療費抑制の取り組み方について質問いたします。

医療費適正化や健康づくりに取り組む自治体などへのインセンティブ制度、目標を達成するための刺激策として、市町村国保では保険者努力支援制度が創設され、平成28年度から交付金が実施されているとあります。

甲佐町は関係職員の皆さんの努力で、糖尿病等の重症化予防や保険料収納率の実施状況が高く評価されているとあります。

平成28年度の評価指標は、全国1,741市町村中276位で交付金が176万円あったと第2期保健事業実施計画に出されております。

医療費の状況については、第2期保健事業実施計画によれば、平成28年度甲佐町の一人当たりの医療費は、同規模自治体、県、国と比べて高くなっています。県内13位となっています。医療費抑制においては、どのような取り組みをされているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） それでは、本町の医療費抑制に向けた取り組みということでご説明を申し上げます。

医療費の伸びを抑制するために国の指針にもありますように、病気の発症や重症化予防を町の重点課題といたしまして、特定健診の受診率向上に努めておるところでございます。

病気の発症や重症化の予防には、個人個人の状態に応じた直接的な保健指導等が重要となりますので、まずは健診の受診機会を提供し、受診の結果や病院受診に係る受診報酬明細書、レセプトのデータから保健指導の対象者を絞り込んで、個別訪問による保健・栄養指導、医療機関への受診勧奨などに努めておるところでございます。

特定健診につきましては、毎年度当初に健診・受診の希望調査を行い、調査票の未提出者や健診を希望されない被保険者に対しましては、電話や訪問による特定健診の受診勧奨や受診券の発送を行っておるところでございます。

さらに昨年度30年度からは、町での集団健診に加えて町が指定をします医療機関における個別健診事業を開始し、町内及び近隣町の14の医療機関と健診事業の委託契約を結んでおるところでございます。

かかりつけ医等で健診を受けることができますので、被保険者の受診機会が増え、受診者数が伸びることを期待しておるところでございます。

なお、この個別検診につきましては、集団健診の未受診者全員に受診券を送付し、一定期間内に検診を受けていただくようにしておるところでございます。

また、町内の医療機関との連携を図り、かかりつけ医からの特定健診の受診勧奨もお願いをしております。

そのほか、受診率向上に向けまして、医療費抑制のために国が推進をしております、ジェネリック医薬品の使用促進でございますが、町では生活習慣病関連疾患対象者でジェネリック医薬品を使用していない人に対しまして、ジェネリック医薬品を使った場合とその差額を知らせる通知を年2回送付し、保険証の更新時におきましてジェネリック医薬品希望カードを、新しい保険証のケースに入れて配布をしております。

また、受診をしていただいた方への受診後の保健指導や栄養指導など、フォローを丁寧に実施していくことで、特に受診した方から重症な疾患を出さないことを目標に取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 次にですね、健診の具体的状況について質問いたします。

町総合計画の社会保障の基本方針では、国民健康保険においては特定健康診査など保険事業等の強化を図り、医療費の抑制に向けた効果のある事業の取り組みや啓発活動の推進に努め、国民健康保険の健全かつ安定的な運営を目指しますとあります。

健診の充実は町民の健康づくりに必要であるし、医療費抑制につなげることのできる重要な施策であるとうたわれています。私もそう考えます。

ところで、健診の状況を郡内自治体と比べてみました。町によって健診の名称は違いますし、検診内容にも違いがあります。例えば、御船町、嘉島町、益城町では、ドック対象年齢が40歳から74歳となっています。甲佐町は35歳から5年ごとの節目の年が対象となり、最終年齢が60歳となっています。山都町では20歳から60歳までの5歳ごとの節目健診となっています。

検診内容に幾らかの違いがあると思いますが、費用については、甲佐町の男性1万5,000円、女性2万円は、郡内において一番高くなっています。甲佐町としては郡内他の自治体と比較して、人間ドックの対象年齢の拡大が必要だと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） ご質問いただいております人間ドックにつきましては、以前国保ドックで対象年齢を広げた形で実施をした経験がありますが、受診者の固定化が見られておるところでございました。

一方、5年ごとの節目健診につきましては、特別感を持っていただくことで受診者の固定化は見られなかったため、継続して実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 受診者が固定化していることはいつも受けていただくということで、それは喜ばしいことだと思うんですが、その固定化の幅をですね、広げることは、一つは努力がいることだと思うんですよ。そういった意味では、私はですね、この人間ドックの対象年齢の拡大というのはですね、一つの変化であるし、やっぱり関心と呼ぶところだと思うんですね、町民の皆さんからですね。そういったところでは、私も今申し上げましたように、ドックの受けられる対象の年齢の幅として、これは郡内のほかの自治体と比較した場合に限りますが、やはり甲佐町が一番幅が狭いと、それは事実としてあるわけですので、是非そういったところですね、検討ができないかということですが、もう一度お願いします。

○議長（宮川安明君） 総合保健福祉センター所長。

○総合保健福祉センター所長（奥村伸二君） お答えいたします。

提供資料にありますとおり、郡内5町が実施をしております特定健診及びがん検診につきましては、対象年齢や自己負担額に違いがありますが、町としては国の定める指針等に従って設定をして実施をしておりますのでございます。

40歳から74歳の被保険者を対象として実施をしております特定健診の受診者を年齢別に見てみますと、毎年60歳から74歳の受診率が安定して高く、40歳から64歳までの受診割合が低い状況にあります。本町では早期介入保健事業の観点から、35歳から5歳刻みで60歳までの被保険者を対象として節目健診を実施しておりますが、特定健診対象者となる前からの検診に対する意識づけの狙いがありまして、40歳になってからは集団健診と5年ごとの節目健診、ドック形式でございませうけれど、年に1回の継続的な受診につなげていただきたいというふうに考えておるところでございます。

節目健診の自己負担額は、先ほども議員おっしゃったとおりに最大料金で男性が1万5,000円、女性が2万円となっております。がん検診につきましては、検査部位ごとに費用が異なりますので、法で定まった胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、いわゆる5がんにつきましては、3割負担と決まっておりますので、それ以外のがん検査費用は4割程度の額を自己負担額と設定しております。

また、平成25年度から特定健診の対象とならない20歳から39歳までの被保険者を対象とした若者健診、若っかもん健診をですね、集団健診と同時に実施をしております、例年60人前後の受診者数となっております。

健診の検査費用自体、年々値上がりをしておりますので、料金設定の定期的な見直しをしなければならないという状況にあります。

また、がん対策基本法の第6条の条文中に国民の責務として「がん予防に必要な注意を払い、必要に応じてがん検診を受けるよう努める」と示されておりますことから、検査費用の一部負担、一部自己負担金につきましては、自分の健康を維持するための自己投資としてご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） いわゆる特定健診とか人間ドックにしても、その国の基準とかがあるかもしれませんが、現実にとこの自治体というか、あるいは郡内の自治体を比べて見ても違いがあるわけですから、別にそのことにとらわれて今までのやっている基準をそのまま継続していくということではなくて、やはり健診の充実というのがいわゆる医療費の抑制、当然ながら町民の皆さんの健康維持につながるわけですから、そこは私はですね、是非検討いただきたいというふうに思います。

先に進みます。

総合福祉センターから出していただいた、郡内特定健診及び後期高齢者診査並びにがん検診自己負担一覧を見れば、検診対象年齢の違いや自己負担に自治体によって違いがあるのわかります。特定健診や若者健診では、益城町が500円と一番少ない料金となっています。がん検診では、嘉島町が肺がん、大腸がん検診が300円と低い料金となっています。山都町ががん検診においては全体として料金が安くなっています。また、子宮がんや乳がん検診の対象年齢が20歳以上となっており、対象年齢の幅を広く設定されています。そうした状況見れば、先ほども言いましたが、検診対象年齢また料金設定についても検討が必要であると私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） いろいろご指摘をいただきましたけれども、個別に見たときにはうちの町が劣っている、料金設定にしても劣っている部分があるかと思いますが、いろんな制度をトータルで考えたときには、他町と比較したときに決して劣ってはいないということだろうというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 是非、郡内でのですね、その検診内容の比較をですね、比べてみていただければですね、その違いがわかってくると私は思います。私も今回初めてこの質問をするために、各自治体のホームページからですね、検診内容が出ておりますので、比べて比較してみました。そういったところでは、甲佐町も頑張っているところはあると思いますが、例えば、人間ドックの対象年齢の幅だとか、あとは個別の料金設定で郡内5町の一番低いところ、もしくはその対象年齢の一番幅が広いところ、そういったところを比べてみたら、やはり一番をとっているのは他の自治体にあったというふうに思います。

そういうことで、やはりそういった比較をされてですね、是非私は、検診の充実がやはり受診率の向上になるし、またそれが医療費抑制にもですね、絶対私はつながっていくというふうに思いますので、是非検討をいただきたいというふうに思います。

もうこの問題の最後のほうになりますが、検診についての町の考え方や計画については、総合計画や保健事業実施計画、データヘルス計画とも言いますが、上げられております。それで、第6次甲佐町総合計画の後期基本計画では、健康づくりにおいて住民の健康づくりを支援していますとあります。町総合計画の健康づくりの推進では、各種検診事業等の

充実をうたい、乳幼児から高齢者に至るまで各種健康診査やがん検診など充実しますと。また、受診率の向上により、生活習慣病予防とその発見のための保健指導を充実しますとあります。事業の成果の指標としても60%ということを目指しております。

そういう中で、健診を初めとした保健事業は被保険者の健康増進を進めることによって医療費の適正化や国民健康保険の財政も強めることにもつながってきます。県関係課や職員の皆さんは頑張っていることも聞いております。

しかしながら、町民の側から見れば、検診についてはもっと充実、改善する必要があると思いますし、議員としては検診等の町施策をチェックする役割もあると考えます。さらに計画に設定された目標が達成されるよう、町民の皆さんの意見などを参考にされ、検診内容の充実、具体的な充実を進めていただきたいと思います。これで検診についての質問を終わります。

続いて、質問事項の2番目。熊本地震から3年、被災者に寄り添った支援をとということについて質問を行います。

まず第一に、災害公営住宅の課題として家賃負担の軽減について質問を行います。

資料について出していただいておりますが、災害公営住宅入居世帯数50人のうちに家賃減免率50%の世帯が77%、減免率30%の世帯が4%、減免率20%の世帯が2%と、全体52世帯のうち43世帯である83%の世帯の皆さんの収入は、生活保護法基準額に算定した月收入基準額以下であります。

災害公営住宅入居のほとんどの皆さんが、経済的には大変厳しい中でこれからの生活を進めていかなければならない状況にあると思います。その中で家賃の減免は、支出を抑える面において大変助かっておられると思います。

ところで、減免を受けられる世帯の皆さんは、収入として生活保護法基準額以下になっていきますので家賃の減免はもちろんでありますが、生活保護の申請をされれば条件に合わない場合もあるかもしれませんが、生活保護を受けられる可能性もあると思います。

生活保護制度的を適用すれば、町の負担なく国費で賄え適用されるご当人にも助かると思います。生活保護を申請し認めた場合、住宅扶助の対象となり、実質上、家賃の免除もあり得ると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 災害公営住宅の家賃減免については、減免制度につきましては、公営住宅法施行令に基づき算出した収入月額が、生活保護法基準額以下の世帯について減免することができるというふうになっております。その世帯が先ほど佐野議員のほうから言われたとおり、50%減免、30%減免、20%減免が、83%の方が減免を受けているという現状があります。

その方たちがですね、生活保護申請をされてということについてはですね、福祉課長のほうから答弁いただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） まず、生活保護に関するご質問ですけれども、生活保護の

制度としまして、生活に困窮する方について、最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットでありまして、真に保護が必要な方に対して適切に保護が実施されることは重要であると考えます。

しかし、生活保護では原則として本人などの申請に基づき、福祉事務所からの調査及び審査を行った上で生活保護を開始することとされており、実際に本人などの申請がなければ生活保護の受給要件を満たすかどうか確認することが困難であります。

このようなことから、ご指摘のような生活保護を受給できる可能性についてお伝えすることは困難であると考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問の一つとしてですね、仮にですよ、生活保護を申請して認められた場合は、実質上家賃の免除もあり得るかということについていいですか。認められたら、生活保護を仮に申請したら家賃の免除はありますか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 仮に生活保護世帯の方の家賃の減免は認められるかということですが、家賃についての減免はございませけれども、保護費のほうから住宅費の扶助がございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 先に進みますが、町福祉課で受け取ることができる熊本県上益城福祉事務所で発行されている生活保護のあらましに、生活保護について次のように記載されています。

私たちの一生の間には、さまざまな事情で生活に困ってしまうことがあります。生活保護は日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の理念に基づき、生活に困っている人に最低限度の生活を保障して、やがては自分の力で生活できるよう支援することを目的とした制度です、とあります。

目の前に生活に困っている町民の皆さんがおられれば、手を差し伸べて支援することが町の一番の役割ではないかと思えます。

地方自治体の一番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えることです。地方自治法第1条では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするとうたわれています。町として町民から相談を待つだけでなく、場合によっては手を差し伸べる、町民に寄り添う気持ちや姿勢が必要であると思えますが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 町としましても、町民の方が日ごろから抱えておられるさまざまな問題をともに考え、解決できるように手助けしたいと考えております。

現在も住民の方の生活に関する相談段階において、必要であれば生活保護制度について十分説明することや、生活保護の申請の意思のある方に対して申請手続の助言指導を行っ

ており、今後も同様の支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町ですね、いわゆる姿勢の一つのあらわれであるのではないかという疑問を持つようなところがあったのでちょっとご指摘したいんですが、町ホームページの保健福祉のカテゴリーにですね、には、国保、国民年金、高齢者福祉など11項目がありますが、内容の記事がないのは生活保護のみなんです。至急、整備されることを望みますが、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） ホームページの掲載について誠に申しわけありません。至急ですね、整備をしたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） その点はよろしくですね、お願いします。やっぱり今言われたように、関心のある方はですね、そういった情報をこう、見たりしますので、町のホームページはですね、私としては町民の皆さんの頼りになるですね、存在だというふうに思えますので、そこのところはよろしくお願いします。

続いての質問に進ませていただきます。

入居者の生活支援と、孤独死を生まない行政の対応については関連性がありますのであわせて質問をさせていただきます。

災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業では、見守り支援とコミュニティ形成を支援していくとなっておりますが、今あります甲佐地区の災害公営住宅の集会場の活用はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 今、集会所のお話ですけども、今年度より災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業という事業を、委託先の社会福祉協議会の中でコミュニティ形成支援員を通じて、見守り活動として災害公営住宅への訪問、電話連絡等実施しているところです。その中で地元の方との交流も重要でありますので、その交流の場として集会場の活用方法を関係者、入居者を含め、地元の区長さん、民生委員、児童委員の方等で考えてまいりたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） もう入居をされて2カ月以上経っているんじゃないかと思うんですよね。それなりに期間も経っておりますし、災害公営住宅入居の皆さんは建設型仮設または借り上げたの仮設、またそれ以外のところからということで、いろんな方がですね、お住まいになられていると思うんですよね。そういったところでは、みなし仮設でもありましたように、集会所「みんなの家」というのがですね、その皆さんのコミュニティ形成にですね、本当にいい役割を果たしたということが甲佐町の場合もありますし、やっぱりこれは報道でもたびたびですね、されておりました。

そういった意味ではですね、やはりこの集会所の活用というのはですね、やっぱり地域の皆さんまた入居の皆さんともですね、しっかり協議をされて、しかしもう少しスピーディーにですね、いち早く活用が必要だと思いますが、今も2カ月を過ぎています。そういった時点でどうですか、その活用方法。すぐにでもできますか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 議員がおっしゃるように、もう2カ月過ぎてですね、ちょっと対応が遅いというご指摘です。早急な対応を、今後早急にとっていきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） やはりこのすぐ隣でありますので、いつでも出かけることもできますしですね、やっぱりこの集会所の活用というのはですね、是非早く行っていただきたいというふうに思えます。

続いての質問であります。見守り支援については高齢者世帯、障害者世帯が多く、見守りを実施していく必要があるとされています。私もそう思います。また、自宅再建者についても高齢等で見回りが必要な方に対して、支援を行っていく予定とされていることは大変重要なことであるし、いい支援策であるというふうに思えます。この見守り支援については、具体的にはどうなっていますでしょうか。お願いします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 災害公営住宅等の入居者の方に対してのコミュニティ形成支援員、自治会及び民生委員、児童委員等の協力を得ながら、必要な支援の把握、情報の収集、提供及び支援を要する方への専門機関等への適切なつなぎを努めていることとしております。

具体的には内容としましては、見守り活動等として訪問、電話連絡等ですね、を行って、いらっしゃらないときには通知等も差し上げているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） これは見回り方については、週1回とか2回とか月1回とか、そういう具体的なものは決まっていらないんですか。まだこれからですか。まだはっきりしてませんか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 災害公営住宅への見守りということでございますけれども、災害公営住宅については今年度からの事業として支援員の方が2名おられまして、その方におきましては、2日間のうち1回程度ということで行っておりまして、すみません、2日ないし3日ですね、に1回訪問を仮設も含め、みなしも含め行って――、すみません、みなしについては月1回程度の訪問、訪問でいらっしゃらないときは電話連絡をとり、そこでまた訪問をするということを行っております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 災害公営住宅とかですね、仮設住宅とみなしの場合にちょっと

差があるように思いますが、これは1カ所ではないというところもあって、現実的には厳しい面があるかと思いますが、コミュニケーション漏れていうかですね、そういうことがですね、ないようにやっぱりしていただきたいというふうに思います。

それとですね、もう一つ、この計画でどっか書いてあったと思うけど、甲佐町災害公営住宅等コミュニティ形成支援事業で実施期間がですね、最長3年というふうに予定されているということですが、これもあくまでも予定ですので変わる可能性もありますが、やはり東日本大震災の場合もですね、もう発災から8年が経過しておりますが、この見回り活動はですね、継続をされているというふうにこれはネットの記事ですけど、新聞での報道でそういったものもあります。

そういった意味ではですね、私はやっぱりこの入居者の見守り支援やコミュニティ形成支援で生活を支援してですね、やはりそういった支援の活動が、行政の対応としてはですね、引き続き必要であるというふうに考えます。

次に、被災者に寄り添った現行制度の見直しをということで質問を行います。

被害の実態は多種多様、被害の実態に即した支援メニューの拡充をということです。

排水路の復旧について白旗地区から要望が出てると思いますが、内容としては地区内の排水路が熊本地震により被災し、生活及び道路排水が流れず排水が滞留し異臭が発生している状態が改善されず、住民は大変困っている状態が長く続いているということです。

排水路は公共的な施設であり、暮らしに欠かせない施設です。熊本地震支援メニューからの支援でも個人負担が伴う部分が大き過ぎて、住民だけの力ではどうしても改善ができない状況であるというふうに聞いております。

町として対応策を是非検討いただき、改善を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） こちらの事業については、復興基金を活用しました私道復旧事業になるかと思えます。程度の内容といたしましては、私道あるいは民有地で地域住民が日常生活に利用される公道に接続していることなどの要件がございます。

交付の基準につきましては、補助率が対象経費の2分の1、50%ということで、補助の上限が1,000万円となっております。この件につきましては、先ほど佐野議員のほうからもありましたとおり、一つの団地のほうから私道の舗装復旧の申請がなされ、現在は完了しております。その後、排水の問題、道路の流末排水路についても整備ができないかとの相談がございました。

県のほうにも確認したところ、そのような流末の排水路、水路についても説明ができるならば、対象になるとの回答を得ております。

その後、町の考え方としましては、当該団地の件につきましては、先日地元の区長さんのほうからもですね、排水路の整備・復旧について要望書が提出されたところでございます。

対策工法をですね、検討した上で、今後の対応できるところ、できないところを考えて

いきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 説明もありましたが、これ熊本地震支援メニューの応用みたいな形ですね、できるというお話ですが、補助率2分の1、私が聞いたところでは一つの見積もりですから全てではありませんが、1,000万以上かかるということで、とてもその住宅団地にお住まいの方はほとんどの方が年金生活者なわけですね。で、自宅の地震の被害もされているというなことで、この排水路についてはしたいけどなかなかできないと。やはりこの熊本地震で被災を受けて、3年過ぎて解決ができなくて、やっぱり排水路の問題で滞留しているわけですから、やっぱりまだこれからの時期、梅雨どき、また夏場、排水の水も増えますし、臭いもですね、ひどくなっていくというようなことで、本当に困っていらっしやいます。それなところで支援メニュー、ちょっとひどい言い方になるかもしれませんが、あるなしにかかわらずですね、やっぱり毎日の生活で住民が困っているわけですのでやはりその救いは、私はですね、やっぱり行政しかないというふうに思います。そのところを是非お考えいただいでですね、この団地の方もやっぱりこの甲佐町をよしとしてですね、ここに住んで、この熊本地震で被災をしてですね、大変困っていらっしやるという状況がありますので、是非ですね、検討をお考えいただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

続いての質問に行きます。

仮設住宅への入居者の支援についてです。

町コミュニティ形成支援事業について、資料を出していただいでいますが、仮設住宅入居世帯が4月末で45世帯、5月末で39世帯、地域支え合いセンター支援事業では4月1日時点で建設型が47世帯、借上型が12世帯となっています。見守り支援が主な支援活動となっていますが、これからの見守りということで先ほども答弁いただきましたけれども、それ以外にこれからの支援活動としては、どんな活動を予定されているものがありますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（福島明広君） 新しい事業ということでないかということでございますけれども、先ほども述べました重複する部分もあるかと思えますけど、現在の仮設住宅入居状況については、31年、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、31年4月末現在において建設型仮設住宅が47戸、みなし仮設住宅が12戸となっております、自宅の建設や災害公営住宅入居が進んだことに伴いまして、仮設入居者数は日々減少しているところです。

現在、仮設に入居されている世帯に関して、再建策や再建時期が決まっても、工期の関係から仮設住宅を退去できない世帯がほとんどであり、その方たちへの支援についても引き続き、地域支え合いセンターによる生活相談や見守り活動を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 建設型の仮設住宅は、白旗仮設団地を初めとして町内に6カ所、228戸が設置され、大規模な家屋の被害を受けられた町民の皆さんにとっては、この間の仮の住まいとして大変役立ったものと思いますが、今お話があったように5月31日時点での入居世帯は39世帯、入居者は105名とかなり減少しております。

建設型、借上型仮設住宅については、今後の行方を不安視する方もいらっしゃいますが、この仮設住宅については、今後の計画というのはどうなっていますでしょうか。計画はございますか。

何もないですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは私のほうからですね、今の現状をお伝えしたいと思います。

先ほど佐野議員のほうからもありましたとおり、現在、仮設住宅は39世帯の方が入居されております。仮設住宅の延長申請時において、再建の時期や再建方法について個別に相談が行われた中で、今年ですね、9月を過ぎれば仮設住宅に残られる方が、全体で13世帯と予測されます。団地ごとでは2から3世帯の方しか入居をされていない状況となります。そのような中で空室が多くなり、コミュニティや防犯上にも問題が出ますし、また、仮設団地には民間の土地を借用して建設しているところもあり、返還する必要もあります。

このようなことから、仮設住宅の集約については入居者の方のことを十分に考えた上、負担が少ないように配慮し進めていくような考えを持っています。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） その話わかりましたが、まだ具体的にははっきりは決まっていないということね。方向性だけを決めているということね。

統合も考えられてるといふところがあるかと思いますが、入居者の皆さんの生活の実態やですね、これからの生活再建の思いをしっかりとですね、確認をされて、方向性を決められるようにと考えます。

最後の質問となります。

子どもへのケア対策についてです。

震災後しばらくの間はですね、子どもたちへの心のケアについて学校等で対応もされていたと思いますが、地震後3年を過ぎて地震の恐怖や衝撃も過去のことになっていきそうではありますが、心のストレスには個人差もあり表面的にはわかりづらいこともあります。学校等で子どもたちへのケア対策はどうなっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） 佐野議員の質問にお答えいたします。

児童生徒に対するケア対策についてということですが、今、年3回、5月、9月、2月に児童生徒の心のケアに関する調査を実施しております。その結果をもとに児童生徒

に寄り添ったカウンセリングを行うことにより、心のケアに努めております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 年3回ですね、心のケアについてやっているというなことでありましたが、やっぱり地震後3年はたちますが、そういったことについての子どもたちの心理的な問題は解消されている、解決されている、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荒田慎一君） この調査が平成29年度から実施をされております。一応、本年度も実施を、もう5月も終わっていますので1回は実施をしております。

その結果をもとにですね、分析しますと、平成29年度は小学生が1名、中学生が4名おられました。その方々につきましては、学校の先生方また保護者と協議しながら、カウンセラーにカウンセリングをするのか、学校で対応するのかってことで、それぞれ対応させていただいています。

平成30年度につきましては、児童が1名、生徒が1名ということで結果が出ております。このですね、カウンセリングまた学校での対応ということで、若干ですけども件数だけで言えば減ってきているということになります。これにつきましては震災後5年後ですね、までは震災のケアが必要だという部分もありますので、今後、引き続き調査をしながら、学校とも協議しながら、保護者ともですね、連携を図りながら心のケアに努めてまいりたいというふうに考えています。

以上になります。

○6番（佐野安春君） 心のストレスや傷をですね、癒やすためにはですね、時間がかかると思います。今、課長からもありましたが、5年間は今のところ継続してやっていくというようなことで、やはりこの長い間、時間をかけたですね、そういったカウンセリングが必要であるかというふうに私も思います。

継続的に見守り寄り添っていくですね、支援体制がこれからも必要であるというふうに思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（宮川安明君） これで、6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

以上をもちまして、一般質問の通告者全ての質問は終わりました。

日程第2 議員派遣について

○議長（宮川安明君） 日程第2「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することとし、変更等については議長に一任とすることと決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第3「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第4「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生との二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の、二つの常任委員会からの申出書のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることと決定しました。

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第5「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

申し出のとおり、閉会中の継続審査にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることと決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月7日から本日までの4日間にわたり、提案をいたしました報告、条例一般会計補正予算などの案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました、令和元年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によ

りまして、町政全般にわたり政策の推進を図ることができますとともに、ご指摘をいただきましたことを踏まえまして、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいり所存でございます。

また、今年も間もなく梅雨入りに入ろうかと思っておりますけれども、これからが本格的な大雨の季節となりますので、災害に対し万全の体制をもって対処していく所存でもございます。

議員各位には今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導いただきますよう心からお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は7日に開会、本日10日までの4日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全てを議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましても、終始精力的なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなる尽力を尽くされますようお願いを申し上げます。

最後に、これからますます暑い時期を迎えます折から、皆様には切にご自愛くださいますようお願い申し上げます。令和元年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後4時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 元 年 第 2 回 定 例 会

令 和 元 年 6 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 岡 本 幹 春
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー 電 話 (092) 475-1361

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上 益 城 郡 甲 佐 町 大 字 豊 内 719-4
電 話 (096) 234-1198